

情 報 公 開 制 度 及 び 個人情報保護制度の運用状況

令 和 4 年 度

(2022 年度)

枚 方 市

目 次

I. 情報公開制度の運用状況

1. 保有情報公開の請求	1
(1) 処理状況	1
(2) 実施機関別請求状況	1
(3) 部分公開及び全部非公開の適用条項	2
(4) 請求者の内訳	3
2. 請求権のないものからの保有情報公開の申出	4
(1) 処理状況	4
(2) 実施機関別申出状況	4

II. 個人情報保護制度の運用状況

1. 保有個人情報開示等の請求	6
(1) 処理状況	6
(2) 実施機関別請求状況	7
(3) 部分開示等及び全部非開示等の適用条項	8
2. 個人情報ファイル	8
保有状況	8
3. 個人情報の目的外利用等	9
枚方市個人情報保護条例第9条第2項第5号及び第6号並びに同条例第10条 第3項第4号及び第5号の規定による目的外利用等の状況	9

III. 情報公開・個人情報保護審議会

1. 審議会委員	18
(1) 審議会委員	18
2. 審議会開催状況	19
(1) 開催日及び諮問案件	19

目 次

IV. 情報公開・個人情報保護審査会

1. 審査会委員	20
(1) 審査会委員	20
2. 審査をした審査請求の処理状況	20
(1) 処理状況	20
3. 審査会開催状況	21
(1) 開催状況及び諮問案件	21

参考資料

1. 保有情報公開の請求の内容等	27
2. 保有情報公開の申出の内容等	49
3. 保有個人情報開示等の請求の内容等	60
4. 審議会への諮問及び答申の内容等	67
5. 審査会答申	99

I. 情報公開制度の運用状況

1. 保有情報公開の請求

(1) 処理状況

令和4年度（2022年度）の保有情報公開請求は、284件ありました。

保有情報公開請求に対する処理状況を見ると、全部公開が43件、部分公開が90件、全部非公開が3件、不存在が120件、取下げが27件、却下が1件で、公開率は97.8%でした。

表1 保有情報公開請求処理状況

区 分		令和4年度 (2022年度)	令和3年度 (2021年度)
請 求 者 数		132人	156人
請 求 件 数		284件	281件
処 理 状 況	全 部 公 開	43件	54件
	部 分 公 開	90件	106件
	全部非公開	3件	—
	存 否 応 答 拒 否	—	6件
	不 存 在	120件	95件
	取 下 げ	27件	19件
	却 下	1	1
公 開 率		97.8%	96.4%
審 査 請 求		1件	6件

※公開率＝（全部公開件数＋部分公開件数）
÷（請求件数－取下げ等）×100

取下げ等とは、不存在、取下げ、却下の合計件数です。

※請求者数は延べ人数です。

※令和4年度（2022年度）の公開請求に対して決定を行った件数を計上しています。

※審査請求の件数は、令和4年度（2022年度）の公開請求に対する決定についての審査請求件数を計上しています。
（令和5年（2023年）10月1日現在）

(2) 実施機関別請求状況

実施機関別の請求状況は、市長に対するものが212件（土木部56件、都市整備部39件など）、教育委員会に対するものが28件、選挙管理委員会に対するものが2件、公平委員会に対するものが1件、監査委員に対するものが1件、農業委員会に対するものが1件、固定資産評価審査委員会に対するものが3件、上下水道事業管理者に対するものが34件、病院事業管理者に対するものが1件、議会の議長に対するものが1件でした。

表2 実施機関別請求件数

(単位:件)

実 施 機 関 名		請 求 件 数	処 理 状 況						
			全部公開	部分公開	全部非公開	存否応答拒否	不存在	取下げ	却 下
市 長	危機管理部	13	2	2	1	—	8	—	—
	市長公室	3	3	—	—	—	—	—	—
	総合政策部	1	1	—	—	—	—	—	—
	市駅周辺まち活性化部	2	—	1	1	—	—	—	—
	市民生活部	3	1	1	—	—	1	—	—
	総務部	18	4	6	—	—	6	2	—
	観光にぎわい部	14	2	4	—	—	4	4	—
	健康福祉部	24	4	7	—	—	11	2	—
	子ども未来部	16	2	—	—	—	13	1	—
	環境部	23	1	7	—	—	11	4	—
	都市整備部	39	10	10	1	—	17	1	—
	土木部	56	4	30	—	—	17	5	—
	会計課	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計		212	34	68	3	—	88	19	—
教 育 委 員 会	総合教育部	14	—	2	—	—	11	—	1
	学校教育部	14	6	1	—	—	5	2	—
	小 計	28	6	3	—	—	16	2	1
選挙管理委員会		2	1	—	—	—	1	—	—
公平委員会		1	—	—	—	—	1	—	—
監査委員		1	—	—	—	—	1	—	—
農業委員会		1	—	—	—	—	1	—	—
固定資産評価審査委員会		3	—	1	—	—	2	—	—
業 務 管 理 者 上 下 水 道 事	経営戦略室	—	—	—	—	—	—	—	—
	上下水道部	34	2	18	—	—	8	6	—
	小 計	34	2	18	—	—	8	6	—
病院事業管理者		1	—	—	—	—	1	—	—
議会の議長		1	—	—	—	—	1	—	—
合 計		284	43	90	3	—	120	27	1

(3) 部分公開及び全部非公開の適用条項

部分公開と決定したものについて、非公開の理由として適用した条項の内訳は、枚方市情報公開条例第5条第1号が35件、同条第3号が24件、同条第4号が1件、同条第5号が1件、同条第6号が1件、同条第7号が53件でした。

表3 部分公開及び全部非公開の適用条項

(単位: 件)

		令和4年度 (2022年度)	令和3年度 (2021年度)
条例第5条第1号	個人に関する情報	35	58
第2号	法令秘情報	—	—
第3号	法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報	24	40
第4号	任意提供情報	1	—
第5号	公共安全等に関する情報	1	2
第6号	審議、検討等情報	1	1
第7号	事務又は事業に関する情報	53	50

(注) 1件の決定に適用条項が複数存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

(4) 請求者の内訳

請求は132の個人・団体からあり、その内訳は、市内に住所を有する者が89、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体が23、市内の事務所又は事業所に勤務する者が3、市税の納税義務を有する者が1、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するものが16でした。

表4 請求者の内訳

(単位: 人又は団体)

区 分	令和4年度 (2022年度)	令和3年度 (2021年度)
市内に住所を有する者	89	119
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	23	26
市内の事務所又は事業所に勤務する者	3	4
市内の学校に在学する者	—	—
市税の納税義務を有する者	1	—
実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	16	7
合 計	132	156

2. 請求権のないものからの保有情報公開の申出

(1) 処理状況

令和4年度（2022年度）の保有情報公開申出は、125件ありました。

保有情報公開申出に対する処理状況を見ると、全部公開が70件、部分公開が34件、不存在が4件、取下げが17件で、公開率は100%でした。

表5 保有情報公開申出処理状況

区 分		令和4年度 (2022年度)	令和3年度 (2021年度)
申 出 者 数		113人	97人
申 出 件 数		125件	127件
処 理 状 況	全 部 公 開	70件	75件
	部 分 公 開	34件	33件
	全部非公開	—	—
	存 否 応 答 拒 否	—	—
	不 存 在	4件	8件
	取 下 げ	17件	11件
公 開 率		100%	100%

※公開率＝（全部公開件数＋部分公開件数）
÷（申出件数－取下げ等）×100

取下げ等とは、不存在、取下げの合計件数です。

※申出者数は延べ人数です。

※令和4年度（2022年度）の公開申出に対して回答を行った件数を計上しています。

(2) 実施機関別申出状況

実施機関別の申出状況は、市長に対するものが111件（健康福祉部39件、都市整備部30件など）、教育委員会に対するものが2件、選挙管理委員会事務局に対するものが2件、上下水道事業管理者に対するものが9件、病院事業管理者に対するものが1件でした。

表6 実施機関別申出件数

(単位:件)

実 施 機 関 名		申出件数	処 理 状 況					
			全部公開	部分公開	全 部 非 公 開	存否応答 拒否	不 存 在	取 下 げ
市 長	危 機 管 理 部	1	—	1	—	—	—	—
	市 長 公 室	3	2	—	—	—	—	1
	市駅周辺まち活性化部	1	1	—	—	—	—	—
	市 民 生 活 部	7	3	2	—	—	2	—
	総 務 部	3	—	1	—	—	—	2
	観 光 に ぎ わ い 部	4	—	3	—	—	—	1
	健 康 福 祉 部	39	31	6	—	—	—	2
	子 ど も 未 来 部	—	—	—	—	—	—	—
	環 境 部	11	2	7	—	—	2	—
	都 市 整 備 部	30	27	3	—	—	—	—
	土 木 部	11	2	6	—	—	—	3
	会 計 課	1	—	1	—	—	—	—
	小 計	111	68	30	—	—	4	9
教 育 委 員 会	総 合 教 育 部	—	—	—	—	—	—	—
	学 校 教 育 部	2	1	1	—	—	—	—
	小 計	2	1	1	—	—	—	—
選挙管理委員会事務局		2	1	1	—	—	—	—
業 務 管 理 者 上 下 水 道 事	経 営 戦 略 室	—	—	—	—	—	—	—
	上 下 水 道 部	9	—	2	—	—	—	7
	小 計	9	—	2	—	—	—	7
病院事業管理者		1	—	—	—	—	—	1
合 計		125	70	34	—	—	4	17

(注) 申出のあった実施機関(部)のみ掲載しています。

Ⅱ．個人情報保護制度の運用状況

1．保有個人情報開示等の請求

(1) 処理状況

令和4年度（2022年度）の保有個人情報開示等請求は149件あり、全て開示請求でした。訂正（追加又は削除を含みます。）請求、利用の停止請求、消去請求及び提供の停止請求についてはありませんでした。

保有個人情報開示請求に対する処理状況を見ると、全部開示が70件、部分開示が59件、非開示が1件、不存在が19件で、開示率は99.2％でした。

表7 保有個人情報開示等請求処理状況

区 分		令和4年度 (2022年度)	令和3年度 (2021年度)	
		保有個人情報 開示請求	保有個人情報 開示請求	保有個人情報 訂正請求
請 求 者 数		123人	88人	1人
請 求 件 数		149件	101件	1件
処 理 状 況	全部開示等	70件	37件	—
	部分開示等	59件	54件	1件
	全 部 非 開 示 等	1件	2件	—
	存 否 応 答 拒 否	—	—	—
	不 存 在	19件	8件	—
	取 下 げ	—	—	—
	却 下	—	—	—
開 示 等 率		99.2％	97.8％	100％
審 査 請 求		3件	—	—

※保有個人情報の利用の停止請求、消去請求、提供の停止請求の欄は省略しています。

※開示等率＝（全部開示等件数＋部分開示等件数）÷（請求件数－取下げ等）×100

取下げ等とは、不存在、取下げ、却下の合計件数です。

※請求者数は延べ人数です。

※令和4年度（2022年度）の開示等請求に対する決定を行った件数を計上しています。

※審査請求の件数は、令和4年度（2022年度）の開示等請求に対する決定についての審査請求件数を計上しています。
（令和5年（2023年）10月1日現在）

(2) 実施機関別請求状況

実施機関別の請求状況は、市長に対するものが124件（市民生活部60件、健康福祉部46件など）、教育委員会に対するものが15件、選挙管理委員会に対するものが1件、農業委員会に対するものが1件、固定資産評価審査委員会に対するものが8件でした。

表8 実施機関別請求件数

(単位：件)

		請求件数	処 理 状 況						
			全部 開示等	部分 開示等	全部 非開示等	存否応 答拒否	不 存 在	取 下 げ	却 下
市 長	危機管理部	1	—	—	1	—	—	—	—
	市長公室	12	11	1	—	—	—	—	—
	市民生活部	60	12	37	—	—	11	—	—
	総務部	1	1	—	—	—	—	—	—
	健康福祉部	46	32	14	—	—	—	—	—
	子ども未来部	2	1	1	—	—	—	—	—
	都市整備部	1	1	—	—	—	—	—	—
	土木部	1	1	—	—	—	—	—	—
小 計		124	59	53	1	—	11	—	—
教 育 委 員 会	総合教育部	1	—	—	—	—	1	—	—
	学校教育部	14	2	6	—	—	6	—	—
	小 計	15	2	6	—	—	7	—	—
選挙管理委員会		1	1	—	—	—	—	—	—
農業委員会		1	1	—	—	—	—	—	—
固定資産評価審査委員会		8	7	—	—	—	1	—	—
合 計		149	70	59	1	—	19	—	—

(注) 請求のあった実施機関（部）のみ掲載しています。

(3) 部分開示等及び全部非開示等の適用条項

部分開示等及び全部非開示等と決定したものについて、その理由として適用した条項の内訳は、枚方市個人情報保護条例第15条第1項第2号が47件、同項第4号が39件、同項第6号が1件、同項第8号が10件でした。

表9 部分開示等及び全部非開示等の適用条項

(単位：件)

		令和4年度 (2022年度)	令和3年度 (2021年度)
条例第15条第1項第1号	開示請求者に関する情報	—	1
第2号	開示請求者以外の個人に関する情報	47	41
第3号	法令秘情報	—	—
第4号	法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報	39	28
第5号	任意提供情報	—	—
第6号	公共安全等に関する情報	1	—
第7号	審議、検討等情報	—	—
第8号	事務又は事業に関する情報	10	13
第9号	公益的非開示情報	—	—

(注) 1件の決定に適用条項が複数存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

2. 個人情報ファイル

保有状況

令和5年(2023年)3月31日までの届出に基づく各実施機関の個人情報ファイルの保有状況は、502件となっています。

実施機関別の届出状況は、市長が428件(健康福祉部145件、市民生活部92件など)、教育委員会が21件、選挙管理委員会が7件、農業委員会が11件、上下水道事業管理者が33件、議会の議長が2件です。

表 1 0 実施機関別届出件数

(令和 5 年 (2 0 2 3 年) 4 月 1 日現在、単位 : 件)

実 施 機 関 名		届 出 件 数	実 施 機 関 名		届 出 件 数
市	危 機 管 理 部	5	選 挙 管 理 委 員 会		7
	市 長 公 室	1 8	監 査 委 員		—
	総 合 政 策 部	3	農 業 委 員 会		1 1
	市 駅 周 辺 ま ち 活 性 化 部	—	固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会		—
	市 民 生 活 部	9 2	上下水道事業 管理者	経 営 戦 略 室	1
	総 務 部	2 2		上 下 水 道 部	3 2
	観 光 に ぎ わ い 部	6		小 計	3 3
	健 康 福 祉 部	1 4 5		病 院 事 業 管 理 者	—
	子 ど も 未 来 部	2 7	議 会 の 議 長		2
	環 境 部	3 2			
	都 市 整 備 部	4 1			
	土 木 部	3 7			
	会 計 課	—			
	小 計	4 2 8			
教育委員会	総 合 教 育 部	3			
	学 校 教 育 部	1 8			
	小 計	2 1	合 計		5 0 2

3. 個人情報の目的外利用等

枚方市個人情報保護条例第 9 条第 2 項第 5 号及び第 6 号並びに同条例第 1 0 条第 3 項第 4 号及び第 5 号の規定による目的外利用等の状況

枚方市個人情報保護条例第 9 条第 2 項第 6 号の規定により目的外利用をし、又は同条例第 1 0 条第 3 項第 5 号の規定による提供を受けて目的外利用をしたのは 9 8 件で、実施機関内（市長、教育委員会及び上下水道事業管理者）及び実施機関相互（市長と教育委員会、市長と上下水道事業管理者など）での利用です。

同条例第 9 条第 2 項第 5 号の規定による目的外利用又は同条例第 1 0 条第 3 項第 4 号の規定による提供はありませんでした。

<参考>

- ・枚方市個人情報保護条例第 9 条第 2 項第 5 号
人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。
- ・同項第 6 号
正当な事務若しくは事業の遂行又は市民の福祉の向上のため特に必要があると実施機関が認めるとき。
- ・同条例第 1 0 条第 3 項第 4 号
人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。
- ・同項第 5 号
正当な事務若しくは事業の遂行又は市民の福祉の向上のため特に必要があると実施機関が認める場合において、他の実施機関に提供するとき。

目的外利用等の状況

NO	目的外利用をした課名	個人情報を保管する課名	個人情報ファイルの名称	個人情報の項目	利 用 目 的	令和4年度(2022年度)中の利用期間
1	消費生活センター	生活福祉課	生活保護ケースファイル	氏名、生年月日、住所、生活保護受給の有無	生活保護を受給していると思われる消費者から相談があった際に、受給の有無を確認し、関係するケースワーカー等と連携しながら対応するため	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
2	人権政策室	市民課	住民基本台帳	個人カナ氏名、個人漢字氏名、生年月日、郵便番号、現住所、現住所方書、世帯主漢字氏名、住定日、外国人住民日、国籍	ウクライナ避難民に対する支援等の有無の確認のため	令和4年(2022年)4月7日から令和5年(2023年)3月31日まで
3	国民健康保険課	市民課	DV等支援措置申出者情報	支援措置申出者の氏名、生年月日、住所、整理番号、同時に支援を求める人の氏名、生年月日、住所、整理番号、申出者との関係、受付日、支援措置期間	DV等支援措置者について、現住所の漏えい防止等、個人情報の保護を図るため	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
4	後期高齢者医療課	営業料金課	開栓情報ファイル	氏名、住所、開栓状況	郵送戻りとなった被保険者証の住所の調査(居所不明者の認定)のため	令和4年(2022年)12月6日から令和5年(2022年)12月6日まで
5	年金児童手当課	市民課	住民基本台帳	個人カナ氏名、個人漢字氏名、個人番号、整理番号、性別、生年月日、続柄、届出日、住所コード、郵便番号、現住所、現住所方書、通称名、前住所、前住所方書、転入前住所、転入前住所方書、世帯番号、世帯主漢字氏名、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、転出地住所方書、減異動日、処理日、誤謬、世帯内順序、再転入フラグ、外字作成中フラグ、入力地、在留資格、在留期間等の満了日、在留期間、外国人住民日、国籍、住民基本台帳法第30条の45に規定する区分、DVフラグ、DVフラグ設定日、DVフラグ解除日	国民年金第1号被保険者の資格取得審査のため	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
6	年金児童手当課	市民課	DV等支援措置申出者情報	整理番号、住基世帯番号、氏名、通称名、性別コード、生年月日、居住地、方書、続柄コード、転入前住所、転出先住所、住民年月日、住民届出年月日、移転年月日、移転届出年月日、転出年月日、転出届出年月日、取消事由コード、取消年月日、取消届出年月日、異動事由コード、異動年月日、異動届出年月日、国籍、在留資格コード、住民基本台帳法第30条の45に規定する区分、在留期間、在留期間等の満了日、個人番号(マイナンバー)、外国人住民日、DVフラグ、DVフラグ設定日、DVフラグ解除日	各種手当事務(児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当)の受給資格審査のため	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
7	医療助成課	市民課	DV等支援措置申出者情報	支援措置申出者の氏名、生年月日、住所、整理番号、同時に支援を求める人の氏名、生年月日、住所、整理番号、申出者との関係、受付日、支援措置期、DVフラグ、DVフラグ設定日、DVフラグ解除日	DV等支援措置対象者について、現住所の漏えい防止等、個人情報の保護を図るため	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
8	市民税課	市民課	住民基本台帳	個人カナ氏名、個人漢字氏名、整理番号、性別、生年月日、続柄、届出日、住所コード、郵便番号、現住所、現住所方書、通称名、前住所、前住所方書、転入前住所、転入前住所方書、世帯番号、世帯主漢字氏名、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、転出地住所方書、減異動日、処理日、誤謬、世帯内順序、再転入フラグ、外字作成中フラグ、入力地、外国人住民日	住基連携データとの整合性確認のため	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
9	納税課	市民課	DV等支援措置申出者情報	支援措置申出者の氏名、生年月日、住所、整理番号、同時に支援を求める人の氏名、生年月日、住所、整理番号、申出者との関係、受付日、支援措置期間	DV等支援措置対象者について、現住所の漏えい防止等、個人情報の保護を図るため	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
10	健康福祉政策課	市民課	住民基本台帳	個人カナ氏名、個人漢字氏名、性別、生年月日、続柄、郵便番号、現住所、現住所方書、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、処理日	民生委員・児童委員の委嘱及び表彰に関する事務に使用するため	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
11	長寿・介護保険課	長寿・介護保険課	介護保険システム情報ファイル利用	氏名、生年月日、住所、資格情報、受給情報、給付情報、宛名情報、認定情報承認	高齢者福祉施策(福祉タクシー基本料金助成事業・敬老事業・介護用品支給事業等)の対象者の資格取得、資格異動、認定情報等の把握が必要であるため	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで

NO	目的外利用をした課名	個人情報を保管する課名	個人情報ファイルの名称	個人情報の項目	利 用 目 的	令和4年度(2022年度)中の利用期間
12	長寿・介護保険課	市民課	・住民基本台帳(異動変動)ファイル ・住民基本台帳(最新)ファイル ・住民基本台帳(全件)ファイル	個人カナ氏名、個人漢字氏名、整理番号、性別、生年月日、続柄、住所コード、郵便番号、現住所、現住所方書、通称名、前住所、前住所方書、転入前住所、転入前住所方書、世帯番号、世帯主漢字氏名、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、転出地住所方書、減異動日、処理日、誤謬、世帯内順序、再転入フラグ、外字作成中フラグ、入力地、外国人住民日、DVフラグ、DVフラグ設定日、DVフラグ解除日	高齢者福祉施策(福祉タクシー基本料金助成事業・敬老事業等)の対象者の資格取得、資格異動等の把握が必要であるため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
13	健康づくり・介護予防課	市民税課	個人基本、世帯員一覧、課税台帳	氏名、氏名かな、性別、生年月日、住所、市、府民税の課税額	がん検診等無料受診券発行事務のため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
14	健康づくり・介護予防課	市民課	住民基本台帳	個人カナ氏名、個人漢字氏名、整理番号、個人番号、性別、生年月日、続柄、届出日、住所コード、郵便番号、現住所、現住所方書、称名、前住所、前住所方書、転入前住所、転入前住所方書、世帯番号、世帯主漢字氏名、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、転出地住所方書、減異動日、処理日、誤謬、世帯内順序、再転入フラグ、入力地、外字作成中フラグ、外国人住民日、在留カード等の番号、国籍	健康増進事業(国民健康保険に係る特定健康診査及び特定保健指導等)の実施のため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
15	健康づくり・介護予防課	市民課	住民基本台帳	郵便番号、住所、氏名 (住民基本台帳から無作為抽出した20歳以上の男女3,000人分)	「食に関する市民意識調査」を実施するに当たり、対象者を電算処理にて無作為抽出するため	令和4年(2022年)11月11日から 令和4年(2022年)11月30日まで
16	健康づくり・介護予防課	市民課	住民基本台帳	郵便番号、住所、氏名 (住民基本台帳から無作為抽出した16歳以上の市民3,500人)	「枚方市民の生活習慣や歯と口の健康に関するアンケート」を実施するに当たり、対象者を電算処理にて無作為抽出するため	令和4年(2022年)11月15日から 令和4年(2022年)12月28日まで
17	健康づくり・介護予防課	生活福祉課	・生活保護ケースファイル ・中国残留邦人等支援給付システムファイル	氏名、氏名かな、性別、生年月日、住所、ケース番号	住民健康診査の円滑な実施のため (生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付対象者の健康診査の実施及びフォローを円滑に実施するため)	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
18	母子保健課	保健予防課	小児慢性特定疾病患者台帳	氏名、性別、生年月日、重症認定有無、受診医療機関名称、疾患群、主疾病名称	小児慢性特定疾病の傾向を分析し、実情に応じた事業を実施するため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
19	母子保健課	医療助成課	医療助成事務支援システム 「子ども医療費助成」「ひとり親家庭医療費助成」「重度障害者医療費助成」の各給付ファイル	各医療の受給者に対する医療費助成状況	児童虐待の発生予防を目的に、乳幼児健康診査未受診児における各医療に対する医療費助成状況を確認するため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
20	母子保健課	市民課	住民基本台帳	個人カナ氏名、個人漢字氏名、整理番号、個人番号、性別、生年月日、続柄、届出日、郵便番号、現住所、現住所方書、通称名、前住所、前住所方書、転入前住所、転入前住所方書、世帯番号、世帯主漢字氏名、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、転出地住所方書、減異動日、処理日、誤謬、世帯内順序、再転入フラグ、外字作成中フラグ、入力地、外国人住民日、国籍、在留カードの番号、DVフラグ、DVフラグ設定日、DVフラグ解除日	予防接種事業、母子保健事業、健康増進事業のため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
21	母子保健課	広報プロモーション課	点字・録音広報読者名簿	氏名、住所	広報ひらかたにはさみ込みしている「ひらかた健康便利帳」等の行政情報の点字版・録音版の発送のため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
22	母子保健課	生活保護課	生活保護ケースファイル	氏名、氏名かな、性別、生年月日、住所、ケース番号	児童虐待の発生予防を目的に、乳幼児健康診査未受診児における、家庭の生活保護受給状況を確認するため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
23	母子保健課	私立保育幼稚園課	・子ども子育て支援システム 保育所利用状況 ・幼稚園・認可外保育施設の利用状況	・保育所在籍状況、認定こども園の在籍状況 ・氏名(漢字、カナ)、住所、生年月日、所属幼稚園、認可外保育施設名、認可外認定開始日、認定終了日	・児童虐待の発生予防を目的に、乳幼児健康診査未受診児における児童の保育所在籍状況と認定こども園の在籍状況を確認するため ・児童虐待の発生予防を目的に、乳幼児健康診査未受診児における児童の幼稚園・認可外保育施設の利用状況を確認するため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
24	新型コロナワクチン接種対策室	広報プロモーション課	点字・録音広報読者名簿	点字広報、録音広報(CD、カセットテープ別)の配付対象者の氏名及び住所	新型コロナワクチン接種券送付時の封筒に点字を貼付し対象者に発送するため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで

NO	目的外利用をした課名	個人情報情報を保管する課名	個人情報ファイルの名称	個人情報の項目	利 用 目 的	令和4年度（2022年度）中の利用期間
25	福祉指導監査課	長寿・介護保険課	受給者別給付状況一覧表ファイル	サービス提供年月日、被保険者氏名、被保険者番号、事業所名、事業所番号、保険者名、保険者番号、要介護度、サービス種類、計画単位数、給付単位数、保険給付額、公費負担額、利用者負担額	サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容について、行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合又は介護報酬の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとるため	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
26	健康福祉総合相談課	市民税課	非課税世帯一覧	整理番号、世帯番号、氏名、フリガナ	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務のため	令和4年(2022年)6月8日から令和5年(2023年)2月28日まで
27	障害企画課	市民課	住民基本台帳	異動日、届出日、個人カナ氏名、個人漢字氏名、整理番号、個人番号、性別、生年月日、続柄、住所コード、郵便番号、現住所、現住所方書、通称名、前住所、前住所方書、転入前住所、転入前住所方書、世帯番号、世帯主漢字氏名、異動事由、住民届出日、住定届出日、住民日、住定日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、転出地住所方書、減異動日、処理日、誤謬、世帯内順序、再転入フラグ、外字作成中フラグ、入力地、外国人住民日、DVフラグ、DVフラグ設定日、DVフラグ解除日	障害福祉業務（補装具費の支給、日常生活用具の給付並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当等の給付）のため	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
28	障害企画課	生活福祉課	生活保護ケースファイル	氏名、生年月日、性別、住所、保護開始日、保護廃止日、保護停止日、保護停止解除日、公的扶助	・介護保険にてケアプランを作成している場合、障害者総合支援法でのプラン作成が必要となるため、重複してプランを作成しないよう状況を把握するため ・自立支援医療の給付決定をするため ・補装具支給券の給付決定をするため ・日常生活用具給付券の給付決定をするため ・高額障害福祉サービス費等給付費支給処理をするため	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
29	保健医療課	国民健康保険課	・国保資格マスターファイル（個人・世帯） ・国保収納マスターファイル	枚方市国民健康保険加入の有無（世帯主氏名、生年月日、住所）	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条から第26条の3までの規定による申請・通報又は届出があったものについての調査を行うため	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
30	保健医療課	生活福祉課	ケースファイル	生活保護受給の有無（被保護者氏名、生年月日、住所、医療扶助の適用状況）	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条から第26条の3までの規定による申請・通報又は届出があったものについての調査を行うため	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
31	保健医療課	障害支援課	精神障害者保健福祉手帳事務連絡等綴	・精神保健福祉手帳所持の有無 ・精神保健福祉手帳の内容（等級、有効期限、更新手続の有無）	・自動車税減免申請に係る生計同一証明書交付に係る受給資格要件確認のため ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条から第26条の3までの規定による申請・通報又は届出があったものについての調査を行うため	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
32	保健医療課	障害支援課	・自立支援医療（精神通院）事務連絡綴 ・自立支援医療（精神通院）進達綴	・自立支援医療（精神通院）受給の有無 ・自立支援医療（精神通院）受給の内容（有効期限、通院先医療機関、使用している健康保険種別）	・自動車税減免申請に係る生計同一証明書交付に係る受給資格要件確認のため ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条から第26条の3までの規定による申請・通報又は届出があったものについての調査を行うため	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
33	保健衛生課	市民課	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所、前住所、転出先、転入前住所、世帯主氏名、世帯番号、整理番号、異動日、異動届出日、異動事由、住民日、住民届出日、住定日、住定届出日、住定事由、方書、処理日、誤謬、外国人住民日、コード	無許可営業等の旅館業に対する監視・指導業務に使用するため	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
34	保健衛生課	市民課	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所、前住所、転出先、転入前住所、世帯主氏名、世帯番号、整理番号、異動日、異動届出日、異動事由、住民日、住民届出日、住定日、住定届出日、住定事由、方書、処理日、誤謬、外国人住民日、コード	狂犬病予防法に基づく犬の登録及び予防接種に係る業務に必要なため	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
35	保健衛生課	下水道管理課	宅内改造工事に係る申請履歴	浄化槽から公共下水道に改造工事を行った住所、氏名	浄化槽台帳に登録されている浄化槽の中で、廃止届未提出のものを廃止するため	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで

NO	目的外利用をした課名	個人情報を保管する課名	個人情報ファイルの名称	個人情報の項目	利 用 目 的	令和4年度(2022年度)中の利用期間
36	子ども青少年政策課	市民課	住民基本台帳	個人カナ氏名、個人漢字氏名、整理番号、生年月日、続柄、性別、届出日、住所コード、郵便番号、現住所、現住所方書、通称名、前住所、前住所方書、転入前住所、転入前住所方書、世帯番号、世帯主漢字氏名、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、転出地住所方書、減異動日、処理日、世帯内順序、再転入フラグ、外字作成中フラグ、在留資格、在留期間等、在留期間等の満了日、外国人住民日、在留カード等の番号、国籍等、住民基本台帳法第30条の45に規定する区分、DVフラグ、DVフラグ設定日、DVフラグ解除日	課題を抱える子どもの早期把握に繋げるため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
37	子ども青少年政策課	年金児童手当課	特別児童扶養手当システムファイル	整理番号、氏名、住所、生年月日、性別、同居別、該当年月、所得状況届最終提出年度、障害等級、消滅年月日、消滅理由、備考有無フラグ、支援措置(支援日)、住所要件(開始日)	課題を抱える子どもの早期把握に繋げるため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
38	子ども青少年政策課	年金児童手当課	児童扶養手当システムファイル	整理番号、氏名、住所、生年月日、性別、同居別、当初支給開始年月、支給開始年月(管轄内)、現況届最終提出年度、該当事由、非該当年月、非該当事由、差止事由、差止年月、備考有無フラグ、支援措置(支援日)、住所要件(開始日)	課題を抱える子どもの早期把握に繋げるため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
39	子ども青少年政策課	医療助成課	医療助成システムファイル	(宛名情報) 世帯番号、整理番号、カナ氏名、漢字氏名、生年月日、性別、郵便番号、都道府県名、市区町村名、住所、地番、方書 (資格情報) 事業、世帯現況、資格該当事由、資格該当年月日、資格喪失事由、資格喪失年月日、資格満了年月日、別居監護、資格要件、開始年月日、終了年月日、資格認定、資格停止事由、保険種別、保険者名 (助成情報) 事業、医療機関コード、医療機関名称、点数表区分、入外区分、診療年月、診療日数	課題を抱える子どもの早期把握に繋げるため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
40	子ども青少年政策課	母子保健課	母子管理システムファイル	整理番号、氏名、住所、生年月日、性別、乳幼児健康診査結果情報(健診種類、受診日、総合判定、受診場所、身長、体重、頭囲、胸囲、方針、内容、事後予定)、二次健診受診情報(健診種類、受診日、健診内容、きっかけ、結果、内容、事後予定)、予防接種結果情報(種類、時期回数、接種日、接種状況、接種場所、他自治体での接種履歴)、妊婦情報(妊娠届出日、出産予定日、届出週数、要フォローの有無、履歴、多胎の有無、多胎の人数)、出生情報(在胎週数、体重)、個別相談情報(種類、個別相談実施日、結果、内容、時期【次回予定】、事後予定)、乳幼児健康相談情報(相談日、実施場所、フォロー方針、フォロー予定、フォロー時期)、親子教室利用情報(入室日、退室日、クラス、きっかけ、入室予定日)、医療的ケア児情報(高度医療、登録日)、対応記録(実施日、対応区分)	課題を抱える子どもの早期把握に繋げるため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
41	子ども青少年政策課	障害企画課	・身体障害者手帳関係綴 ・療育手帳関係綴 ・精神障害者保健福祉手帳関係綴 ・自立支援医療(精神通院)事務連絡綴 ・自立支援医療(精神通院)進達綴 ・ケースファイル	【身体障害者手帳項目】 交付日、世帯番号、整理番号、資格状態、カナ氏名、氏名、生年月日、性別、住所、方書、身障手帳番号、身障手帳種別、身障手帳等級、交付日、返還日、障害等級、障害認定日、障害内容 【精神障害者手帳項目】 交付日、世帯番号、整理番号、資格状態、カナ氏名、氏名、生年月日、性別、住所、方書、交付日、返還日、等級 【療育手帳項目】 交付日、世帯番号、整理番号、資格状態、カナ氏名、氏名、生年月日、性別、住所、方書、療育手帳程度、交付日、返還日	課題を抱える子どもの早期把握に繋げるため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで

NO	目的外利用 をした課名	個人情報 を 保管する課名	個人情報ファイルの名称	個人情報の項目	利 用 目 的	令和4年度（2022年度） 中の利用期間
42	子ども青少年政策課	生活福祉課	生活保護システムファイル	個人番号、カナ氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所、方書、世帯番号、員番号、扶助費目、保護開始日、保護廃止日、地区名、担当者名、基準日、処理日、生活扶助費（扶助費目）、保護停止日、保護停止解除日、統合DB 共通、更新タイムスタンプ、統合DB 共通、ユニークキー連番	課題を抱える子どもの早期把握に繋げるため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
43	子ども青少年政策課	保健予防課	小児慢性特定疾病システム	整理番号、氏名、住所、生年月日、性別、医療機関名、有効期間、疾病名、副疾病名	課題を抱える子どもの早期把握に繋げるため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
44	子ども青少年政策課	保育幼稚園入園課	子ども子育て支援システム	保育所在籍状況、認定こども園の在籍状況（整理番号、所属組織コード、所属組織名、ファイル作成者、ファイル作成日付）	課題を抱える子どもの早期把握に繋げるため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
45	子ども青少年政策課	学校支援課	学事システムファイル	整理番号、氏名、通称名、併記名、生年月日、性別、郵便番号、住所、方書、国籍、就学校コード、就学校名略称、就学校正式名、実学年、学年、増減値、転入学区分、入学/転入学日、転退学区区分、卒業/転学日、卒業小学校、前学校コード、次学校コード、就学援助情報、支援学級フラグ、メモの有無、保護者（整理番号、氏名、通称名、併記名、生年月日、性別）	課題を抱える子どもの早期把握に繋げるため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
46	子ども青少年政策課	放課後子ども課	留守家庭児童会システムファイル	整理番号、氏名、生年月日、性別、住所、利用施設コード、利用施設名、小学校コード、小学校名、保護者（整理番号、氏名）	課題を抱える子どもの早期把握に繋げるため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
47	子ども青少年政策課	教育研修課	校務支援システムファイル	整理番号、氏名、住所、生年月日、性別、出欠状況（登校すべき日数、出席日数、早退日数、遅刻日数、欠席日数、主な欠席理由）、発育状況（身長、体重）、特記事項の有無	課題を抱える子どもの早期把握に繋げるため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
48	子ども青少年政策課	市民課	住民基本台帳	個人カナ氏名、個人漢字氏名、生年月日、郵便番号、現住所、現住所方書、通称名、DVフラグ、DVフラグ設定日、DVフラグ解除日	新成人の啓発に係る業務に必要なため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
49	子ども青少年政策課	市民課	住民基本台帳	個人カナ氏名、整理番号、個人漢字氏名、生年月日、続柄、性別、届出日、住所コード、郵便番号、現住所、現住所方書、通称名、前住所、前住所方書、転入前住所、転入前住所方書、世帯番号、世帯主漢字氏名、異動事由、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、転出地住所、転出地住所方書、DVフラグ、DVフラグ設定日、DVフラグ解除日	結婚新生活支援事業に係る定住者の確認のため	令和5年(2023年)3月24日から 令和5年(2023年)3月31日まで
50	私立保育幼稚園課	市民課	住民基本台帳	個人カナ氏名、個人漢字氏名、整理番号、性別、生年月日、続柄、届出日、郵便番号、現住所、現住所方書、通称名、前住所、前住所方書、転入前住所、転入前住所方書、世帯番号、世帯主漢字氏名、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、転出地住所方書、減異動日、処理日、誤謬、世帯内順序、再転入フラグ、外字作成中フラグ、入力地	乳児家庭全戸訪問事業において、訪問対象者を把握するため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
51	私立保育幼稚園課	市民課	住民基本台帳	個人カナ氏名、個人漢字氏名、整理番号、性別、生年月日、続柄、届出日、郵便番号、現住所、現住所方書、通称名、前住所、前住所方書、転入前住所、転入前住所方書、世帯番号、世帯主漢字氏名、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、転出地住所方書、減異動日、処理日、誤謬、世帯内順序、再転入フラグ、外字作成中フラグ、入力地	保育所体験事業及び枚方版ブックスタート事業において、対象者への事業案内通知を行うため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
52	私立保育幼稚園課	年金児童手当課	特別児童扶養手当台帳ファイル	証書番号、受給者氏名、請求年月日、大阪府受付年月日、支給区分、等級、有期年月	福祉行政報告例の回答における児童福祉施設入所者のうち特別児童手当受給児童数の確認のため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで

NO	目的外利用をした課名	個人情報を保管する課名	個人情報ファイルの名称	個人情報の項目	利 用 目 的	令和4年度(2022年度)中の利用期間
53	私立保育幼稚園課	保育幼稚園入園課	保育児童台帳	児童氏名、生年月日、保護者氏名、住所、事業所名、利用期間、公定価格、支給認定区分、負担区分、利用者負担額、請求額	病児保育事業において、減免対象者の該当判定に、保育料の階層区分を確認するため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
54	公立保育幼稚園課	市民課	住民基本台帳	個人番号、生年月日、住所コード、郵便番号、続柄、届出日、現住所、現住所方書、通称名、性別、個人カナ氏名、個人漢字氏名、整理番号、世帯番号、世帯主漢字氏名、異動日、前住所、前住所方書、転入前住所、転入前住所方書、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、転出住所方書、減異動日、DVフラグ、DVフラグ設定日、DVフラグ解除日	保育料無償化に伴う公立保育所給食費及び公立幼稚園預かり保育料の徴収事務を行うため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
55	保育幼稚園入園課	市民課	DV等支援措置申出者情報	支援措置申出者の氏名、生年月日、住所、整理番号、同時に支援を求める人の氏名、生年月日、住所、整理番号、申出者との関係、受付日、支援措置期間	DV等支援措置対象者について、現住所の漏えい防止等、個人情報の保護を図るため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
56	希釈放流センター	市民課	住民基本台帳	個人カナ氏名、個人漢字氏名、整理番号、性別、生年月日、続柄、届出日、住所コード、郵便番号、現住所、現住所方書、通称名、前住所、前住所方書、転入前住所、転入前住所方書、世帯番号、世帯主漢字氏名、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動自由、転出地住所方書、減異動日、処理日、誤謬、世帯内順序、再転入フラグ、入力値、外国人住民日、DVフラグ、DVフラグ設定日、DVフラグ解除日	し尿収集世帯の登録に関わる転入転出の確認のため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
57	都市計画課	市民課	住民基本台帳情報	住所	枚方市立地適正化計画における居住誘導区域内の人口動態把握のため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
58	都市計画課	資産税課	土地課税台帳	土地課税台帳の現況地目、現況における農小屋の有無、固定資産税等の減額措置の手続の有無、納税者氏名、住所	生産緑地地区の追加指定を検討する際、指定に当たり、支障がないかを確認するため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
59	都市計画課	資産税課	令和4年 航空写真データ	枚方市全域の家屋が撮影されている航空写真	地形図の更新のため	令和5年(2023年)3月22日から 令和5年(2023年)3月31日まで
60	住宅まちづくり課	市民課	住民票	氏名、住所	枚方市三世代家族・定住促進補助金の交付を受けた者が補助対象となった住宅に3年以上居住しているか確認するため	令和4年(2022年)6月9日から 令和5年(2023年)3月30日まで
61	開発調整課	資産税課	令和4年 航空写真及び地番図データ	・枚方市全域の家屋が撮影されている航空写真 ・枚方市全域の地番図データ	当課で使用する開発情報マップシステムの更新のため	令和4年(2022年)12月8日から 令和5年(2023年)3月8日まで
62	開発調整課	市民課	住居表示制度導入時の地番・住居表示の対照表 住居表示制度導入後の町丁目変更による新旧表	住居表示制度導入時の地番、住居表示の対照情報 住居表示制度導入後の町丁目変更による新旧情報	枚方市アスベスト調査台帳整備等に係る業務のため (住居表示制度導入前に建築された建築物の位置を、地図上で特定するもの)	令和4年(2022年)12月12日から 令和5年(2023年)3月31日まで
63	開発調整課	資産税課	航空写真及び地番図データ	枚方市全域の家屋が撮影されている航空写真 枚方市全域の地番図データ	枚方市アスベスト調査台帳整備等に係る業務のため (建築物の位置を、地図上で特定するもの)	令和4年(2022年)12月28日から 令和5年(2023年)3月31日まで
64	交通対策課	市民税課	軽自動車課税台帳	軽自動車課税者の住所、氏名	枚方市自転車等の放置防止に関する条例に基づき、駅前から撤去した原動機付自転車を所有者に返還するため	令和4年(2022年)6月1日から 令和4年(2022年)11月16日まで
65	営業料金課	年金児童手当課	児童扶養手当資格ファイル	証書番号、受給者氏名、整理番号、住所、喪失年月日、理由	水道料金等減免資格認定のため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
66	営業料金課	障害支援課	・身体障害者更生指導台帳 ・療育手帳交付台帳 ・精神障害者保健福祉手帳事務連絡綴	対象者氏名、整理番号、住所、交付日、再交付日、障害の等級、有効期限、喪失年月日	水道料金等減免資格の確認のため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
67	営業料金課	市民課	住民基本台帳	住所、氏名、生年月日、転居年月日及び住所、転出年月日及び住所	下水道事業受益者負担金の請求及び未収金徴収のため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
68	営業料金課	市民課	・住民基本台帳(異動変動)ファイル ・住民基本台帳(全件)ファイル	個人カナ氏名、個人漢字氏名、整理番号、性別、生年月日、続柄、届出日、住所コード、郵便番号、現住所、現住所方書、通称名、前住所、前住所方書、転入前住所、転入前住所方書、世帯番号、世帯主漢字氏名、異動日、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、転出地住所方書、減異動日、処理日、誤謬、世帯内順序、再転入フラグ、外字作成中フラグ、入力地、外国人住民日	・水道料金等の請求及び還付のため ・水道料金等減免資格認定のため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで

NO	目的外利用をした課名	個人情報情報を保管する課名	個人情報ファイルの名称	個人情報の項目	利 用 目 的	令和4年度（2022年度）中の利用期間
69	営業料金課	市民税課	市民税業務ファイル(課税台帳、個人基本)	合計所得金額、所得の内訳、分離所得、市民税額、府民税額、年税額、専従者控除額、資料番号、控除対象配偶者、扶養人数、専従者区分、専従者人数、年度、宛名コード、徴収区分、非課税区分、賦課氏名カナ	水道料金等減免資格認定のため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
70	営業料金課	年金児童手当課	・特別児童扶養手当資格喪失届一覧表 ・特別児童扶養手当支給区分変更者一覧表	証書番号、受給者氏名、整理番号、住所、停止年月日、理由	水道料金等減免資格認定のため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
71	営業料金課	資産税課	土地課税台帳及び固定資産(土地)地番参考図	土地に係る項目(地番、登記及び現況地目、所有者の氏名、フリガナ及び住所、地積、生産緑地並びに市街化調整区域の指定有無、私道負担部分の有無、特別高圧送電線路線下指定の有無)、課税状況に係る項目(相続関連、送付先)	賦課対象者(受益者)及び賦課対象地の確定と受益者負担金額の算定のため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
72	営業料金課	長寿・介護保険課	要介護認定情報	要介護状態区分、認定日、有効期間	水道料金等減免資格の確認のため(介護保険要介護世帯)	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
73	営業料金課	生活福祉課	・生活保護DB ・生活保護ケースファイル	個人番号、カナ氏名、保護開始日、保護廃止日、保護停止日、保護停止解除日、世帯員氏名、住所、居住地(施設入所先等)、施設等入退所年月日	水道料金等減免資格認定のため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
74	上水道管理課	営業料金課	・水栓マスター ・使用者マスター ・調定マスター	水栓番号(A、B)、使用者番号、使用者カナ氏名、使用者電話番号、使用者住所、業種、メータ番号、メータ口径、訂正水量(なければ今回使用水量。なお、受水槽方式は観水量)、調定年月、地区番号、用途、親子情報、戸数	枚方市水道施設情報管理システムにデータを取り込み、各種業務(断水情報・水理解析・管網計算・基図修正等)に利用するため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
75	上水道工務課	市民課	住民基本台帳	個人カナ氏名、個人カナ氏名、現住所、現住所方書、転入前住所、転入前住所方書、世帯主漢字住所、生年月日、続柄、住民日、住定日、その他：世帯主氏名及び生年月日	配水管改良工事等の整備に係る土地調査関係業務のため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
76	上水道工務課	資産税課	令和4年度固定資産税課税台帳	所有者住所、氏名	配水管改良工事等の整備に係る土地調査関係業務のため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
77	下水道管理課	営業料金課	・上下水道料金管理システム ・受益者負担金システム	上下水道使用者の住所、氏名、水道メーター、水栓番号、受益者負担金の課税及び納付状況	排水設備計画確認申請及び未水洗物件等の調査を行うため 枚方市水洗便所等改造資金助成規則に基づき、補助金の交付事務のため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
78	下水道管理課	市民税課	軽自動車税課税台帳	軽自動車税課税者の住所、氏名	水路敷の適正な維持管理を行うため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
79	下水道管理課	市民課	住民基本台帳	個人カナ氏名、個人漢字氏名、整理番号、生年月日、続柄、届出日、郵便番号、現住所、現住所方書、通称名、前住所、前住所方書、転入前住所、転入前住所方書、世帯主漢字氏名、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、転出地住所方書、減異動日、処理日、世帯内順序、再転入フラグ、外国人住民日、住所コード	・水洗便所等の普及促進を図り環境衛生の向上に資するため ・枚方市水洗便所等改造資金助成規則に基づいた補助金の交付事務のため ・河川水路の占用許可申請、更新、徴収のため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
80	下水道管理課	資産税課	家屋課税台帳	家屋、所在地番、家屋番号、種類、構造、床面積、所有者の住所、氏名	水洗便所等の普及促進のため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
81	教育政策課	市民課	住民基本台帳	個人カナ氏名、個人漢字氏名、整理番号、性別、生年月日、続柄、届出日、住所コード、郵便番号、現住所、現住所方書、通称名、前住所、前住所方書、転入前住所、転入前住所方書、世帯番号、世帯主漢字氏名、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、転出地住所方書、減異動日、処理日、誤謬、世帯内順序、再転入フラグ、外字作成中フラグ、外国人住民日、DVフラグ、DVフラグ設定日、DVフラグ解除日	枚方市はたちのつどい事業に伴う、案内通知発送及び市民アンケート発送のため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
82	おいしい給食課	学校支援課	枚方市就学援助受給認定者に係る情報	学校名、生徒氏名カナ、申請番号、受給開始年月日、生年月日、個人番号	枚方市学校給食管理運営システムにおける中学校給食予約管理事務のため	令和4年(2022年)4月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
83	おいしい給食課	学校支援課	新中学1年生に係る入学予定情報	直近の公立小学校6年生の氏名(漢字、カナ)、生年月日、所属小学校校名、入学予定中学校名、個人番号	枚方市学校給食管理運営システムにおける中学校給食予約管理事務のため	令和5年(2023年)1月4日から 令和5年(2023年)3月31日まで
84	おいしい給食課	学校支援課	枚方市就学援助受給認定者に係る情報(小学生分)	学校名、学年、児童氏名、児童氏名カナ、申請番号、受給開始年月日、生年月日、個人番号	新型コロナウイルス感染症による保護者(児童)への給食費の返還に係る対象者確認のため	令和5年(2023年)2月8日から 令和5年(2023年)3月31日まで
85	おいしい給食課	学校支援課	枚方市支援学級等就学奨励費受給者に係る情報(小学生分)	学校名、学年、児童氏名、児童氏名カナ、申請番号、受給開始年月日、生年月日、個人番号	新型コロナウイルス感染症による保護者(児童)への給食費の返還に係る対象者確認のため	令和5年(2023年)2月28日から 令和5年(2023年)3月31日まで

NO	目的外利用をした課名	個人情報を保管する課名	個人情報ファイルの名称	個人情報の項目	利 用 目 的	令和4年度(2022年度)中の利用期間
86	おいしい給食課	教育研修課	校務支援システムに係る児童・生徒の所属情報	直近の公立中学校1、2、3年生及び公立小学校6年生の氏名(カナ、漢字)、所属校名、学籍情報、生年月日、個人番号	枚方市学校給食管理運営システムにおける中学校給食予約管理事務のため	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
87	おいしい給食課	生活福祉課	生活保護システムファイル	ケース番号、地区名、世帯主名、生徒氏名、学校名、学年、保護開始日、保護廃止日、居住地、担当者	中学校給食費の負担者を確定するため	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
88	おいしい給食課	生活福祉課	生活保護システムファイル	ケース番号、地区名、世帯主名、生徒氏名、学校名、学年、保護開始日、保護廃止日、居住地、担当者	新型コロナウイルス感染症による保護者(児童)への給食費の返還に係る対象者確認作業のため	令和5年(2023年)2月8日から令和5年(2023年)3月31日まで
89	学校支援課	おいしい給食課	枚方市就学援助受給中学生及び支援学級等就学奨励費受給中学生の学校給食注文情報	申請番号、氏名カナ、月別の注文分学校給食費	枚方市就学援助及び支援学級等就学奨励費の学校給食費支給のため	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
90	学校支援課	市民課	住民基本台帳	学齢児童、生徒の保護者氏名(父又は母)	就学事務のため	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
91	学校支援課	市民税課	・課税台帳 ・世帯員一覧 ・給与支払報告書綴 ・市・府民税申告書綴	総所得金額、所得、所得控除の内訳、市民税課税標準額、市民税額、人的控除の人数及び内訳、繰越損失の金額、所得税法による配当控除、所得税法による外国税額控除、租税特別措置法による住宅借入金等特別税額控除、寄附金控除	就学援助費支給、支援学級等就学奨励費支給、枚方市奨学金支給に係る資格審査のため	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
92	学校支援課	生活福祉課	生活保護ケースファイル	学齢児童、生徒、就学前児童の生活保護開始日及び廃止日	・就学援助費支給に係る審査、要保護児童生徒への修学旅行費支給に係る対象者確認のため ・枚方市奨学生選定に係る審査のため ・学校医療券の発行に係る確認のため ・支援学級等就学奨励費支給に係る審査のため	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
93	児童生徒支援課	市立ひらかた子ども発達支援センター	障害児関係綴	令和5年度就学予定幼児のうち、保育士又は保育教諭の加配の特例対象幼児の名前、性別、生年月日	就学指導のため	令和4年(2022年)5月31日から令和4年(2023年)7月31日まで
94	児童生徒支援課	保育幼稚園入園課	障害児関係綴	令和5年度就学予定幼児のうち、保育士又は保育教諭の加配の特例対象幼児の名前、性別、生年月日	就学指導のため	令和4年(2022年)5月31日から令和4年(2023年)7月31日まで
95	児童生徒支援課	保育幼稚園入園課	保育所入所申込書・認定こども園利用調整申込書兼保育児童台帳	令和5年度就学予定児童のうち、障害児保育制度対象幼児の名前、性別、生年月日、保育所名、保護者名、住所及び特例加配対象幼児の保護者名、住所	就学指導のため	令和4年(2022年)5月31日から令和4年(2023年)7月31日まで
96	放課後子ども課	市民課	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、住所、個人番号、世帯番号、届出年月日、異動事由、異動年月日	留守家庭児童会室への入室資格の確認及び入室・減免等の必要な通知を行うため	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
97	選挙管理委員会事務局	市民課	住民基本台帳	個人カナ氏名、個人漢字氏名、整理番号、性別、生年月日、続柄、届出日、住所コード、郵便番号、現住所、現住所方書、通称名、前住所、前住所方書、転入前住所、転入前住所方書、世帯番号、世帯主漢字氏名、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、転出地住所方書、減異動日、処理日、誤謬、世帯内順序、再転入フラグ、外字作成中フラグ、入力地、外国人住民日、DVフラグ、DVフラグ設定日、DVフラグ解除日	立候補届出、投票管理者・投票立会人の選任の選挙事務で利用するため	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
98	農業委員会事務局	資産税課	・土地課税台帳 ・税宛名システム	納税義務者の氏名、生年月日、性別、続柄、住所、世帯、共有構成員、所在地、市街化区分、土地評価情報(地目、地積)、登記情報	農地基本台帳管理システム運用に係る固定データ確認のため	令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで

※個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定された個人番号ではありません。

Ⅲ. 情報公開・個人情報保護審議会

1. 審議会委員

(1) 審議会委員

審議会は、15人以内の学識経験者及び市民団体又は関係団体を代表する者の委員で構成され、枚方市附属機関条例の規定により「枚方市個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項」、「情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項」について調査審議し、実施機関に意見を述べるすることができます。

表12 審議会委員名簿

(令和5年(2023年)3月31日現在)

役 職	氏 名	推 薦 団 体 ・ 役 職 等
会 長	塚 本 勝 俊	大 阪 工 業 大 学 教 授
副 会 長	木 虎 孝 之	弁 護 士
委 員	石 橋 勇 治	枚 方 市 P T A 協 議 会
委 員	大 東 昭 次	枚 方 市 青 少 年 育 成 指 導 員 連 絡 協 議 会
委 員	川 崎 孝 生	関 西 外 国 語 大 学 教 授
委 員	岸 本 和 代	枚 方 市 民 生 委 員 児 童 委 員 協 議 会
委 員	高 橋 節 子	枚 方 地 区 人 権 擁 護 委 員 会
委 員	田 代 香 織	一 般 社 団 法 人 枚 方 市 医 師 会
委 員	新 島 佳 世 子	枚 方 ・ 交 野 地 区 更 生 保 護 女 性 会
委 員	端 山 雅 樹	北 大 阪 商 工 会 議 所
委 員	廣 井 慧	京 都 大 学 防 災 研 究 所 准 教 授
委 員	御 明 雅 之	枚 方 市 コ ミ ュ ニ テ ィ 連 絡 協 議 会

(注) 委員の任期は、令和4年(2022年)10月26日から令和6年(2024年)10月25日までの2年間

2. 審議会開催状況

(1) 開催日及び諮問案件

令和4年度（2022年度）の審議会は、以下のとおり3回開催されました。

第1回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 令和4年（2022年）7月21日（木）

諮問案件

第641号 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に係る特定個人情報ファイルの評価書について

第642号 療養者情報システムの電気通信回線による接続について

第643号 個人情報保護法の改正に対応するための本市条例の整備について

第2回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 令和4年（2022年）8月3日（水）

諮問案件

第643号 個人情報保護法の改正に対応するための本市条例の整備について

第3回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 令和4年（2022年）10月24日（月）

諮問案件

第644号 寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関するオンライン申請に係る電子計算機の電気通信回線による接続について

第645号 施設型給付費等支給事務のクラウドシステムにおける電子計算機の電気通信回線による接続について

第646号 次期感染症サーベイランスシステムの電気通信回線による接続について

第647号 住民基本台帳事務に係る特定個人情報ファイルの評価書について

第648号 個人住民税事務に係る特定個人情報ファイルの評価書について

IV. 情報公開・個人情報保護審査会

1. 審査会委員

(1) 審査会委員

審査会は、5人以内の学識経験者の委員で構成され、枚方市情報公開条例第14条及び枚方市個人情報保護条例第28条に規定する審査請求について審査します。

表1-3 審査会委員名簿

(令和5年(2023年)3月31日現在)

役 職	氏 名	職 業 ・ 役 職 等
会 長	佐 伯 彰 洋	同 志 社 大 学 法 学 部 教 授
副 会 長	山 本 香 織	弁 護 士
委 員	小 関 伸 吾	弁 護 士
委 員	田 近 肇	近 畿 大 学 法 学 部 教 授
委 員	宮 村 教 平	佛 教 大 学 教 育 学 部 講 師

(注) 委員の任期は、令和4年(2022年)10月21日から令和6年(2024年)10月20日までの2年間

2. 審査をした審査請求の処理状況

(1) 処理状況

令和4年度(2022年度)に審査会が新たに審査をした審査請求は5件で、このうち、保有情報公開請求に係る決定についてのものは2件(市長及び教育委員会に対するもの)、保有個人情報開示請求に係る決定についてのもの(市長及び教育委員会に対するもの)が3件でした。

前年度から継続して審査をした1件を加えた6件のうち、4件について令和4年度(2022年度)に答申がありました。

表1-4 審査をした諮問案件の処理状況

(令和5年(2023年)3月31日現在)(単位:件)

区 分	諮問件数	処 理 内 訳					審 査 中
		却 下	全部認容	一部認容	棄 却	取 下 げ	
保有情報公開 請求	2(1)	—	—	—	2(1)	—	—
保有個人情報 開示請求	3	—	—	1	—	—	2

(注) () は、前年度の審査請求分です。

3. 審査会開催状況

(1) 開催状況及び諮問案件

令和4年度（2022年度）は、次の案件の審査のため、5回開催されました。

案件①「予防接種後副反応疑い報告書」の保有情報部分公開決定に係る審査請求に対する裁決について

案件②「枚方市内で過去接種された全ワクチン（コロナワクチン以外）の副反応報告書または人数などの詳細が分かる文書」の保有情報部分公開決定に係る審査請求に対する裁決について

案件③「令和3年12月に実施した枚方市教育委員会会計年度任用職員採用試験（学校校務員）の結果に関するプロセスの全資料」の部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

案件④「令和3年度校務員の会計年度任用職員全員の総合評価3項目SAB評価がわかるもの」の部分公開決定に係る審査請求に対する裁決について

案件⑤「平成24年6月26日申請の主治医意見書」の部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

案件⑥「子ども支援課及び母子保健課の相談記録並びに両課と大阪府中央こども家庭センターとのやり取り」の部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

第1回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 令和4年（2022年）5月25日（水）

審査事項 上記案件①及び②について

第2回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 令和4年（2022年）10月3日（月）

審査事項 上記案件③及び④について

第3回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 令和4年（2022年）11月28日（月）

審査事項 上記案件③及び④について

第4回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 令和5年（2023年）1月19日（木）

審査事項 上記案件③及び⑤について

第5回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 令和5年（2023年）2月28日（火）

審査事項 上記案件③、⑤及び⑥について

表 1 5 審査をした審査請求の内容等

(令和 5 年 (2023 年) 3 月 31 日現在)

審査請求日等	審査請求に係る情報の内容及び実施機関	決定内容	諮問日、答申日、 答 申 内 容 等
審査請求 R3. 10. 18 保有情報 公開	予防接種後副反応疑い報告書 市長（健康福祉部新型コロナワクチン接種 対策室）	部分公開	諮問日 R4. 3. 11 答申日 R4. 5. 25 答申内容 実施機関の決定は、妥 当である 裁決日 R4. 6. 26 裁決内容 棄却
審査請求 R3. 11. 8 保有情報 公開	枚方市内で過去接種された全ワクチン（コ ロナワクチン以外）の副反応報告書または 人数などの詳細が分かる文書 市長（健康福祉部健康寿命推進室母子保健 課）	部分公開	諮問日 R4. 5. 13 答申日 R4. 5. 25 答申内容 実施機関の決定は、妥 当である 裁決日 R4. 6. 26 裁決内容 棄却
審査請求 R4. 5. 26 保有個人 情報開示	平成 24 年 6 月 26 日申請の主治医意見書 市長（健康福祉部健康寿命推進室長寿・介 護保険課）	部分開示	諮問日 R4. 12. 13 (審査中)
審査請求 R4. 6. 8 保有個人 情報開示	令和 3 年 12 月に実施した枚方市教育委員会 会計年度任用職員採用試験（学校校務員） の結果に関するプロセスの全資料 教育委員会（総合教育部教育政策課）	部分開示	諮問日 R4. 9. 15 答申日 R5. 2. 28 答申内容 実施機関の決定は、一 部妥当でない 裁決日 R5. 3. 17 裁決内容 一部認容
審査請求 R4. 6. 8 保有情報 公開	令和 3 年度校務員の会計年度任用職員全員 の総合評価 3 項目 S A B 評価がわかるもの 教育委員会（総合教育部教育政策課）	部分公開	諮問日 R4. 9. 15 答申日 R4. 11. 28 答申内容 実施機関の決定は、妥 当である 裁決日 R5. 1. 11 裁決内容 棄却

審査請求日等	審査請求に係る情報の内容及び実施機関	決定内容	諮問日、答申日、 答 申 内 容 等
審査請求 R4. 8. 19 保有個人 情報開示	子ども支援課及び母子保健課の相談記録並 びに両課と大阪府中央こども家庭センター とのやり取り 市長（健康福祉部健康寿命推進室母子保健 課及び子ども未来部子どもの育ち見守り室 子ども支援課）	部分開示	諮問日 R4. 12. 28 （審査中）

参 考 資 料

1. 保有情報公開の請求の内容等

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
1	R4. 4. 4	R4. 4. 18	請求書添付資料(写真・地図)にある市立桜丘北小学校通用門に設置されている「枚方子どもいきいき広場 掲示板」について 通用門にこの(前項)掲示板を設置した手続、許可が判明出来る文書	不存在 ※1	都市整備部 施設整備室 施設管理課	
2	R4. 4. 4	R4. 4. 18	請求書添付資料(写真・地図)にある市立桜丘北小学校通用門に設置されている「枚方子どもいきいき広場 掲示板」について 掲示板の製作者、管理者、掲示者が判明出来る文書又は運用が判明出来る文書	不存在 ※2	学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	
3	R4. 4. 4		〇〇歯科 診療所開設届出書 一式 (平成〇〇年〇〇月〇〇日受付分)		健康福祉部 保健所 保健医療課	取下げ
4	R4. 4. 5	R4. 4. 15	保健衛生課による「名前と要件」を言わないと電話をとりつぐことをしない枚方市としての手続 文書すべて	不存在 ※3	健康福祉部 保健所 保健衛生課	
5	R4. 4. 5	R4. 4. 19	請求書添付資料(写真・地図)にある市立香里小学校学校フェンスに設置されている掲示Box(木枠)、看板について情報公開を求めます。 添付資料1(掲示Box/木枠)、看板(白地) 1.設置目的/学校フェンスの位置 2.設置許可 3.設置期間(いつから〜いつまで) 各1〜3の判明できる文書 のうち、添付資料1	不存在 ※4	都市整備部 施設整備室 施設管理課	
6	R4. 4. 5	R4. 4. 19	請求書添付資料(写真・地図)にある市立香里小学校学校フェンスに設置されている掲示Box(木枠)、看板について情報公開を求めます。 添付資料1(掲示Box/木枠)、看板(白地) 1.設置目的/学校フェンスの位置 2.設置許可 3.設置期間(いつから〜いつまで) 各1〜3の判明できる文書 のうち、添付資料2	不存在 ※5	子ども未来部 子ども青少年政策課	
7	R4. 4. 6	R4. 4. 19	動物の委託に関する文書すべて(令和4年度)契約課含む <対象文書> 「動物の飼養保管当業務委託」(主管課契約分)(令和〇〇年(〇〇年)〇〇月〇〇日付け課長決裁)に係る次の文書 ・随意契約の締結承認にかかる決裁書類一式	公開	総務部 契約課	
8	R4. 4. 6	R4. 4. 19	動物の委託に関する文書すべて(令和4年度)契約課含む <対象文書> 令和〇〇年度(〇〇年度)動物の飼養保管等業務委託契約に係る次の書類 ・随意契約締結の承認に係る書類 ほか	部分公開 5-1 5-3 5-7	健康福祉部 保健所 保健衛生課	
9	R4. 4. 6	R4. 4. 15	動物の委託事業者(森林組合)が実際に使用した委託費の領収書すべて 令和3年度分	不存在 ※6	健康福祉部 保健所 保健衛生課	
10	R4. 4. 7	R4. 4. 11	擁壁に関する図面(配置図、断面図)枚方市〇〇(宅地造成工事) <対象文書> 令和〇〇年(〇〇年)〇〇月〇〇日付け枚方市建築基準法施行細則第10条建築確認の変更等(建築確認番号:第〇〇号で届出された図面(配置図・断面図))	公開	都市整備部 開発指導室 審査指導課	
11	R4. 4. 8	R4. 4. 18	枚方市内にある防犯カメラについて情報公開を求めます。 1.添付資料(写真)にある防犯カメラ表示がAとBに内容が異なる。 AとBが存在する理由 統一しない理由が判明する文書。 (BがAに変更となった理由を含む) 2.市内防犯カメラのAとBの表示台数(箇所数)を示す文書 3.防犯カメラ設置基準、運用基準、マニュアル(手順書)防犯カメラ関連のシステム等判明する文書 のうち、3 <対象文書> ・枚方市無線通信式防犯カメラの設置、管理、運用に関する要領 ・枚方市無線通信式防犯カメラ運用管理に関する協定書 ・防犯カメラ増設に係る選定基準 ・防犯カメラの賃貸借 仕様書	公開	危機管理部 危機管理政策課	
12	R4. 4. 8	R4. 4. 19	枚方市内にある防犯カメラについて情報公開を求めます。 1.添付資料(写真)にある防犯カメラ表示がAとBに内容が異なる。 AとBが存在する理由 統一しない理由が判明する文書。 (BがAに変更となった理由を含む) 2.市内防犯カメラのAとBの表示台数(箇所数)を示す文書 3.防犯カメラ設置基準、運用基準、マニュアル(手順書)防犯カメラ関連のシステム等判明する文書 のうち、1及び2	不存在 ※7	危機管理部 危機管理政策課	
13	R4. 4. 12	R4. 5. 26	図書館の指定管理者に関する基本協定書と仕様書と募集要項 <対象文書> ・枚方市立さだ生涯学習市民センター・さだ図書館及び枚方市立牧野生涯学習市民センター・牧野図書館指定管理者基本協定書 ほか	部分公開 5-1 5-3	教育委員会 総合教育部 中央図書館	決定期間 延長決定 R4. 4. 22
14	R4. 4. 13	R4. 4. 21	令和3年9月8日に電子入札システムにて開札のあった「牧野高槻線用地測量委託」の予定価格の根拠となる金入り設計書	部分公開 5-7	土木部 用地課	
15	R4. 4. 15	R4. 4. 27	請求書添付資料(写真・地図)にある花だん(2箇所)のアダプトプログラムに参加している根拠となる文書又は不参加の場合はその理由が判明出来る文書(植え込みが花だんになっている理由を含む) <対象文書> ・「枚方市アダプトプログラムにおける合意書の締結について」(平成〇〇年(〇〇年)〇月〇日付け部長決裁)	部分公開 5-1	環境部 環境政策課	
16	R4. 4. 15	R4. 4. 26	1.請求書添付資料(写真・地図)にある平和ロードの車道内に多数の植え込みを設置した道路仕様を花だん仕様に変更した経過・理由の判明できる文書 2.道路仕様新旧の図面(植え込み花だんの大きさ明記されたもの)	不存在 ※8	土木部 みち・みどり室 道路公園管理課	
17	R4. 4. 20		1.看板「不法投棄取締中」とは いつからいつまでか明確な文書 2.カメラ監視中のカメラの存在及びそのカメラの設置の判明出来る文書 3.看板2枚の必要が出来る文書		土木部 みち・みどり室 道路公園管理課	取下げ

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
18	R4. 4. 20		平和ロード 看板 (犬のふん・歩きたばこ・ポイ捨て禁止)		環境部 環境政策課	取下げ
19	R4. 4. 25	R4. 5. 9	大阪府が管理している「犬・猫飼養届出書」について枚方市民の登録を開示し、保健衛生課が任意で立入りしている文書すべて	不存在 ※9	健康福祉部 保健所 保健衛生課	
20	R4. 4. 27		金入り設計書 ・公園等草刈作業委託(北部A地区) ほか		土木部 みち・みどり室 工事委託課	取下げ
21	R4. 4. 27		金入り設計書 ・さだ小学校他5校除草作業委託 ほか		都市整備部 施設整備室 施設管理課	取下げ
22	R4. 4. 27		金入り設計書 ・出口排水路他除草委託 ほか		上下水道局 上下水道部 下水道室 下水道施設維持課	取下げ
23	R4. 4. 27		金入り設計書 ・史跡楠葉台場跡草刈業務委託 ほか		観光にぎわい部 文化財課	取下げ
24	R4. 4. 27		金入り設計書 ・除草作業委託(北部) ほか		上下水道局 上下水道部 上水道室 浄水課	取下げ
25	R4. 4. 27		金入り設計書 ・道路用地除草等委託 ほか		土木部 道路河川整備課	取下げ
26	R4. 4. 27		金入り設計書 ・ニッペパーク岡東中央年間管理委託 ほか		土木部 みち・みどり室 工事委託課	取下げ
27	R4. 4. 27		金入り設計書 ・水面廻廊樹木管理委託 ほか		上下水道局 上下水道部 下水道室 下水道施設維持課	取下げ
28	R4. 4. 27		金入り設計書 ・公園等害虫防除作業委託(北部地区) ほか		土木部 みち・みどり室 工事委託課	取下げ
29	R4. 4. 27		金入り設計書 ・庁舎樹木剪定除草等管理委託 ほか		総務部 総務管理課	取下げ
30	R4. 4. 27		金入り設計書 ・楠葉台場跡史跡公園内大堀除草委託設計 ほか		上下水道局 上下水道部 下水道室 下水道施設維持課	取下げ
31	R4. 4. 27		金入り設計書 ・枚方市立旧田中家鋳物民俗資料館樹木当管理委託 ほか		観光にぎわい部 文化財課	取下げ
32	R4. 4. 27		金入り設計書 ・淀川河川敷グラウンド(磯島・牧野)草刈業務委託		観光にぎわい部 スポーツ振興課	取下げ
33	R4. 4. 27		令和3年度、4年度 委託契約に係る積算根拠		健康福祉部 保健所 保健衛生課	取下げ
34	R4. 5. 11	R4. 5. 24	枚方市立中学校卒業生の2021年度進路先データ <対象文書> 令和3年度(2021年度)卒業生進路先一覧表 (令和4年(2022年)3月31日現在)(19校分)	公開	学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課	
35	R4. 5. 13	R4. 5. 17	平成〇〇年〇〇月〇〇日付け開発行為の許可(枚方市指令都査第〇〇号)において申請された図面(造成計画・断面図(1)及び(2)、造成計画、平面図、排水計画平面図、給水計画平面図) ※個人情報及び印影を除く。	公開	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
36	R4. 5. 13	R4. 5. 26	金入り設計書 ・急傾斜地除草委託 ほか	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室 工事委託課	
37	R4. 5. 18	R4. 5. 31	令和4年度「枚方市ホームページ」広告代理店業務について、見積り合せの結果(参加会社名とその見積金額)の分かるもの。 不調の場合であっても、その結果の分かるもの。 <対象文書> 1. 令和4年度「枚方市ホームページ」広告代理店業務の発注決裁に係る次の文書 ・指名業者一覧表(企業名及び傘下の有無の情報の部分に限る。) 2. 見積り合わせに係る次の文書 ・見積書(印影は除く。) 3. 当該案件の不調決裁に係る次の文書 ・67【見積り不調】令和〇〇年度「枚方市ホームページ」広告代理店業務(令和〇〇年〇〇月〇〇月付け契約課長決裁)	公開	総務部 契約課	
38	R4. 5. 23		請求書添付資料(写真・地図)にある津田小学校付近掲出の看板(犬)について(1)犬のフン啓発看板等配布申込書(2)(1)の看板掲出根拠となる文書		環境部 環境政策課	取下げ
39	R4. 5. 25		金入り設計書 ・藤阪元町地区雨水管整備実施設計委託		上下水道局 上下水道部 下水道室 雨水整備課	取下げ
40	R4. 5. 25	R4. 6. 1	金入り設計書 ・公共下水道星丘1丁目地区他污水管実施設計委託	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道部 下水道室 污水整備課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
41	R4. 5. 25	R4. 6. 1	金入り設計書 ・公共下水道津田元町3丁目地区他污水管実施設計委託	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道部 下水道室 污水整備課	
42	R4. 5. 27	R4. 6. 10	「当該校の消防点検(施設)、検査訓練が判明する直近の記録文書」のうち、消防点検に係るもの <対象文書> 消防点検の作業終了報告書(令和〇〇年開成小学校分)	部分公開 5-1	都市整備部 施設整備室 設備課	
43	R4. 5. 27	R4. 6. 10	市立開成小学校と同様に、小学校敷地内に消火栓が設置されている小学校名並びに消火栓の敷地内位置が判明出来る見取図等の文書のうち、消火栓の敷地内位置が判明出来る見取図 <対象文書> 開成小学校竣工図	非公開 5-5	都市整備部 施設整備室 設備課	
44	R4. 5. 27	R4. 6. 10	市立開成小学校と同様に、小学校敷地内に消火栓が設置されている小学校名並びに消火栓の敷地内位置が判明出来る見取図等の文書のうち、小学校敷地内に消火栓が設置されている小学校名	不存在 ※10	都市整備部 施設整備室 設備課	
45	R4. 5. 27	R4. 6. 10	枚方市立開成小学校敷地の消防点検(施設)、検査訓練が判明する直近の記録文書」のうち、訓練にかかるもの <対象文書> ・地震避難訓練実施(案) ・授業時における避難訓練(火災)案	公開	学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課	
46	R4. 5. 30	R4. 6. 13	請求書添付資料(写真・地図)にある第四中学校フェンスに「たれ幕」3枚あります。 1. この「たれ幕」の製作目的設置目的そして各責任者が判明する文書 2. 「たれ幕」の製作、目的、設置のルール等が判明する文書 3. 公立中学校がこの形態の「たれ幕」の製作、設置を必要とする理由が判明する文書	不存在 ※11	教育委員会 総合教育部 教育政策課	
47	R4. 5. 30		金入り設計書 ・出口2丁目口径200mm水管橋更新実施設計委託		上下水道局 上下水道部 上水道室 上水道工務課	取下げ
48	R4. 6. 2	R4. 6. 13	金入り設計書 ・公園等草刈作業委託(中部A地区) ほか	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室 工事委託課	
49	R4. 6. 2	R4. 6. 13	金入り設計書 ・ニッペパーク岡東中央年間管理委託 ほか	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室 工事委託課	
50	R4. 6. 2	R4. 6. 13	金入り設計書 ・公園等夏期剪定作業委託(北部地区)	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室 工事委託課	
51	R4. 6. 2	R4. 6. 13	金入り設計書 ・北部地区街路樹管理委託	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室 工事委託課	
52	R4. 6. 2	R4. 6. 8	金入り設計書 ・道路用地除草等委託	部分公開 5-7	土木部 道路河川整備課	
53	R4. 6. 2	R4. 6. 10	金入り設計書 ・史跡楠葉台場跡草刈業務委託 <対象文書> 回議書(史跡楠葉台場跡草刈業務委託、起票日令和〇〇年〇〇月〇〇日)、令和〇〇年度史跡楠葉台場跡管理業務委託入札結果	公開	観光にぎわい部 文化財課	
54	R4. 6. 2	R4. 6. 14	金入り設計書 ・さだ小学校他5校除草作業委託	部分公開 5-7	都市整備部 施設整備室 施設管理課	
55	R4. 6. 2	R4. 6. 6	金入り設計書 ・出口排水路他除草委託	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道部 下水道室 下水道施設維持課	
56	R4. 6. 7		令和4年度予算について 1. 有害鳥獣対策に関わる予算書 2. 有害鳥獣対策協議会がある場合はその予算書 3. 上記1及び2の内、電気柵・メッシュ(防護)柵の購入に使用する予算の内訳がわかる書類(事業名、購入商品、数量、購入予定時期とその予算額が分かるもの) 4. 上記1及び2の内、上記3以外の狩猟(有害鳥獣対策)商品(箱罟、くくり罟、止め刺し、ICT関連用品等を含む)購入に使用する予算の内訳が分かる書類(事業名、購入商品、数量、購入予定時期とその予算額が分かるもの) 5. 中山間地域等直接支払対策事業及び多面的機能支払対策事業に関する予算書とその内訳が分かる書類(年度会計予算の該当部分とその内容の使用内訳が分かるもの)		環境部 環境政策課	取下げ
57			令和4年度予算について 1. 有害鳥獣対策に関わる予算書 2. 有害鳥獣対策協議会がある場合はその予算書 3. 上記1及び2の内、電気柵・メッシュ(防護)柵の購入に使用する予算の内訳がわかる書類(事業名、購入商品、数量、購入予定時期とその予算額が分かるもの) 4. 上記1及び2の内、上記3以外の狩猟(有害鳥獣対策)商品(箱罟、くくり罟、止め刺し、ICT関連用品等を含む)購入に使用する予算の内訳が分かる書類(事業名、購入商品、数量、購入予定時期とその予算額が分かるもの) 5. 中山間地域等直接支払対策事業及び多面的機能支払対策事業に関する予算書とその内訳が分かる書類(年度会計予算の該当部分とその内容の使用内訳が分かるもの)		観光にぎわい部 農業振興課	取下げ

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
58	R4. 6. 8	R4. 6. 21	金入り設計書 ・公共下水道樋之上町地区汚水施設改築実施設計委託	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道部 下水道室 汚水整備課	
59	R4. 6. 8	R4. 6. 22	金入り設計書 ・藤阪元町地区雨水管整備実施設計委託	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道部 下水道室 雨水整備課	
60	R4. 6. 9	R4. 6. 23	図書館指定管理委託料の積算根拠がわかるもの 図書館指定管理の年度協定書 ＜対象文書＞ 枚方市立さだ生涯学習市民センター・さだ図書館及び枚方市立牧野生涯学習市民センター・牧野図書館指定管理者年度協定書(令和〇〇年度分) ほか	部分公開 5-1 5-3 5-7	教育委員会 総合教育部 中央図書館	
61	R4. 6. 14	R4. 6. 21	学研都市津田地区造成その3工事 F調整池平面図 F調整池縦横断面図	公開	上下水道局 上下水道部 下水道室 下水道管理課	
62	R4. 6. 15	R4. 6. 23	自転車駐車場に係る枚方市と公益財団法人枚方市シルバー人材センターとの仕様書(平成〇〇年度以前の契約)単年度分 〇〇年度年度協定書(あれば基本協定書) ＜対象文書＞ 【平成〇〇年度から平成〇〇年度】枚方市自転車駐車場の管理に関する基本協定書 【平成〇〇年度】枚方市自転車駐車場の管理に関する年度協定書	部分公開 5-3	土木部 交通対策課	
63	R4. 6. 16	R4. 6. 23	請求書添付資料1～2にある、電柱取付の看板「警告犬のふん……」は 1. 電柱取付に当り、どの様な手続で取付が出来ましたか？その手続が判る文書 2. (1)の手続で許可を受けた文書 3. 看板配布(申込)時ルール文書 のうち(3)の添付資料2分	部分公開 5-1	環境部 環境政策課	
64	R4. 6. 16	R4. 6. 23	請求書添付資料1～2にある、電柱取付の看板「警告犬のふん……」は (1)電柱取付に当たり、その手続が判る文書 (2) (1)の手続に係る許可文書 (3)看板配布(申込)時ルール文書	不存在 ※12	環境部 環境政策課	
65	R4. 6. 22	R4. 7. 6	1. 令和3年度 西牧野3丁目地区雨水管整備工事 2. 令和3年度 西牧野3丁目地区雨水マンホールポンプ設置工事 両工事に係る完成図書一式 (完成図、施工図、機器図(展開接続図含む)、配管仕様) 両工事発生に係る仕様書(特記仕様書など)	部分公開 5-1	上下水道局 上下水道部 下水道室 雨水整備課	
66	R4. 6. 24	R4. 7. 8	枚方市駅周辺再整備 サウンディング型市場調査の提案事業者名がわかる文書	非公開 5-3 5-4 5-7	市駅周辺まち活性化部	
67	R4. 6. 27	R4. 7. 7	金入り設計書 ・史跡楠葉台場跡草刈業務委託 ＜対象文書＞ 回議書(史跡楠葉台場跡草刈業務委託、起票日令和〇〇年〇〇月〇〇日)、令和〇〇年度史跡楠葉台場跡管理業務委託入札結果	公開	観光にぎわい部 文化財課	
68	R4. 6. 27	R4. 7. 8	金入り設計書 ・枚方小学校他5校除草作業委託 ほか	部分公開 5-7	都市整備部 施設整備室 施設管理課	
69	R4. 6. 27	R4. 6. 29	金入り設計書 ・水面廻廊樹木管理委託 ほか	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道部 下水道室 下水道施設維持課	
70	R4. 6. 27	R4. 7. 5	金入り設計書 ・道路用地除草等委託	部分公開 5-7	土木部 道路河川整備課	
71	R4. 6. 27	R4. 7. 6	金入り設計書 ・車塚公園管理業務委託 ほか	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室 工事委託課	
72	R4. 6. 27	R4. 7. 6	金入り設計書 ・関西電力高圧線下緑地管理業務委託(その1)ほか	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室 工事委託課	
73	R4. 6. 27	R4. 7. 6	金入り設計書 ・関西電力高圧線下緑地管理業務委託(その1)ほか	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室 工事委託課	
74	R4. 6. 27	R4. 7. 4	金入り設計書 ・除草作業委託(南部)ほか	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道部 上水道室 浄水課	
75	R4. 7. 1	R4. 7. 15	菅原生涯学習市民センター、市立菅原図書館の施設に写真1階段室、写真2男子トイレ女子トイレおとこ(男子)おんな(女子)の施設表示について、 1. この施設で写真1～2の表示を用いる決裁の文書 2. 施設表示の決定権者のわかる文書 3. 当該施設表示を用いる根拠のわかる文書	不存在 ※13	教育委員会 総合教育部 中央図書館	
76	R4. 7. 1	R4. 7. 13	・食品営業施設一覧	公開	健康福祉部 保健所 保健衛生課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
77	R4. 7. 8	R4. 7. 22	請求書添付資料1～2にあるバス停標識(おりば) 専用に係る(1)道路占用許可書(直近分)(2)このバス停標識(おりば)4カ所の設置が必要とすることが判明できる文書(道路占用許可主管部署保有のもの)のうち、(1) <対象文書> 道路占用許可書、許可条件、申請書、添付書類(土管占第〇〇号)	部分公開 5-1 5-3	土木部 みちみどり室 道路公園管理課	
78	R4. 7. 8	R4. 7. 22	請求書添付資料1～2にあるバス停標識(おりば) 専用に係る(1)道路占用許可書(直近分)(2)このバス停標識(おりば)4カ所の設置が必要とすることが判明できる文書(道路占用許可主管部署保有のもの)のうち、(2)	不存在 ※14	土木部 みちみどり室 道路公園管理課	
79	R4. 7. 13	R4. 7. 28	旗・たれ幕「社会を明るくする運動」の設置に係る 1. 旗・幕の設置を申請、許可の文書 2. 旗・幕の設置場所、旗・幕の水量の決定文書 3. それぞれの掲出機関の決定文書 4. 枚方市役所本庁舎、敷地使用(申請)許可の専用基準書並びに法的根拠文書 のうち、4 <対象文書> 枚方市公有財産等の管理に関する規則	公開	総務部 総務管理課	
80	R4. 7. 13	R4. 7. 28	旗・たれ幕「社会を明るくする運動」の設置に係る 1. 旗・幕の設置を申請、許可の文書 2. 旗・幕の設置場所、旗・幕の水量の決定文書 3. それぞれの掲出機関の決定文書 4. 枚方市役所本庁舎、敷地使用(申請)許可の専用基準書並びに法的根拠文書 のうち、1、2及び3	不存在 ※15	総務部 総務管理課	
81	R4. 7. 15	R4. 7. 28	枚方市岡東自動車駐車場 現指定管理者の応募時の事業計画及び直近の事業計画 <対象文書> 令和〇〇年〇〇月〇〇月付け 土交第〇〇号 ミディ総合管理株式会社 事業計画書(様式第2号)	部分公開 5-1 5-3	土木部 交通対策課	
82	R4. 7. 15	R4. 7. 28	請求書添付資料(写真・地図)殿山第一小学校にある看板(犬のふんは…)は条例で定めていません(看板の学校設置)。情報公開を求めます。 1. 看板設置に係る申請・許可の文書 2. 設置者、設置時期の文書 3. 学校フェンスに看板設置する根拠 のうち、3 <対象文書> 「学校園のフェンス等の使用に関する取扱要領」	公開	都市整備部 施設管理課	
83	R4. 7. 15	R4. 7. 28	請求書添付資料(写真・地図)殿山第一小学校にある看板(犬のふんは…)は条例で定めていません(看板の学校設置)。情報公開を求めます。 1. 看板設置に係る申請・許可の文書 2. 設置者、設置時期の文書 3. 学校フェンスに看板設置する根拠 のうち、1及び2	不存在 ※16	都市整備部 施設管理課	
84	R4. 7. 25	R4. 8. 3	回答にある「占用許可申請者、送迎者の所有者」の詳細がわかる文書 <対象文書> ・土管水占〇〇第〇〇号 法定外公共物使用等許可書(更新) ・紛失届 ほか	部分公開 5-1	上下水道局 上下水道部 下水道室 下水道管理課	
85	R4. 7. 25	R4. 8. 3	添付資料公相第〇〇号の回答にある「指導」の詳細がわかる文書の情報公開を求めます。	不存在 ※17	上下水道局 上下水道部 下水道室 下水道管理課	
86	R4. 7. 29	R4. 8. 12	金入り設計書 ・東香里中学校既設擁壁補修実施設計委託	部分公開 5-1	都市整備部 施設整備室 施設管理課	
87	R4. 7. 29	R4. 8. 12	金入り設計書 ・御殿山小倉線水路横断部設計業務委託 ほか	部分公開 5-7	土木部 道路河川整備課	
88	R4. 7. 29	R4. 8. 9	金入り設計書 ・出口2丁目口径200mm水管橋更新実施設計委託	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道部 上水道室 上水道工務課	
89	R4. 7. 29	R4. 8. 12	金入り設計書 ・公共下水道黄金野2丁目地区污水管実施設計委託	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道部 下水道室 污水整備課	
90	R4. 7. 29	R4. 8. 10	金入り設計書 ・京阪本線連続立体交差事業の施行に伴う雨水管整備実施設計委託(北中振3丁目地区)	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道部 下水道室 雨水整備課	
91	R4. 7. 29	R4. 8. 12	枚方市教育委員会定例会会議録	却下 ※1	教育委員会 総合教育部 教育政策課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
92	R4. 8. 1	R4. 8. 15	詳細 請求書別紙に依る 情報公開決定通知書No.都管〇〇号」にある「学校園のフェンス等の使用に関する取扱要領」に係る情報公開を求めます。 1. この取扱要領の作成部署、主管部署が不明又いつ作成、施行日が不明である。これ等不明事項が判明する文書。 2. この取扱要領の決裁文書、又法的根拠の文書。 3. この取扱要領に掲示板/BOX、ポスター類、横垂れ幕、の取扱いが不明である。これ等を含めて看板等は学校園のフェンス使用を原則禁止とすべきと思う。但し学校園の施設管理に必要なものを除く。この取扱要領に「学校園のフェンス使用を原則禁止」を明記出来ない理由、根拠が判明する文書 4. この取扱要領の施行日以前にすでに掲出設置ある全ての看板等の撤去計画の文書。 のうち、1 <対象文書> 学校園敷地に設置されている看板・のぼり・物置等に対する行政財産使用許可手続きの取扱いについて(令和〇〇年〇〇月〇〇日付 都市整備部長決裁)	公開	都市整備部 施設整備室 施設管理課	
93	R4. 8. 1	R4. 8. 15	詳細 請求書別紙に依る 情報公開決定通知書No.都管〇〇号」にある「学校園のフェンス等の使用に関する取扱要領」に係る情報公開を求めます。 1. この取扱要領の作成部署、主管部署が不明又いつ作成、施行日が不明である。これ等不明事項が判明する文書。 2. この取扱要領の決裁文書、又法的根拠の文書。 3. この取扱要領に掲示板/BOX、ポスター類、横垂れ幕、の取扱いが不明である。これ等を含めて看板等は学校園のフェンス使用を原則禁止とすべきと思う。但し学校園の施設管理に必要なものを除く。この取扱要領に「学校園のフェンス使用を原則禁止」を明記出来ない理由、根拠が判明する文書 4. この取扱要領の施行日以前にすでに掲出設置ある全ての看板等の撤去計画の文書。 のうち、3及び4	不存在 ※18	都市整備部 施設整備室 施設管理課	
94	R4. 8. 1	R4. 8. 26	枚方市役所庁舎にある震度表示盤に係る 1. 資料(写真)と同じ、震度表示盤が枚方市庁舎本館、別館に数ヶ所設置されていると聞くが、その設置場所が具体的、詳細に判明する文書。 2. この震度表示盤の活用、役割についてどの様に規定されているか、その内容が判明する文書。又庁舎来庁者(お客さま)、全職員の関係についてどの様に規定されているか、その内容が判明する文書 3. この震度表示盤は「枚方市以外(大阪府内)の他市の「市庁舎」に設置されていない」。このような情報があります(市庁舎以外の消防にある例もある)。これからも「枚方市庁舎」に震度表示盤を継続設置をする必要性の説明ある文書。	部分公開 5-1	危機管理部 危機管理対策推進課	
95	R4. 8. 1	R4. 8. 26	添付資料(写真)にある地振の震度表示盤について 1. 資料(写真)と同じ、震度表示盤が枚方市庁舎本館、別館に数ヶ所設置されていると聞くが、その設置場所が具体的、詳細に判明する文書。 2. この震度表示盤の活用、役割についてどの様に規定されているか、その内容が判明する文書。又庁舎来庁者(お客さま)、全職員の関係についてどの様に規定されているか、その内容が判明する文書 3. この震度表示盤は「枚方市以外(大阪府内)の他市の「市庁舎」に設置されていない」。このような情報があります(市庁舎以外の消防にある例もある)。これからも「枚方市庁舎」に震度表示盤を継続設置をする必要性の説明ある文書。 のうち1 <対象文書> 大阪府震度情報ネットワークシステム計測震度計機器一覧	不存在 ※19	危機管理部 危機管理対策推進課	
96	R4. 8. 1	R4. 8. 10	金入り設計書 ・公園等夏期剪定作業委託(北部地区)ほか	部分公開 5-7	土木部 みちみどり室 工事委託課	
97	R4. 8. 3	R4. 8. 17	コロナワクチンをどのくらい破棄したのかわかる文書 <対象文書> 集団接種会場における「予約なし接種」の試行実施及び未使用ワクチン(モデルナ製)の有効期限到来について	公開	健康福祉部 新型コロナウイルス接種 対策室	
98	R4. 8. 3	R4. 8. 17	コロナワクチンの救済制度の申請件数及び認定された件数 <対象文書> 健康被害救済制度進捗一覧	部分公開 5-1	健康福祉部 新型コロナウイルス接種 対策室	
99	R4. 8. 3	R4. 8. 17	枚方市におけるコロナワクチン接種後の副反応報告総数、死亡者数、重篤者数(死因は因果関係問わず)	不存在 ※20	健康福祉部 新型コロナウイルス接種 対策室	
100	R4. 8. 3	R4. 8. 17	PCRテスト陽性でコロナ死亡者としてカウントされた市民のうち、コロナワクチン接種者は何人かわかるもの	不存在 ※21	健康福祉部 保健所 保健予防課	
101	R4. 8. 3	R4. 8. 17	「・ワクチンが原因の死亡が1人認められたことの厚労省からの通知と、枚方市が市民に周知することについての文書 ・3回目接種率70%以上で、交付金が1.3倍になる(60～70%で1.2倍、50～60%で1.1倍)という文書。枚方市で70%以上を目標にしているような文書」 のうち、「・3回目接種率70%以上で、交付金が1.3倍になる(60～70%で1.2倍、50～60%で1.1倍)という文書。」 <対象文書> 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について(令和〇〇年〇〇月〇〇日付事務連絡)	公開	総合政策部 財政課	
102	R4. 8. 3	R4. 8. 17	「・ワクチンが原因の死亡が1人認められたことの厚労省からの通知と、枚方市が市民に周知することについての文書 ・3回目接種率70%以上で、交付金が1.3倍になる(60～70%で1.2倍、50～60%で1.1倍)という文書。枚方市で70%以上を目標にしているような文書」 のうち、「枚方市で70%以上を目標にしているような文書」	不存在 ※22	健康福祉部 新型コロナウイルス接種 対策室	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
103	R4. 8. 5	R4. 8. 24	「社会を明るくする運動」に係る情報公開「保有情報不存在決定通知書NO. 総務第〇〇号について」 1. 保有していない理由「…関係課ち事前に協議を行った…とあるが、この協議の相手、この協議内容が判明する文書 2. 保有していない理由「…市の内部事務のため、依頼文という形で提出…」旗・垂れ幕「社会を明るくする運動」の設置は、「市の内部事務」とする根拠が判明する文書、又「依頼文」の公開求めます。 3. 「社会を明るくする運動」団体について保有する情報(例：組織、人事、資金、活動内容、団体の法的地位形態…、事務所の所在)その情報に係る文書。 のうち、2 <対象文書> ・横断幕掲出・のぼり設置以来 ・(添付1)横断幕設置図 ・(添付2)市役所啓発のぼり設置箇所	公開	総務部 総務管理室 総務管理課	
104	R4. 8. 5	R4. 7. 28	「社会を明るくする運動」に係る情報公開「保有情報不存在決定通知書NO. 総務第〇〇号について」 1. 保有していない理由「…関係課ち事前に協議を行った…とあるが、この協議の相手、この協議内容が判明する文書 2. 保有していない理由「…市の内部事務のため、依頼文という形で提出…」旗・垂れ幕「社会を明るくする運動」の設置は、「市の内部事務」とする根拠が判明する文書、又「依頼文」の公開求めます。 3. 「社会を明るくする運動」団体について保有する情報(例：組織、人事、資金、活動内容、団体の法的地位形態…、事務所の所在)その情報に係る文書。 のうち、1、2及び3	不存在 ※23	総務部 総務管理室 総務管理課	
105	R4. 8. 8	R4. 8. 16	枚方市の下記に部署が契約した損害保険契約で、〇〇年月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日の間に保険契約がある保険証券及び仕様書の写し 部署名：教育委員会 学校教育部 留守家庭児童会(学童) *特約、約款、個人情報及び印影を除く。 <対象文書> (1)令和〇〇年度留守家庭児童会入室児童にかかる傷害保険」保険証券 ※印影を除く (2)令和〇〇年度留守家庭児童会入室児童にかかる傷害保険」仕様書 ※特約及び約款を除く	公開	教育委員会 学校教育部 放課後子ども課	
106	R4. 8. 10	R4. 9. 26	〇〇〇〇氏に対する懲戒処分、分限処分にかかる決裁、調査、報告 1. 懲戒処分に係る決裁・調査・報告関係書類一式 2. 分限処分に係る決裁・調査・報告関係書類一式	部分公開 5-1 5-7	総務部 人事課	決定期間 延長決定 R4. 8. 24
107	R4. 8. 10		広報ひらかたの広告掲載業務における、直近3回分(3年分)の落札会社名、落札金額、応札会社数、応札会社名、応札金額、落札会社の見積金額、契約期間の分かるもの		総務部 契約課	取下げ
108	R4. 8. 12	R4. 8. 25	請求書添付資料(写真・地図)にある市立殿山第一小学校の周辺フェンスに2ヶ所、同一の看板がある。この看板記載から「殿一小PTA」が製作・設置したものと思う。念の為、看板に係る情報公開を求めます。 1. この看板は記載内容より、「殿一小PTA」(以下団体という)の活動スローガン看板である。看板は学校施設以外に設置されるべきです。団体が看板を学校に持ち込み設置出来たその手続が判明出来る文書。 2. 看板の設置期間(いつ～いつまで)が判明する文書。 3. 学校側が看板設置を認め、継続していることが必要とする理由が判明する文書 4. 教育委員会(学校)が団体の印刷物・プリント・看板の設置・発行・配布当の業務代行の有無存在が判明できる文書(事例含) のうち、1、2及び3	不存在 ※24	都市整備部 施設整備室 施設管理課	
109	R4. 8. 12	R4. 8. 23	請求書添付資料(写真・地図)にある市立殿山第一小学校の周辺フェンスに2ヶ所、同一の看板がある。この看板記載から「殿一小PTA」が製作・設置したものと思う。念の為、看板に係る情報公開を求めます。 1. この看板は記載内容より、「殿一小PTA」(以下団体という)の活動スローガン看板である。看板は学校施設以外に設置されるべきです。団体が看板を学校に持ち込み設置出来たその手続が判明出来る文書。 2. 看板の設置期間(いつ～いつまで)が判明する文書。 3. 学校側が看板設置を認め、継続していることが必要とする理由が判明する文書 4. 教育委員会(学校)が団体の印刷物・プリント・看板の設置・発行・配布当の業務代行の有無存在が判明できる文書(事例含) のうち、4	不存在 ※25	教育委員会 総合教育部 教育政策課	
110	R4. 8. 24	R4. 9. 7	「予防接種後に発生した症状に関する報告書(保護者報告用) 定期接種、コロナワクチンともに(過去10年分)」の定期接種に係る部分	不存在 ※26	健康福祉部 健康寿命推進室 母子保健課	
111	R4. 8. 24	R4. 9. 7	「予防接種後に発生した症状に関する報告書(保護者報告用) 定期接種、コロナワクチンともに(過去10年分)」のうち、コロナワクチンに係る部分	不存在 ※27	健康福祉部 新型コロナウイルス接種 対策室	
112	R4. 8. 29	R4. 9. 12	請求書添付資料(写真・地図)河川敷地内にある大きい樹木について、 1. 所有者、管理者の判明出来る文書 2. 樹木の管理基準 3. 河川敷地内に植樹される理由の判明出来る文書 のうち、1及び3 <対象文書> ・11枚土第〇〇号 境界画定図 申請地 枚方市〇〇 ・水路植栽平面図 工事名称 〇〇造園工事	部分公開 5-1	上下水道局 上下水道部 下水道室 下水道管理課	
113	R4. 8. 29	R4. 9. 12	請求書添付資料(写真・地図)河川敷地内にある大きい樹木について、 1. 所有者、管理者の判明出来る文書 2. 樹木の管理基準 3. 河川敷地内に植樹される理由の判明出来る文書 のうち、2	不存在 ※28	上下水道局 上下水道部 下水道室 下水道管理課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
114	R4. 8. 29	R4. 9. 12	請求書添付資料(写真・地図)市立開成小学校のネットボールについて 1.所有者、管理者が判明出来る文書 2.全てのネットボールの位置とその設置土地の使用区分(河川、道路、学校…)の判明する文書 3.ネットボール設置目的が判明する文書 ネットボール所管部署の保有する文書に限る のうち、2 <対象文書> 平成〇〇年〇〇月〇〇日付 11枚土第〇〇号 公共用地境界について(通知)	部分公開 5-1	都市整備部 施設整備室 施設管理課	
115	R4. 8. 31	R4. 9. 12	金入り設計書 ・道路施設調査点検委託その1、その2	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室 道路公園管理課	
116	R4. 8. 31	R4. 9. 13	金入り設計書 ・道路照明灯点検委託	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室 工事委託課	
117	R4. 8. 29	R4. 9. 12	請求書添付資料(写真・地図)市立開成小学校のネットボールについて 1.所有者、管理者が判明出来る文書 2.全てのネットボールの位置とその設置土地の使用区分(河川、道路、学校…)の判明する文書 3.ネットボール設置目的が判明する文書 ネットボール所管部署の保有する文書に限る のうち、1及び3	不存在 ※29	都市整備部 施設整備室 施設管理課	
118	R4. 9. 7	R4. 9. 16	枚方市立〇〇(住居表示)の 【(地番枚方市〇〇・(家屋番号〇〇))】 ・建設リサイクル届 ・特定建設作業実施届 建築リサイクル届 枚方市〇〇(令和〇〇年〇〇月〇〇日付け収受 環指第〇〇号) 特定建設作業実施届 枚方市〇〇(令和〇〇年〇〇月〇〇日付け収受 環指第〇〇号)	部分公開 5-1 5-3	環境部 環境指導課	
119	R4. 9. 7	R4. 9. 12	請求書添付資料(写真・地図)にある看板「トップワールドP」に関する 情報公開を申請します。 1.この看板の設置許可文書(申請、添付図面等) 2.1)の開始～はいつか?判明する文書 3.使用(占用)料が判明(直近使用料支払)する文書	不存在 ※30	上下水道局 上下水道部 下水道室 下水道管理課	
120	R4. 9. 9	R4. 9. 26	令和3年、令和4年の固定資産評価委員会関係綴にかかると受発送簿 <対象文書> 1.收受・発送簿(令和2年度枚方市固定資産評価審査委員会関係書類 綴分)(令和3年(2021年)1月1日から令和3年(2021年)3月31日に係る情 報とします) ほか	部分公開 5-1 5-3	固定資産評価審査委員会 事務局	
121	R4. 9. 12	R4. 9. 16	請求書添付資料(写真・地図)にある電柱取付の劣化看板について情報 公開を求めます。 (1)劣化看板の設置者、管理者が判明する文書 (2)劣化看板はいつ設置されたものか・設置時期の判明する文書 (3)劣化看板を放置している理由、管理出来ていない理由が判明する 文書(劣化看板は景観条例に違反する。)	不存在 ※31	土木部 交通対策課	
122	R4. 9. 12	R4. 9. 26	請求書添付資料(写真・地図)、平和ロード/歩道に植樹されている大 きい樹木について情報公開を求めます。 1.この樹木は公有又は私有財産か判明する文書 2.この樹木の種類・分類名・現況の大きさが判明する文書 3.この樹木の所有者、管理者が判明する文書 4.道路上植樹される樹木の基準仕様書管理規定が判明する文書 のうち、1及び3の文書並びに2の種類・分類が判明する文書 <対象文書> 植栽工平面図(権原書類17-83)	部分公開 5-1	土木部 みちみどり 道路公園管理課	
123	R4. 9. 12	R4. 9. 26	請求書添付資料(写真・地図)、平和ロード/歩道に植樹されている大 きい樹木について情報公開を求めます。 1.この樹木は公有又は私有財産か判明する文書 2.この樹木の種類・分類名・現況の大きさが判明する文書 3.この樹木の所有者、管理者が判明する文書 4.道路上植樹される樹木の基準仕様書管理規定が判明する文書 のうち、2及び4	不存在 ※32	土木部 みちみどり 道路公園管理課	
124	R4. 9. 12	R4. 9. 26	今後の枚方市の支援教育について(案)(8月23日 枚方市教育委員会 協議会資料) 42頁 自立活動について(ADHDの場合)の作成者・指導 計画の根拠について(実践された学校、日時など)	不存在 ※33	学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課	
125	R4. 9. 20	R4. 10. 3	WFP女子留学生日本語弁論枚方大会実行委員会に関する市長の発 出したメッセージ(令和3年度分) <対象文書> 市長の発出したメッセージ	公開	市長公室 秘書課	
126	R4. 9. 21	R4. 9. 30	請求書添付資料(写真・地図)にある看板「駐車厳禁」について 1.看板はいつ設置したか時期判明する文書 2.この場所、使用の看板設置許可文書 3.この道路「駐車厳禁」の法的根拠文書 4.看板の設置に係る手続き等の判明する文書 5.看板はいつ迄設置するのか判明する基準文書	不存在 ※34	土木部 交通対策課	
127	R4. 9. 22	R4. 10. 4	下記10件の工事における「現場代理人等通知書」、「完成通知書」 の各2点 北山通線他歩道補修工事(R3-6) ほか	部分公開 5-1 5-3	総務部 契約課	
128	R4. 9. 22	R4. 10. 4	下記2件の工事における「現場代理人等通知書」、「完成通知書」の 各2点 楠葉中之芝第1号線歩道補修工事(H28-37)ほか	不存在 ※35	総務部 契約課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
129	R4. 9. 22	R4. 10. 3	北部区画第1号線道路補修工事(R2-6)及び山田池団地線道路補修工事(R2-3)に係る完了検査結果通知書 ＜対象文書＞ 北部区画第1号線道路補修工事(R2-6)に係る完了検査結果通知書 山田池団地線道路補修工事(R2-3)に係る完了検査結果通知書	公開	土木部 道路河川整備課	
130	R4. 9. 22	R4. 10. 6	下記12件の工事における「現場代理人等通知書」、「完成通知書」、「完了検査結果通知書」の各3点 ＜対象文書＞ 東中振1丁目地内道路補修工事(H31-20) 招提大谷第5号線道路補修工事(H30-19)	公開	土木部 交通対策課	
131	R4. 9. 22	R4. 10. 3	完了検査結果通知書 ＜対象文書＞ 出口1号線道路補修工事(H28-34)	公開	上下水道局 上下水道部 上下水道総務室 総務課	
132	R4. 9. 22	R4. 9. 30	完了検査結果通知書 1. 北山通線他歩道補修工事(R3-6) 2. 杉尊延寺線道路補修工事(H30-41) 3. 津田南町第6号線道路補修工事(H30-31) 4. 招提南町1丁目地内道路補修工事(H30-21) 5. 新香里環状線道路補修工事(H30-11) 6. 楠葉中之芝第1号線歩道補修工事(H28-37) 7. 出口1号線道路補修工事(H28-34)	公開	土木部 みち・みどり室 工事委託課	
133	R4. 9. 26	R4. 10. 5	パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携に関する協定書	公開	市長公室 人権政策室	
134	R4. 9. 29	R4. 11. 4	枚方市における国・府・市有財産の最適利用推進連絡会議の議事録等資料一式 ＜対象文書＞ 第6回枚方市における国・府・市有財産の最適利用推進連絡会議 会議の概要・資料 ほか	部分公開 5-1 5-6	市駅周辺まち活性化部	決定期間 延長決定 R4. 10. 3
135	R4. 10. 11	R4. 10. 20	金入り設計書 ・公園等夏期剪定作業委託(北部地区)ほか	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室 工事委託課	
136	R4. 10. 13	R4. 10. 24	中部土地区画整理事業 枚方市〇〇の座標値 ＜対象文書＞ 枚方市土地区画整理事業 面積計算書(34街区2-1画地)	公開	都市整備部 市街地整備室 市街地開発課	
137	R4. 10. 14	R4. 10. 27	枚方市〇〇外13筆(別紙参照)の地中で確認された廃棄物の除去に係る株式会社〇〇へ手交した立入検査報告書一式	公開	環境部 環境指導課	決定期間 延長決定 R4. 10. 27
138	R4. 10. 17	R4. 10. 28	金入り設計書 ・公共下水道楠葉朝日3丁目污水管改築工事	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道部 下水道室 污水整備課	
139	R4. 10. 18	R4. 10. 20	請求書添付資料(写真・地図)にある市立殿山第一小学校の周辺フェンスに請求書添付資料文書N0. 公相第〇〇号文中の文言に係る情報公開を求めます。 『「防犯カメラ作動中」との表記は防犯カメラが学校敷地で作動していることを明らかにし…』と文中に回答されているが、この様な理解、解釈は看板表記の8文字から出来ません。「防犯カメラ作動中」の説明、解釈の規定、基準…等との根拠を示す文書又その「8文字」意味が判明する文書	不存在 ※36	教育委員会 総合教育部 教育政策課	
140	R4. 10. 21	R4. 11. 2	処遇改善加算実績報告書 R元～R3分 株式会社〇〇	部分公開 5-1 5-3	健康福祉部 福祉指導監査課	
141	R4. 10. 21	R4. 11. 4	請求書添付資料(写真・地図)その1～3に依る 1. 看板その1～3毎、この場所に設置する理由、根拠が判明する文書 2. 看板その1～3の劣化あり、有効性、実効性に疑問 この管理者が判明する文書	不存在 ※37	教育委員会 総合教育部 新しい学校推進室	
142	R4. 10. 26	R4. 11. 9	枚方市立の各学校園において、単位PTAと以下の事務を引き受ける契約をしたことがわかる文書 ※枚方市学校園安全共済会の掛金徴収及び手続事務代行	不存在 ※38	子ども未来部 子育て支援室 公立保育幼稚園課	
143	R4. 10. 26	R4. 11. 9	「枚方市立の各学校園において、単位PTAと以下の事務を引き受ける契約をしたことがわかる文書」 ＜対象文書＞ 業務委任契約書	部分公開 5-1	学校教育部 教育支援室 学校支援課	
144	R4. 10. 26	R4. 11. 9	就学支援家庭の申請において、その情報を学校が、枚方市学校園安全共済会の掛金徴収手続の際に利用することを確認とったことがわかる文書 ＜対象文書＞ 平成〇〇年度(〇〇年度)就学援助費受給申請書及び就学援助費についての注意事項 ほか	公開	学校教育部 教育支援室 学校支援課	
145	R4. 10. 27	R4. 11. 7	令和3年基準年度 固定資産評価事務取扱要領(土地編) 土地価格比準表	部分公開 5-1	市民生活部 税務室 資産税課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
146	R4. 10. 28	R4. 11. 11	詳細は請求書別紙に依る。 禁野小学校、桜丘北小学校のフェンスに掲出/固定されている、のぼり旗「防犯パトロール実施中」について 請求書別紙 1. 旗の製作、用途、使用の目的が判明する文書 2. 旗の製作数(直近分)が判明する文書又その旗の発注～使用(配分)までのルートが判明する文書 3. 旗に記載のある「パトロール実施中」の内容が判明する文書 4. 禁野小学校、桜丘北小学校のフェンスに掲出(固定)ある理由、許可が判明する文書 のうち2のうち「旗の製作数(直近分)が判明する文書又その旗の発注が判明する文書」について <対象文書> ・物品購入に関する回議書 ・支出命令書	部分公開 5-1 5-3	危機管理部 危機管理政策課	
147	R4. 10. 28	R4. 11. 11	詳細は請求書別紙に依る。 禁野小学校、桜丘北小学校のフェンスに掲出/固定されている、のぼり旗「防犯パトロール実施中」について 請求書別紙 1. 旗の製作、用途、使用の目的が判明する文書 2. 旗の製作数(直近分)が判明する文書又その旗の発注～使用(配分)までのルートが判明する文書 3. 旗に記載のある「パトロール実施中」の内容が判明する文書 4. 禁野小学校、桜丘北小学校のフェンスに掲出(固定)ある理由、許可が判明する文書 のうち1、2のうち「～使用(配分)までのルートが判明する文書」及び3	不存在 ※39	危機管理部 危機管理政策課	
148	R4. 10. 28	R4. 11. 9	詳細は請求書別紙に依る。 禁野小学校、桜丘北小学校のフェンスに掲出/固定されている、のぼり旗「防犯パトロール実施中」について 請求書別紙 1. 旗の製作、用途、使用の目的が判明する文書 2. 旗の製作数(直近分)が判明する文書又その旗の発注～使用(配分)までのルートが判明する文書 3. 旗に記載のある「パトロール実施中」の内容が判明する文書 4. 禁野小学校、桜丘北小学校のフェンスに掲出(固定)ある理由、許可が判明する文書 のうち4 <対象文書> 令和〇〇年〇〇月〇〇日行政財産使用許可(桜丘北小学校) 令和〇〇年〇〇月〇〇日行政財産使用許可(禁野小学校)	部分公開 5-1	都市整備部 施設整備室 施設管理課	
149	R4. 10. 28	R4. 11. 9	詳細は請求書別紙に依る。 禁野小学校、桜丘北小学校のフェンスに掲出/固定されている、のぼり旗「防犯パトロール実施中」について 請求書別紙 1. 旗の製作、用途、使用の目的が判明する文書 2. 旗の製作数(直近分)が判明する文書又その旗の発注～使用(配分)までのルートが判明する文書 3. 旗に記載のある「パトロール実施中」の内容が判明する文書 4. 禁野小学校、桜丘北小学校のフェンスに掲出(固定)ある理由、許可が判明する文書 のうち3	不存在 ※40	教育委員会 総合教育部 教育政策課	
150	R4. 11. 7	R4. 11. 21	請求書添付別紙に小中学校になる避難場所、避難所の看板について(別紙の写真Aの看板について) <対象文書> ・枚方市地域防災計画 資料編(抜粋) ・完了報告 ほか	公開	危機管理部 危機管理対策推進課	
151	R4. 11. 7	R4. 11. 21	請求書添付別紙に小中学校になる避難場所、避難所の看板について(別紙の写真Bの看板について)	不存在 ※41	危機管理部 危機管理対策推進課	
152	R4. 11. 11		アライグマの捕獲等の委託先が1業者のみの随意契約の根拠		環境部 環境政策課	取下げ
153	R4. 11. 16	R4. 11. 30	請求書添付資料(写真・地図)にある禁野小学校フェンスの看板1枚について次の情報公開を求めます。 1. この看板は劣化している。掲出を続ける根拠、理由、設置時期が判明する文書 2. 掲出申請、許可の文書	不存在 ※42	都市整備部 施設整備室 施設管理課	
154	R4. 11. 17	R4. 12. 1	市立おおがいと小規模保育施設に設置(フェンス)ある「看板 高めよう、コロナ対策」の情報公開を求めます。 1. この看板で求める目的、相手先が判明する文書 2. 看板の設置根拠、法的根拠が判明する文書 3. なぜ保育施設に看板を設置するその理由、根拠が判明する文書 4. 設置に係る申請、許可の文書	不存在 ※43	子ども未来部 子育て支援室 公立保育幼稚園課	
155	R4. 11. 21	R5. 1. 4	1. 伊加賀スポーツセンター受託時(2019年)の提案書及び収支予算書の写し 2. 2019年、2020年、2021年 年度報告書写し <対象文書> 1. 枚方市伊加賀スポーツセンター指定管理者事業計画及び収支予算書 2. 令和1年度、2年度、3年度 指定管理者事業報告書	部分公開 5-1 5-3	観光にぎわい部 スポーツ振興課	決定期間 延長決定 R4. 12. 5
156	R4. 11. 25	R4. 12. 7	金入り設計書 ・氷室高区配水場他11施設樹木伐採等委託 ほか	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道部 上水道室 浄水課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
157	R4. 11. 28		文書No公相第〇〇号の内容について 1. 「園児たちの安全を守るため、今後も掲示を続けてまいります。」とあるが「駐車厳禁」「駐停車厳禁」の掲示物(看板)は道路交通法(法律)に反する掲示物である。この道路の道路標識(規制)は「駐車禁止」である。又「厳禁」は法律にありません。いずれも違反行為である。 子育て支援室公立保育幼稚園課、市立おおがいと小規模保育施設は道路交通法(法律)に対し違反継続をするその理由、根拠が判明する文書。 2. 文中「枚方警察署にも相談の上…」とあるが相談の日時、内容、双方の担当、責任者が判明する文書 3. 市立おおがいと小規模保育施設の交通安全策、実施事項等が判明する文書		子ども未来部 子育て支援室 公立保育幼稚園課	取下げ
158	R4. 12. 2		請求書添付枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第17条の「…計画を定め、教育委員会に報告しなければならない。」とあるこの報告書を求めます。直近3年分、禁野小学校(旧中宮北)、開成小学校、桜丘北小学校の分		教育委員会 学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課	取下げ
159	R4. 12. 7	R4. 12. 21	枚方市教育委員会が推奨している学校生活におけるマスクの着用と黙食の実施が新型コロナウイルス感染防止及び拡大防止に効果があるという科学的根拠と議論の経緯を示す資料 <対象文書> 令和〇〇年〇〇月〇〇日事務連絡「マスクの着用に関するリーフレットについて(通知) ほか	公開	教育委員会 学校教育部 教育支援室 学校支援課	
160	R4. 12. 7	R4. 12. 21	「枚方市教育委員会が推奨している学校生活におけるマスクの着用と黙食の実施が新型コロナウイルス感染防止及び拡大防止に効果があるという科学的根拠と議論の経緯を示す資料を掲示してください。」のうち、議論の経緯を示す資料 <対象文書> 【全施設長】給食時間等の喫食場面における会話について：新型コロナウイルス感染症対策関連 ほか	公開	子ども未来部 子育て支援室 公立保育幼稚園課	
161	R4. 12. 7	R4. 12. 21	「枚方市教育委員会が推奨している学校生活におけるマスクの着用と黙食の実施が新型コロナウイルス感染防止及び拡大防止に効果があるという科学的根拠と議論の経緯を示す資料を掲示してください。」のうち、科学的根拠を示す資料	不存在 ※44	子ども未来部 子育て支援室 公立保育幼稚園課	
162	R4. 12. 7	R4. 12. 15	請求書添付資料(写真・地図)にある市立山田小学校校門壁にある看板の除法公開を求めます。 1. この看板をこの位置に設置する根拠となる文書 2. 看板の製作・設置の目的、使途が判明する文書 3. 「あいことば」の教育学習の関連する文書 4. その他看板に係る全ての文書(山田小学校保有分) のうち、1及び2	不存在 ※45	都市整備部 施設整備室 施設管理課	
163	R4. 12. 7	R4. 12. 21	請求書添付資料(写真・地図)にある市立山田小学校校門壁にある看板の除法公開を求めます。 1. この看板をこの位置に設置する根拠となる文書 2. 看板の製作・設置の目的、使途が判明する文書 3. 「あいことば」の教育学習の関連する文書 4. その他看板に係る全ての文書(山田小学校保有分) のうち、3	不存在 ※46	学校教育部 教育指導課	
164	R4. 12. 12	R4. 12. 26	請求書添付資料(写真・地図)にある看板「ふれあい…」について情報公開を求めます。 1. 看板を学校施設に設置掲出する根拠となる法的文書 2. 看板の製作・目的の根拠文書 3. 看板設置者、管理者が判明する文書 4. 看板の設置期間(いつ～いつまで)が判明する文書 5. 設置許可の文書 (施設管理と学校長の保有する文書) のうち、1 <対象文書> 「学校園のフェンス等の使用に関する取扱要領」	公開	都市整備部 施設整備室 施設管理課	
165	R4. 12. 12	R4. 12. 26	請求書添付資料(写真・地図)にある看板「ふれあい…」について情報公開を求めます。 1. 看板を学校施設に設置掲出する根拠となる法的文書 2. 看板の製作・目的の根拠文書 3. 看板設置者、管理者が判明する文書 4. 看板の設置期間(いつ～いつまで)が判明する文書 5. 設置許可の文書 (施設管理と学校長の保有する文書) のうち、2、3、4及び5	不存在 ※47	都市整備部 施設整備室 施設管理課	
166	R4. 12. 12	R4. 12. 23	請求書添付資料(写真・地図)にある市立桜丘北保育所の壁絵と看板「注意徐行」の情報公開を求めます。 1. 写真1～2にある壁絵を設置する法的根拠、理由、目的が判明する文書 2. 写真2にある看板「注意徐行」の法的根拠、理由、目的が判明する文書 3. 前項1及び2のものは設置期間をどの様に決めているか判明する文書	不存在 ※48	子ども未来部 子育て支援室 公立保育幼稚園課	
167	R4. 12. 9	R4. 12. 22	下水道管理課へ提出された枚方市〇〇の下記書類 ・排水設備計画平面図 ・排水設備竣工平面図	不存在 ※49	上下水道局 上下水道部 下水道室 下水道管理課	
168	R4. 12. 14	R4. 12. 19	中部土地区画整理事業地内 画地確定図 座標・図面の写し 対象所在地番 枚方市〇〇、〇〇番の画地確定図と座標値の写し <対象文書> ・画地確定図 街区2区 ほか	公開	都市整備部 市街地整備室 市街地開発課	
169	R4. 12. 16	R4. 12. 27	枚方市総合コールセンター運営業務委託仕様書	公開	市長公室 広聴相談課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
170	R4. 12. 16	R4. 12. 26	市立桜丘北小学校裏門附近にある看板「警備巡回中」について、 1. 警備巡回中の巡回はいつ、どこを巡回しているか 2. 警備会社の契約文書 3. この看板の掲出設置の許可書 4. 3の法的根拠又理由の判明する文書のうち、1及び2	不存在 ※50	教育委員会 総合教育部 新しい学校推進室	
171	R4. 12. 16	R5. 1. 4	請求書添付資料(写真・地図)市立桜丘北小学校裏門附近にある看板「警備巡回中」について、 1. 警備巡回中の巡回はいつ、どこを巡回しているか 2. 警備会社の契約文書 3. この看板の掲出設置の許可書 4) 3) 項の法的根拠又理由の判明する文書 4. 3) 項の法的根拠又理由の判明する文書のうち、4 <対象文書> 「学校園のフェンス等の使用に関する取扱要領」	公開	都市整備部 施設整備室 施設管理課	
172	R4. 12. 16	R5. 1. 4	請求書添付資料(写真・地図)市立桜丘北小学校裏門附近にある看板「警備巡回中」について、 1. 警備巡回中の巡回はいつ、どこを巡回しているか 2. 警備会社の契約文書 3. この看板の掲出設置の許可書 4) 3) 項の法的根拠又理由の判明する文書 4. 3) 項の法的根拠又理由の判明する文書のうち、3	不存在 ※51	都市整備部 施設整備室 施設管理課	
173	R4. 12. 16	R4. 12. 27	金入り設計書 ・枚方市公園台帳作成委託	部分公開 5-7	土木部 道路公園管理課	
174	R4. 12. 16	R4. 12. 26	金入り設計書 ・第一中学校他18校定期点検業務委託	部分公開 5-7	都市整備部 施設整備室 施設計画課	
175	R4. 12. 20	R5. 1. 4	令和〇〇年〇〇月〇〇日審査申出人〇〇〇〇の枚方市固定資産評価委員会における意見陳述の音声データ起こしの業者の仕様書 <対象文書> 枚方市固定資産評価委員会議事録作成業務委託 仕様書	公開	市民生活部 税務室 市民税課	
176	R4. 12. 21	R4. 12. 28	金入り設計書 ・さだ小学校他5校除草作業委託 ほか	部分公開 5-7	都市整備部 施設整備室 施設管理課	
177	R4. 12. 21	R4. 12. 23	金入り設計書 ・楠葉台跡史跡公園内大堀除草委託設計 ほか	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道部 下水道室 下水道施設維持課	
178	R4. 12. 21	R5. 1. 4	金入り設計書 ・枚方市立旧田中家鋳物民俗資料館樹木等管理委託 ほか	部分公開 5-7	観光にぎわい部 文化財課	
179	R4. 12. 21	R4. 12. 26	金入り設計書 ・公園等夏期剪定作業委託(北部地区)ほか	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室 工事委託課	
180	R4. 12. 21	R4. 12. 28	金入り設計書 ・穂谷川清掃工場緑地帯管理委託	部分公開 5-7	環境部 循環型社会推進室 穂谷川資源循環センター	
181	R4. 12. 21	R4. 12. 27	金入り設計書 ・京阪連続立体交差事業用地の除草業務委託 ほか	部分公開 5-7	都市整備部 市街地整備室 連続立体交差課	
182	R4. 12. 21	R4. 12. 26	金入り設計書 ・公園等害虫防除作業委託(北部地区)ほか	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室 工事委託課	
183	R4. 12. 21	R4. 12. 28	金入り設計書 ・市有地除草等業務委託(樋之上町)ほか	部分公開 5-7	総務部 総務管理室 財産管理課	
184	R4. 12. 21	R4. 12. 27	金入り設計書 ・希釈放流センター除草樹木剪定等委託	部分公開 5-7	環境部 循環型社会推進室 希釈放流センター	
185	R4. 12. 21	R4. 12. 28	金入り設計書 ・東部資源循環センター管理区域除草委託	部分公開 5-7	環境部 循環型社会推進室 東部資源循環センター	
186	R4. 12. 27	R5. 1. 6	最新のコロナワクチン副反応疑い報告書 <対象文書> 予防接種後副反応疑い報告書	部分公開 5-1 5-7	健康福祉部 新型コロナウイルス接種 対策室	
187	R5. 1. 5	R5. 1. 16	金入り設計書 ・公園等冬期剪定作業委託(北部地区) ほか	部分公開 5-1 5-7	土木部 みち・みどり室 工事委託課	
188	R5. 1. 13	R5. 1. 20	令和5年(〇〇年〇〇月〇〇日付けで保有情報公開請求のあった「請求書添付資料(写真・地図)にある看板「警告」は枚方市屋外広告物条例に違反した掲出である。この看板を策に取付する法的根拠と許可文書」	不存在 ※52	環境部 環境政策課	
189	R5. 1. 16	R5. 1. 27	平成31年4月21日執行 枚方市議員選挙 選挙運動収支報告書(令和5年(2023年)1月16日現在の各派代表者分)	公開	選挙管理委員会事務局	
190	R5. 1. 16	R5. 1. 25	・枚方市立の各学校園又は学校長・園長より枚方市学校園安全共済会に対し、共済の加入対象が全児童・生徒の保護者に対改善するように申し出た要望書 ・又はそのような要望書を提出したことが分かる記録等 (令和元年度～4年度)	不存在 ※53	子ども未来部 子育て支援室 公立保育幼稚園課	
191	R5. 1. 16	R5. 1. 30	・枚方市立の各学校園又は学校長・園長より枚方市学校園安全共済会に対し、共済の加入対象が全児童・生徒の保護者に対改善するように申し出た要望書 ・又はそのような要望書を提出したことが分かる記録等 (令和元年度～4年度) <対象文書> 令和〇〇年〇〇月〇〇日付枚方市立殿山第一小学校校長より枚方市安全共済会理事長宛要望書	公開	学校教育部 教育支援室 学校支援課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
192	R5. 1. 16	R5. 1. 19	令和3年8月から9月の間に枚方市〇〇で実施された建築物解体工事に関する届出書・申請書、関連するもので所有しているもの全て、(建築基準法に基づく建築物除却届・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建築物に係る解体工事の届出書)のうち、建築基準法に基づく建築物除却届	不存在 ※54	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
193	R5. 1. 16	R5. 1. 20	令和3年8月から9月の間に枚方市〇〇で実施された建築物解体工事に関する届出書・申請書、関連するもので所有しているもの全て、(建築基準法に基づく建築物除却届・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建築物に係る解体工事の届出書)のうち、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建築物に係る解体工事の届出書	不存在 ※55	環境部 環境指導課	
194	R5. 1. 23	R5. 1. 30	金入り設計書 ・東部公園桜植栽委託	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室 工事委託課	
195	R5. 1. 23	R5. 2. 1	金入り設計書 ・田口山配水場他8施設樹木伐採等委託	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道部 上水道室 浄水課	
196	R5. 1. 23	R5. 2. 1	枚方警察署の担当者にお渡ししたと思われる〇年〇月〇日の防犯カメラ(番号:〇〇、枚方市〇〇)の映像データを何時何分から、何時何分まで渡したかを記載した「記録書の文書」の内容を情報公開して頂き申し上げます。 (〇〇時ぐらいからの映像)	非公開 請求権非該当	危機管理部 危機管理政策課	
197	R5. 1. 26	R5. 2. 8	詳細は請求書別紙に依る。市立桜丘北保育所の看板絵と壁絵 添付資料(写真・地図)の市立桜丘北保育所にある、掲示及び掲出の看板絵と壁絵について(情報公開その2)を求めます。 その1の文書N0子私第〇〇号 1. 看板絵/フェンス、壁絵は「保育の一環」としての製作物とする話がありますが、この行為(保育)とする法的根拠、その他根拠が判明する文書 2. 添付資料写真1〜2の絵は昭和61年製作であるが、その後〜令和5年度までに昭和61年度絵と同じ程度規模の絵の製作物の存在の有無が判明する文書 3. 前項の絵は昭和61年度(1986年度)製作〜令和5年(2023年)の37年間経過している。(イ)当初の資料(写真)(ロ)保存管理の根拠の文書	不存在 ※56	子ども未来部 子育て支援室 公立保育幼稚園課	
198	R5. 1. 27	R5. 2. 6	〇〇年〇〇月〇〇日枚方市固定資産委員会で審査請求人〇〇〇〇は意見陳述したが、固定資産評価審査議事調書及び固定資産意見陳述調書と一連の内容等が相当相違し(例えば最狭部分とすべきところが最長部分としたら地積減少の登記を行うが登記を行わないとの正反對の旨が記載されているので入札した業者と枚方市代表者の契約書と誤りがある場合その修正方法費用等について(点検等を含む)に関する反訳委託の契約書 <対象文書> 当該業務「固定資産評価委員会議事録作成業務委託」に係る次の文書 ・契約書(契約書(契約書頭書及び業務委託契約約款)	部分公開 5-3	総務部 契約課	
199	R5. 1. 30	R5. 2. 13	請求書添付資料、枚方市役所土木部中部別館の写真F1〜F2にある女子トイレ、男子トイレと男子便所、女子便所の標示について、情報公開を求めます。 1. 写真F1の「庁舎ご案内」略図にある女子トイレ、男子トイレの標示を用いる根拠となる文書 2. 写真F2の現場の出入口にある男子便所、女子便所の標示を用いる根拠となる文書 3. 前項1〜2の標示箇所(現場)は同一であるがなぜ「異なる標示となる」ことが判明する文書 4. 前項1〜2の標示(表示)名称は誤りと思われる。公共施設標示(表示)基準文書又は事例文書。	不存在 ※57	土木部 みち・みどり室 維持補修課	
200	R5. 2. 1	R5. 2. 7	請求書別紙、記載、資料に依る。 市立桜丘北小学校フェンスに設置ある「特殊詐欺注意」のぼり旗別紙 添付資料(写真・地図)、市立桜丘北小学校フェンスに設置されている「特殊詐欺注意」のぼり旗について情報公開を求めます。 1. 小学校(公共施設)フェンスに「特殊詐欺注意」のぼり旗設置の必要性なし、義務なしです。枚方市防犯協議会はこの「のぼり旗」を学校に持ち込む(フェンス設置)根拠、理由等の判明出来る文書。 2. 枚方市防犯協議会はこの校区内でこの「のぼり旗」を設置した場所と本数が判明する文書(リスト、地図等含) 3. 枚方市防犯協議会は小学校の存在と特殊詐欺の関係を関係付(のぼり旗設置場所)をした、協議会の決定文書。	不存在 ※58	危機管理部 危機管理政策課	
201	R5. 2. 3	R5. 2. 17	請求書添付資料に記載した情報公開を求めます。 「社会を明るくする運動」の看板5枚について 1. 看板の設置者、管理者の判明する文書 2. この看板はいつ設置したか?いつまで設置するのか?判明する文書 3. 市立五常小学校/教育委員会が設置を認めている法的、その他の根拠、理由文書 のうち、3 <対象文書> 「学校園のフェンス等の使用に関する取扱要領」	公開	都市整備部 施設整備室 施設管理課	
202	R5. 2. 3	R5. 2. 17	請求書添付資料に記載した情報公開を求めます。 「社会を明るくする運動」の看板5枚について 1. 看板の設置者、管理者の判明する文書 2. この看板はいつ設置したか?いつまで設置するのか?判明する文書 3. 市立五常小学校/教育委員会が設置を認めている法的、その他の根拠、理由文書 のうち、1及び2	不存在 ※59	都市整備部 施設整備室 施設管理課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
203	R5. 2. 6	R5. 2. 8	請求書添付資料(写真・地図)にある市立桜丘北小学校に設置されている「のぼり旗」2種類について情報公開を求めます。 1. 「防犯パトロール実施中」のぼり旗／枚方市防犯協議会のぼり旗設置はいつ～いつまで、設置期間、その理由が判明する文書。又防犯パトロールとは…どの様なことかその内容が説明、判明する文書。 2. 「年末年始特別警戒実施中」のぼり旗／枚方市防犯協議会について1と同じ内容を求める、各その設置期間、理由、内容、説明が判明する文書。	不存在 ※60	危機管理部 危機管理政策課	
204	R5. 2. 6	R5. 2. 20	請求書添付資料(写真・地図)のグリーンライン(通学路)に常設あるゴミ出し置場(カゴケース)の設置に係る道路占用許可文書	不存在 ※61	土木部 みち・みどり室 道路公園管理課	
205	R5. 2. 9	R5. 3. 27	枚方市立総合スポーツセンター・枚方市立渚市民体育館・枚方市立伊加賀スポーツセンター 1. 前回指定管理候補者の選定根拠となる文書一式 2. 現指定管理者応募時の提案書 3. 各種設備図面 1) 建築図(平面図、立面図、仕上表) 2) 設備図(電気、空調、衛生、機械) 3) 植栽計画図、植栽詳細図、外構図のうち植栽計画図(全施設分)及び枚方市立スポーツセンター及び伊加賀スポーツセンターの植栽詳細図以外の部分 ＜対象文書＞ ・枚方市立総合スポーツセンター指定候補者選定結果について ・枚方市立市民体育館指定候補者選定結果について ほか	部分公開 5-1 5-3	観光にぎわい部 スポーツ振興課	決定期間 延長決定 R5. 2. 22
206	R5. 2. 9	R5. 3. 27	枚方市立総合スポーツセンター・枚方市立渚市民体育館・枚方市立伊加賀スポーツセンター 1. 前回指定管理候補者の選定根拠となる文書一式 2. 現指定管理者応募時の提案書 3. 各種設備図面 1) 建築図(平面図、立面図、仕上表) 2) 設備図(電気、空調、衛生、機械) 3) 植栽計画図、植栽詳細図、外構図のうち植栽計画図(全施設分)及び枚方市立スポーツセンター及び伊加賀スポーツセンターの植栽詳細図	不存在 ※62	観光にぎわい部 スポーツ振興課	決定期間 延長決定 R5. 2. 22
207	R5. 2. 9		枚方市〇〇学校で発生したイジメに関する資料(被害者の訴え及び関係者の証言、学校の先生、関係生徒の証言等)		学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課	取下げ
208	R5. 2. 10	R5. 2. 22	金入り設計書 ・橋梁長寿命化事業橋梁長寿命化耐震設計委託(その2)	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室 工事委託課	
209	R5. 2. 10	R5. 2. 17	金入り設計書 ・道路施設調査点検委託	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室 道路公園管理課	
210	R5. 2. 10	R5. 2. 24	業務委託契約書の業務名 固定資産評価審査委員会議事録作成業務委託に關して、業務委託契約書約款第3条の契約金額内訳書及び工程表並びに同約款第8条の調査又は報告書並びに同約款第9条の監督職員を置いたときのその氏名の受注者への通知書並びに同約款第10条の業務関係者に対する措置請求に関する文書	不存在 ※63	固定資産評価審査委員会 事務局	
211	R5. 2. 15	R5. 2. 28	枚方市新型コロナワクチン接種業務委託に係る業務提案の受託運用実績確認書、業務提案書、設置運営計画書、契約書、コールセンターに係る月次報告書 ＜対象文書＞ 枚方市新型コロナウィルスワクチン接種業務委託に係る次の文書 業務提案書、設置運営計画書、契約書(令和〇〇～〇〇年、度変更契約を含む)、コールセンターに係る月次報告書(令和〇〇年〇〇月～令和〇〇年〇〇月)、コールセンターで配置すべき人員の未配置並びに再委託会社による虚偽報告について(緊急報告)	部分公開 5-1 5-3	健康福祉部 新型コロナワクチン接種 対策室	
212	R5. 2. 16	R5. 2. 24	請求書添付資料その1～2(写真・地図)の看板「警告」の情報公開を求めます。 1. 看板の設置となった根拠が判明する文書 2. 大のふん…警告の実態統計の文書(市全域) 3. 近接場所の看板設置方法(ルール)が判明する文書 4. この看板3枚の設置許可文書	不存在 ※64	環境部 環境政策課	
213	R5. 2. 17	R5. 3. 3	請求書添付資料(写真・地図)その1～3にある各小学校フェンスに看板「5つの約束」同じものが掲出されているが長期間掲出で劣化し内容も不鮮明となっている。 1. 掲出期間はいつ～いつまでか判明する文書 2. 「5つの約束」について、なぜフェンス掲出をするかその場所は固定される理由が判明する文書 3. この看板はどこで製作配布されているか、管理者、管理部署が判明する文書 4. 劣化看板を継続する理由許可文書 のうち、2及び3	不存在 ※65	子ども未来部 子ども青少年政策課	
214	R5. 2. 17	R5. 3. 3	請求書添付資料(写真・地図)その1～3にある各小学校フェンスに看板「5つの約束」同じものが掲出されているが長期間掲出で劣化し内容も不鮮明となっている。 1. 掲出期間はいつ～いつまでか判明する文書 2. 「5つの約束」について、なぜフェンス掲出をするかその場所は固定される理由が判明する文書 3. この看板はどこで製作配布されているか、管理者、管理部署が判明する文書 4. 劣化看板を継続する理由許可文書 のうち、1及び4	不存在 ※66	都市整備部 施設整備室 施設管理課	
215	R5. 2. 17	R5. 3. 1	電柱に取付された看板「ひたたくりに注意」について情報公開を求めます。 1. 看板許可に係る道路占用許可、又電柱使用の許可(各許可文書) 2. 長期間、看板設置があるが、いつ～いつまで設置するか、判明する文書 3. 看板の設置に係る事案の資料 4. この看板以外、同種看板設置例が判明する文書(防犯協議会内)のうち2、3及び4	不存在 ※67	危機管理部 危機管理政策課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
216	R5. 2. 17	R5. 3. 3	電柱に取付された看板「ひたたくりに注意」について情報公開を求めます。 1. 看板許可に係る道路占用許可、又電柱使用の許可(各許可文書) 2. 長期間、看板設置があるが、いつ～いつまで設置するか、判明する文書 3. 看板の設置に係る事案の資料 4. この看板以外、同種看板設置例が判明する文書(防犯協議会内)のうち1	不存在 ※68	土木部 道路公園管理課	
217	R5. 2. 17	R5. 3. 2	「電柱に取付された看板「ひたたくりに注意」について情報公開を求めます。 1. 看板許可に係る道路占用許可、又電柱使用の許可(各許可文書) 2. 長期間、看板設置があるが、いつ～いつまで設置するか、判明する文書 3. 看板の設置に係る事案の資料 4. この看板以外、同種看板設置例が判明する文書(防犯協議会内)」のうち、1看板設置に係る電柱使用の各許可文書」	不存在 ※69	都市整備部 住宅まちづくり課	
218	R5. 2. 17	R5. 2. 28	金入り設計書 ・黒田川ポンプ場耐震診断調査業務委託 ほか	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道部 下水道室 雨水整備課	
219	R5. 2. 20	R5. 3. 2	詳細は請求書添付資料(写真、地図)に依る。路上喫煙禁止区域内の路面標示シートについて 1. 枚方市駅付近の「路上喫煙禁止区域」内の路面標示シートの設置箇所が判明出来る文書 2. 路面標示シートの管理基準書(維持管理内容・方法が判明できる文書)	不存在 ※70	環境部 環境政策課	
220	R5. 2. 20	R5. 2. 27	請求書添付資料(写真・地図)にある看板「工事予告」日程が判明する文書(当該工事に係る契約書) なぜ看板記載「工事予告」が看板Aと看板B、Cで異なるか <対象文書> 工事請負契約書(令和〇〇年度橋梁長寿命化事業)枚方市駅南スロープ歩道橋他修繕工事)	部分公開 5-3	総務部 契約課	
221	R5. 2. 21	R5. 3. 3	令和3年度枚方フェスティバル協議会への補助金交付確定について <対象文書> 令和3年度(2021年度)枚方フェスティバル協議会主催事業等実施補助金の交付額確定・精算処理について(令和〇〇年〇〇月〇〇日付け副市長決済)	部分公開 5-3	観光にぎわい部 観光交流課	
222	R5. 2. 22	R5. 2. 27	枚方保育運動連絡会への回答書(令和〇〇年〇〇月〇〇日付子私第〇〇号) 「〇〇月〇〇日の懇談の内容及びその後の状況についての質問状」に対する回答	公開	子ども未来部 子育て支援室 私立保育幼稚園課	
223	R5. 2. 24	R5. 3. 1	詳細、請求書別紙に依る 1. 看板(白地)の設置目的が判明する文書 2. 看板の設置期間いつから～いつまで判明する文書又看板管理台帳の写 3. 看板の当初記載内容が判明する文書 4. この看板が白地となったのはいつか、その時期が判明する文書 5. なぜ看板を白地状態で長期間掲出継続したのか、その理由が判明する文書	不存在 ※71	土木部 交通対策課	
224	R5. 2. 24	R5. 3. 7	請求書添付資料(写真、地図)のカーブミラーNo〇〇について、情報公開を求める。 1. この場所にミラーを設置した合理的根拠の判明する文書 2. ミラー設置基準書(一般のもの)、メーカー取扱等の資料のうち2 <対象文書> 交通安全施設等設置基準等	公開	土木部 交通対策課	
225	R5. 2. 24	R5. 3. 7	請求書添付資料(写真、地図)のカーブミラーNo〇〇について、情報公開を求める。 1. この場所にミラーを設置した合理的根拠の判明する文書 2. ミラー設置基準書(一般のもの)、メーカー取扱等の資料のうち1	不存在 ※72	土木部 交通対策課	
226	R5. 2. 27	R5. 3. 14	「請求書別紙、請求書添付書類(写真・地図)に依る。請求書別紙 添付資料(写真・地図)にあるグリーンライン、ポール、バリカーについて情報公開を求めます。 1. このグリーンラインはいつ設置したか判明する文書 2. グリーンライン設置に係る、イ)目的 ロ)機能 ハ)法的根拠が判明する文書 3. このグリーンライン上にポール、バリカーを設置した理由、根拠が判明する文書。また、これらポール、バリカーがいつ設置したか、設置者、管理者、所有者が判明する文書 4. これらポール、バリカーを撤去することができる手続が判明する文書」のうち1、2及び4並びに3のうちの「バリカーを設置した理由、根拠が判明する文書。バリカーがいつ設置したか、設置者、管理者、所有者が判明する文書。」	部分公開 5-1 5-3	土木部 交通対策課	
227	R5. 2. 27	R5. 3. 8	「請求書別紙、請求書添付書類(写真・地図)に依る。請求書別紙 添付資料(写真・地図)にあるグリーンライン、ポール、バリカーについて情報公開を求めます。 1. このグリーンラインはいつ設置したか判明する文書 2. グリーンライン設置に係る、イ)目的 ロ)機能 ハ)法的根拠が判明する文書 3. このグリーンライン上にポール、バリカーを設置した理由、根拠が判明する文書。また、これらポール、バリカーがいつ設置したか、設置者、管理者、所有者が判明する文書 4. これらポール、バリカーを撤去することができる手続が判明する文書」のうち3の「ポールを設置した理由、根拠が判明する文書。又これ等ポールがいつ設置したか、設置者、管理者、所有者が判明する文書。」 <対象文書> 交通安全施設(ポール設置)に関する要望書 ほか	不存在 ※73	土木部 交通対策課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
228	R5. 2. 27	R5. 3. 10	請求書添付書類(写真・地図)に明記ある「情報公開を求める」1～2頁に依る。 1. 自治会掲示板の後援に設置する根拠となる文書または設置許可書。 2. 自治会掲示板の裏面に「社会を明るくする運動の標語看板を設置する根拠となる文書または設置許可書 <対象文書> 公園占用許可書(継続)一式	部分公開 5-1	土木部 みち・みどり室 道路公園管理課	
229	R5. 2. 27	R5. 3. 7	枚方市新型コロナウイルスワクチン接種業務委託(令和〇〇年度)業務委託契約書、枚方市新型コロナウイルスワクチン接種業務委託(令和〇〇年度)業務委託契約書、パソナからのコールセンターに係る日次報告書(〇〇年〇〇月～〇〇年〇〇月)、パソナからのコールセンターにかかるフリーダイヤルサービスから抽出した日ごと・10分ごとの入電詳細(虚偽報告発覚後に再調査したもの) <対象文書> 契約書(令和2・3年度分、変更契約を含む)、コールセンターに係る日次報告書、コールセンターに係る日ごとの入電詳細(〇〇年〇〇月〇日～〇〇年〇〇月〇〇日分)、コールセンターに係る10分ごとの入電詳細(〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日分)	部分公開 5-1 5-3	健康福祉部 新型コロナウイルスワクチン接種 対策室	
230	R5. 3. 1	R5. 3. 15	1. 市庁舎内において公費で購読している政党機関紙 赤旗(日刊・日曜版)・公明新聞・社会新報・自由民主・立憲民主及び聖教新聞の購読部数。令和4年度分 2. 職員が個人で購読している政党機関紙の部数がわかる資料及び政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達 3政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可文書の有無。ある場合は、その写し。令和4年度分 のうち、1及び2のうち政党機関紙を個人が購読する事に関する通達	不存在 ※74	総務部 コンプライアンス推進課	
231	R5. 3. 1	R5. 3. 15	1. 市庁舎内において公費で購読している政党機関紙 赤旗(日刊・日曜版)・公明新聞・社会新報・自由民主・立憲民主及び聖教新聞の購読部数。令和4年度分 2. 職員が個人で購読している政党機関紙の部数がわかる資料及び政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達 3. 政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可文書の有無。ある場合は、その写し。令和4年度分 のうち、1	不存在 ※75	教育委員会 総合教育部 教育政策課	
232	R5. 3. 1	R5. 3. 14	1. 市庁舎内において公費で購読している政党機関紙 赤旗(日刊・日曜版)・公明新聞・社会新報・自由民主・立憲民主及び聖教新聞の購読部数。令和4年度分 2. 職員が個人で購読している政党機関紙の部数がわかる資料及び政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達 3政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可文書の有無。ある場合は、その写し。令和4年度分 のうち、1及び3	不存在 ※76	上下水道局 上下水道部 上下水道総務室 総務課	
233	R5. 3. 1	R5. 3. 10	1. 市庁舎内において公費で購読している政党機関紙 赤旗(日刊・日曜版)・公明新聞・社会新報・自由民主・立憲民主及び聖教新聞の購読部数。令和4年度分 2. 職員が個人で購読している政党機関紙の部数がわかる資料及び政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達 3政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可文書の有無。ある場合は、その写し。令和4年度分 のうち、1及び3	不存在 ※77	市立ひらかた病院 経営管理室 総務課	
234	R5. 3. 1	R5. 3. 15	1. 市庁舎内において公費で購読している政党機関紙 赤旗(日刊・日曜版)・公明新聞・社会新報・自由民主・立憲民主及び聖教新聞の購読部数。令和4年度分 2. 職員が個人で購読している政党機関紙の部数がわかる資料及び政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達 3政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可文書の有無。ある場合は、その写し。令和4年度分 のうち、1及び3	不存在 ※78	市議会事務局 議会総務課	
235	R5. 3. 1	R5. 3. 13	1. 市庁舎内において公費で購読している政党機関紙 赤旗(日刊・日曜版)・公明新聞・社会新報・自由民主・立憲民主及び聖教新聞の購読部数。令和4年度分 2. 職員が個人で購読している政党機関紙の部数がわかる資料及び政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達 3政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可文書の有無。ある場合は、その写し。令和4年度分 のうち、1	不存在 ※79	選挙管理委員会事務局	
236	R5. 3. 1	R5. 3. 10	1. 市庁舎内において公費で購読している政党機関紙 赤旗(日刊・日曜版)・公明新聞・社会新報・自由民主・立憲民主及び聖教新聞の購読部数。令和4年度分 2. 職員が個人で購読している政党機関紙の部数がわかる資料及び政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達 3政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可文書の有無。ある場合は、その写し。令和4年度分 のうち、1	不存在 ※80	監査委員事務局	
237	R5. 3. 1	R5. 3. 10	1. 市庁舎内において公費で購読している政党機関紙 赤旗(日刊・日曜版)・公明新聞・社会新報・自由民主・立憲民主及び聖教新聞の購読部数。令和4年度分 2. 職員が個人で購読している政党機関紙の部数がわかる資料及び政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達 3政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可文書の有無。ある場合は、その写し。令和4年度分 のうち、1	不存在 ※81	公平委員会事務局	
238	R5. 3. 1	R5. 3. 15	1. 市庁舎内において公費で購読している政党機関紙 赤旗(日刊・日曜版)・公明新聞・社会新報・自由民主・立憲民主及び聖教新聞の購読部数。令和4年度分 2. 職員が個人で購読している政党機関紙の部数がわかる資料及び政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達 3政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可文書の有無。ある場合は、その写し。令和4年度分 のうち、1	不存在 ※82	農業委員会事務局	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
239	R5. 3. 1	R5. 3. 14	1. 市庁舎内において公費で購読している政党機関紙 赤旗(日刊・日曜版)・公明新聞・社会新報・自由民主・立憲民主及び聖教新聞の購読部数。令和4年度分 2. 職員が個人で購読している政党機関紙の部数がわかる資料及び政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達 3政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可文書の有無。ある場合は、その写し。令和4年度分のうち、1	不存在 ※83	固定資産評価審査委員会事務局	
240	R5. 3. 1	R5. 3. 14	1. 市庁舎内において公費で購読している政党機関紙 赤旗(日刊・日曜版)・公明新聞・社会新報・自由民主・立憲民主及び聖教新聞の購読部数。令和4年度分 2. 職員が個人で購読している政党機関紙の部数がわかる資料及び政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達 3政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可文書の有無。ある場合は、その写し。令和4年度分のうち、2	不存在 ※84	総務部 職員課	
241	R5. 3. 1	R5. 3. 14	1. 市庁舎内において公費で購読している政党機関紙 赤旗(日刊・日曜版)・公明新聞・社会新報・自由民主・立憲民主及び聖教新聞の購読部数。令和4年度分 2. 職員が個人で購読している政党機関紙の部数がわかる資料及び政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達 3政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可文書の有無。ある場合は、その写し。令和4年度分のうち、3	不存在 ※85	総務部 総務管理室 総務管理課	
242	R5. 3. 1	R5. 3. 13	1. 市庁舎内において公費で購読している政党機関紙 赤旗(日刊・日曜版)・公明新聞・社会新報・自由民主・立憲民主及び聖教新聞の購読部数。令和4年度分 2. 職員が個人で購読している政党機関紙の部数がわかる資料及び政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達 3政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可文書の有無。ある場合は、その写し。令和4年度分のうち、3	不存在 ※86	上下水道局 上下水道部 上下水道室 浄水課	
243	R5. 3. 1	R5. 3. 13	1. 市庁舎内において公費で購読している政党機関紙 赤旗(日刊・日曜版)・公明新聞・社会新報・自由民主・立憲民主及び聖教新聞の購読部数。令和4年度分 2. 職員が個人で購読している政党機関紙の部数がわかる資料及び政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達 3政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可文書の有無。ある場合は、その写し。令和4年度分のうち、3	不存在 ※87	上下水道局 上下水道部 上下水道室 上水道保全課	
244	R5. 3. 1	R5. 3. 15	1. 市庁舎内において公費で購読している政党機関紙 赤旗(日刊・日曜版)・公明新聞・社会新報・自由民主・立憲民主及び聖教新聞の購読部数。令和4年度分 2. 職員が個人で購読している政党機関紙の部数がわかる資料及び政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達 3政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可文書の有無。ある場合は、その写し。令和4年度分のうち、3	不存在 ※88	上下水道局 上下水道部 下水道室 下水道施設維持課	
245	R5. 3. 1	R5. 3. 15	1. 市庁舎内において公費で購読している政党機関紙 赤旗(日刊・日曜版)・公明新聞・社会新報・自由民主・立憲民主及び聖教新聞の購読部数。令和4年度分 2. 職員が個人で購読している政党機関紙の部数がわかる資料及び政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達 3政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可文書の有無。ある場合は、その写し。令和4年度分のうち、3	不存在 ※89	教育委員会 総合教育部 教育政策課	
246	R5. 3. 1	R5. 3. 15	1. 市庁舎内において公費で購読している政党機関紙 赤旗(日刊・日曜版)・公明新聞・社会新報・自由民主・立憲民主及び聖教新聞の購読部数。令和4年度分 2. 職員が個人で購読している政党機関紙の部数がわかる資料及び政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達 3政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可文書の有無。ある場合は、その写し。令和4年度分のうち、3	不存在 ※90	総合教育部 おいしい給食課	
247	R5. 3. 1	R5. 3. 15	1. 市庁舎内において公費で購読している政党機関紙 赤旗(日刊・日曜版)・公明新聞・社会新報・自由民主・立憲民主及び聖教新聞の購読部数。令和4年度分 2. 職員が個人で購読している政党機関紙の部数がわかる資料及び政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達 3政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可文書の有無。ある場合は、その写し。令和4年度分のうち、3	不存在 ※91	総合教育部 中央図書館	
248	R5. 3. 1	R5. 3. 15	1. 市庁舎内において公費で購読している政党機関紙 赤旗(日刊・日曜版)・公明新聞・社会新報・自由民主・立憲民主及び聖教新聞の購読部数。令和4年度分 2. 職員が個人で購読している政党機関紙の部数がわかる資料及び政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達 3政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可文書の有無。ある場合は、その写し。令和4年度分のうち、3	不存在 ※92	学校教育部 学校教育室 教育研修課	
249	R5. 3. 1	R5. 3. 15	1. 市庁舎内において公費で購読している政党機関紙 赤旗(日刊・日曜版)・公明新聞・社会新報・自由民主・立憲民主及び聖教新聞の購読部数。令和4年度分 2. 職員が個人で購読している政党機関紙の部数がわかる資料及び政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達 3政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可文書の有無。ある場合は、その写し。令和4年度分のうち、3	不存在 ※93	学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
250	R5. 3. 1	R5. 3. 15	1. 市庁舎内において公費で購読している政党機関紙 赤旗(日刊・日曜版)・公明新聞・社会新報・自由民主・立憲民主及び聖教新聞の購読部数。令和4年度分 2. 職員が個人で購読している政党機関紙の部数がわかる資料及び政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達 3政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可文書の有無。ある場合は、その写し。令和4年度分のうち、3	不存在 ※94	市民生活部 市民室 地域サービス課	
251	R5. 3. 1	R5. 3. 10	1. 市庁舎内において公費で購読している政党機関紙 赤旗(日刊・日曜版)・公明新聞・社会新報・自由民主・立憲民主及び聖教新聞の購読部数。令和4年度分 2. 職員が個人で購読している政党機関紙の部数がわかる資料及び政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達 3政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可文書の有無。ある場合は、その写し。令和4年度分のうち、3	不存在 ※95	危機管理部 消費生活センター	
252	R5. 3. 1	R5. 3. 14	1. 市庁舎内において公費で購読している政党機関紙 赤旗(日刊・日曜版)・公明新聞・社会新報・自由民主・立憲民主及び聖教新聞の購読部数。令和4年度分 2. 職員が個人で購読している政党機関紙の部数がわかる資料及び政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達 3政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可文書の有無。ある場合は、その写し。令和4年度分のうち、3	不存在 ※96	観光にぎわい部 文化生涯学習課	
253	R5. 3. 1	R5. 3. 13	1. 市庁舎内において公費で購読している政党機関紙 赤旗(日刊・日曜版)・公明新聞・社会新報・自由民主・立憲民主及び聖教新聞の購読部数。令和4年度分 2. 職員が個人で購読している政党機関紙の部数がわかる資料及び政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達 3政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可文書の有無。ある場合は、その写し。令和4年度分のうち、3	不存在 ※97	観光にぎわい部 文化財課	
254	R5. 3. 1	R5. 3. 15	1. 市庁舎内において公費で購読している政党機関紙 赤旗(日刊・日曜版)・公明新聞・社会新報・自由民主・立憲民主及び聖教新聞の購読部数。令和4年度分 2. 職員が個人で購読している政党機関紙の部数がわかる資料及び政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達 3政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可文書の有無。ある場合は、その写し。令和4年度分のうち、3	不存在 ※98	観光にぎわい部 スポーツ振興課	
255	R5. 3. 1	R5. 3. 14	1. 市庁舎内において公費で購読している政党機関紙 赤旗(日刊・日曜版)・公明新聞・社会新報・自由民主・立憲民主及び聖教新聞の購読部数。令和4年度分 2. 職員が個人で購読している政党機関紙の部数がわかる資料及び政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達 3政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可文書の有無。ある場合は、その写し。令和4年度分のうち、3	不存在 ※99	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課	
256	R5. 3. 1	R5. 3. 14	1. 市庁舎内において公費で購読している政党機関紙 赤旗(日刊・日曜版)・公明新聞・社会新報・自由民主・立憲民主及び聖教新聞の購読部数。令和4年度分 2. 職員が個人で購読している政党機関紙の部数がわかる資料及び政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達 3政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可文書の有無。ある場合は、その写し。令和4年度分のうち、3	不存在 ※100	健康福祉部 健康寿命推進室 母子保健課	
257	R5. 3. 1	R5. 3. 14	1. 市庁舎内において公費で購読している政党機関紙 赤旗(日刊・日曜版)・公明新聞・社会新報・自由民主・立憲民主及び聖教新聞の購読部数。令和4年度分 2. 職員が個人で購読している政党機関紙の部数がわかる資料及び政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達 3政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可文書の有無。ある場合は、その写し。令和4年度分のうち、3	不存在 ※101	健康福祉部 保健所 保健医療課	
258	R5. 3. 1	R5. 3. 13	1. 市庁舎内において公費で購読している政党機関紙 赤旗(日刊・日曜版)・公明新聞・社会新報・自由民主・立憲民主及び聖教新聞の購読部数。令和4年度分 2. 職員が個人で購読している政党機関紙の部数がわかる資料及び政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達 3政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可文書の有無。ある場合は、その写し。令和4年度分のうち、3	不存在 ※102	子ども未来部 子ども青少年政策課	
259	R5. 3. 1	R5. 3. 15	1. 市庁舎内において公費で購読している政党機関紙 赤旗(日刊・日曜版)・公明新聞・社会新報・自由民主・立憲民主及び聖教新聞の購読部数。令和4年度分 2. 職員が個人で購読している政党機関紙の部数がわかる資料及び政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達 3政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可文書の有無。ある場合は、その写し。令和4年度分のうち、3	不存在 ※103	子ども未来部 子育て支援室 公立保育幼稚園課	
260	R5. 3. 1	R5. 3. 14	1. 市庁舎内において公費で購読している政党機関紙 赤旗(日刊・日曜版)・公明新聞・社会新報・自由民主・立憲民主及び聖教新聞の購読部数。令和4年度分 2. 職員が個人で購読している政党機関紙の部数がわかる資料及び政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達 3政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可文書の有無。ある場合は、その写し。令和4年度分のうち、3	不存在 ※104	子ども未来部 子育て支援室 公立保育幼稚園課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
261	R5. 3. 1	R5. 3. 15	1. 市庁舎内において公費で購読している政党機関紙 赤旗(日刊・日曜版)・公明新聞・社会新報・自由民主・立憲民主及び聖教新聞の購読部数。令和4年度分 2. 職員が個人で購読している政党機関紙の部数がわかる資料及び政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達 3政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可文書の有無。ある場合は、その写し。令和4年度分のうち、3	不存在 ※105	子ども未来部 子育て支援室 市立ひらかた子ども発達支援センター	
262	R5. 3. 1	R5. 3. 14	1. 市庁舎内において公費で購読している政党機関紙 赤旗(日刊・日曜版)・公明新聞・社会新報・自由民主・立憲民主及び聖教新聞の購読部数。令和4年度分 2. 職員が個人で購読している政党機関紙の部数がわかる資料及び政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達 3政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可文書の有無。ある場合は、その写し。令和4年度分のうち、3	不存在 ※106	環境部 環境政策課	
263	R5. 3. 1	R5. 3. 14	1. 市庁舎内において公費で購読している政党機関紙 赤旗(日刊・日曜版)・公明新聞・社会新報・自由民主・立憲民主及び聖教新聞の購読部数。令和4年度分 2. 職員が個人で購読している政党機関紙の部数がわかる資料及び政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達 3政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可文書の有無。ある場合は、その写し。令和4年度分のうち、3	不存在 ※107	環境部 循環型社会推進室 穂谷川資源循環センター	
264	R5. 3. 1	R5. 3. 15	1. 市庁舎内において公費で購読している政党機関紙 赤旗(日刊・日曜版)・公明新聞・社会新報・自由民主・立憲民主及び聖教新聞の購読部数。令和4年度分 2. 職員が個人で購読している政党機関紙の部数がわかる資料及び政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達 3政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可文書の有無。ある場合は、その写し。令和4年度分のうち、3	不存在 ※108	環境部 循環型社会推進室 東部資源循環センター	
265	R5. 3. 1	R5. 3. 15	1. 市庁舎内において公費で購読している政党機関紙 赤旗(日刊・日曜版)・公明新聞・社会新報・自由民主・立憲民主及び聖教新聞の購読部数。令和4年度分 2. 職員が個人で購読している政党機関紙の部数がわかる資料及び政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達 3政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可文書の有無。ある場合は、その写し。令和4年度分のうち、3	不存在 ※109	環境部 循環型社会推進室 希釈放流センター	
266	R5. 3. 1	R5. 3. 14	1. 市庁舎内において公費で購読している政党機関紙 赤旗(日刊・日曜版)・公明新聞・社会新報・自由民主・立憲民主及び聖教新聞の購読部数。令和4年度分 2. 職員が個人で購読している政党機関紙の部数がわかる資料及び政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達 3政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可文書の有無。ある場合は、その写し。令和4年度分のうち、3	不存在 ※110	都市整備部 施設整備室 施設管理課	
267	R5. 3. 1	R5. 3. 15	1. 市庁舎内において公費で購読している政党機関紙 赤旗(日刊・日曜版)・公明新聞・社会新報・自由民主・立憲民主及び聖教新聞の購読部数。令和4年度分 2. 職員が個人で購読している政党機関紙の部数がわかる資料及び政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達 3政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可文書の有無。ある場合は、その写し。令和4年度分のうち、3	不存在 ※111	土木部 みち・みどり室 維持補修課	
268	R5. 3. 2	R5. 3. 6	請求書添付資料(写真・地図)のに記載の情報公開を求めます。 工事名「枚方市駅線電線共同溝整備工事」の契約書。(工期記載面のみ) ＜対象文書＞ 工事請負契約書(枚方市駅線電線共同溝整備工事)の第1面	部分公開 5-3	総務部 契約課	
269	R5. 3. 2	R5. 3. 16	岡東中央公園敷地内設置の野外テレビに係る設置目的、費用負担明細、設置期間、効果、管理者及び必要性が判明する文書 ＜対象文書＞ ・岡東中央公園ネーミングライツ契約書・確認書・枚方市プレスリリース(情報提供)	部分公開 5-3	土木部 みち・みどり室 道路公園管理課	
270	R5. 3. 2	R5. 3. 16	岡東中央公園敷地内設置の野外テレビに係る放映番組、放映時間及び必要性の判明する文書	不存在 ※112	土木部 みち・みどり室 道路公園管理課	
271	R5. 3. 6	R5. 3. 13	・食品営業施設一覧 ・理容書居出一覧 ・美容所居出一覧	公開	健康福祉部 保健所 保健衛生課	
272	R5. 3. 7	R5. 3. 22	請求書添付資料(写真・地図)にある市立枚方保育所のフェンスに掲出されている看板「コロナ対策・・・」について情報公開を求めます。 1. このフェンスは枚二校区コミュニティ協議会の活動の場ではないまたスローガン看板の掲出場でもない。フェンス使用の理由、根拠の判明する文書 2. 当該保育所の管理者がこの看板を排除しない理由、根拠の判明する文書。 3. フェンス使用看板の掲出の許可書	不存在 ※113	子ども未来部 子育て支援室 公立保育幼稚園課	
273	R5. 3. 7	R5. 3. 16	「建設リサイクル法届け出の表紙のみ 枚方市〇〇 ＜対象文書＞ 建築リサイクル届 枚方市〇〇 (令和〇〇年〇〇月〇〇日付け收受 環指第〇〇号)	部分公開 5-3	環境部 環境指導課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
274	R5. 3. 8	R5. 3. 22	枚方市新型コロナワクチン予約・相談コールセンターの席数不足にかかる調査結果について(日ごとの席数わかるもので令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月末)・〇〇年〇〇月〇〇日のコールセンター席数不足に関する緊急報告書 ＜対象文書＞ 契約席数と実際の席数資料(日ごと) 令和〇〇年〇〇月〇〇日のコールセンターに係る報告書	部分公開 5-3	健康福祉部 新型コロナワクチン接種 対策室	
275	R5. 3. 9	R5. 3. 14	都調第〇〇号のうち説明結果届出書	部分公開 5-1	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
276	R5. 3. 17	R5. 3. 24	請求書添付資料(写真・地図)にある歩道上のゴミ袋集積カゴに係る情報公開を求めます。 1. この集積カゴの設置者、管理者が判明する文書 2. この場所(歩道)に設置する法的根拠となる文書 3. この集積カゴの道路使用許可文書、道路占用許可文書 4. 集積カゴの使用方法が判明する文書 5. この集積カゴに看板「コロナ対策…」を取付ける法的根拠が感銘する文書(カゴの目的外使用禁止するべき) のうち、1、2、4及び5	不存在 ※114	環境部 循環型社会推進室 ごみ減量推進課	
277	R5. 3. 17	R5. 3. 30	請求書添付資料(写真・地図)にある歩道上のゴミ袋集積カゴに係る情報公開を求めます。 1. この集積カゴの設置者、管理者が判明する文書 2. この場所(歩道)に設置する法的根拠となる文書 3. この集積カゴの道路使用許可文書、道路占用許可文書 4. 集積カゴの使用方法が判明する文書 5. この集積カゴに看板「コロナ対策…」を取付ける法的根拠が感銘する文書(カゴの目的外使用禁止するべき) のうち、3	不存在 ※115	土木部 みち・みどり室 道路公園管理課	
278	R5. 3. 17	R5. 3. 24	請求書添付資料(写真・地図)その1～2の「樹木を大切にすることに反する看板」の取付について 1. 公園内樹木に写真の看板(3カ所3枚)を取付ける法的根拠、又その理由が判明する文書 2. この看板はいつ～いつ迄(設置期間)の判明する文書 3. 看板記載内容の意味不明である。公園のバリアフリーと反するがこの看板の効果より良い対策が取れない理由が判明する文書。	不存在 ※116	土木部 みち・みどり室 道路公園管理課	
279	R5. 3. 27	R5. 4. 10	中宮公園の掲示板と看板について情報公開を求めます。請求書添付資料その1～2に依る。 請求書別紙 請求書添付資料(写真・地図)その1～2にある看板に関する情報公開を求めます。 1. 請求書添付資料その1Aの「お願い」掲示板が2重となり、「お願い」がダブリとなっている。この掲示板は不適切、不良なものと思われ。この状況実態で公園内に長期継続される(設置)の理由が判明する文書。 2. 前1項の掲示板の正しい正常の仕様が版目する文書(図面を含) 3. 前1項と同じ2重、ダブリのある掲示板は市内公園で他にある公園名が判明する文書。 4. 「お願い」掲示板AとB看板の記載内容は相違する。またB看板と条例の名用は相違する。相違の理由が判明する文書(犬の散歩を断ります)/相違点	不存在 ※117	土木部 みち・みどり室 道路公園管理課	
280	R5. 3. 29	R5. 4. 6	「請求書添付資料(写真・地図)にある自動販売機の設置届(全ての添付資料含)と許可文書」	不存在 ※118	環境部 環境政策課	
281	R5. 3. 29	R5. 4. 12	市立樟葉南小学校フェンスに掲出されている看板資料№1～5について情報公開を求めます。 1. 各看板の設置根拠となる文書 2. 各看板の設置期間(いつ～いつまで)が判明する文書。 のうち、1 ＜対象文書＞ 「学校園のフェンス等の使用に関する取扱要領」	公開	都市整備部 施設整備室 施設管理課	
282	R5. 3. 29	R5. 4. 12	市立樟葉南小学校フェンスに掲出されている看板資料№1～5について情報公開を求めます。 1. 各看板の設置根拠となる文書 2. 各看板の設置期間(いつ～いつまで)が判明する文書。 のうち、2	不存在 ※119	都市整備部 施設整備室 施設管理課	
283	R5. 3. 29	R5. 4. 10	請求書添付資料(写真・地図)にある自治会掲示板の 1. 道路占用許可申請文書(全ての添付資料含) 2. 1の許可文書	不存在 ※120	土木部 みち・みどり室 道路公園管理課	
284	R5. 3. 31	R5. 4. 14	令和4年度招提南区長寿会老人クラブ活動事業決算書(様式第3-1号)補助対象経費内訳(様式第3-2号) ＜対象文書＞ 1. (様式第3-1号)令和4年度老人クラブ活動事業決算書(〇〇分) 2. (様式第3-2号)令和4年度老人クラブ活動事業補助対象経費内訳(〇〇分)	公開	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課	

(注)5-〇は、枚方市情報公開条例第5条各号に規定する次の非公開情報に該当するとして、公開されなかった部分があることを示しています。

- 5-1…第5条第1号 個人に関する情報
- 5-2…第5条第2号 法令秘情報
- 5-3…第5条第3号 法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報
- 5-4…第5条第4号 任意提供情報
- 5-5…第5条第5号 公共の安全等に関する情報
- 5-6…第5条第6号 審議、検討等情報
- 5-7…第5条第7号 事務又は事業に関する情報

不存在の理由

- ※1 本請求に係る通用門にこの掲示板を設置した手続、許可が判明出来る文書に該当する文書は、作成又は取得していないため。
- ※2 掲示板の製作者、管理者、掲示者が判明できる文書又は運用が判明できる文書については、本請求に該当する文書を取得していないため。
- ※3 本請求に係る文書は作成を要するものではないため。
- ※4 本請求に係る掲示BOX、看板の設置目的、許可、期間が判明できる文書に該当する文書は、作成又は取得していないため。
- ※5 本請求に係る文書は作成していないか、又は保存期間を経過し廃棄したため。
- ※6 本請求に係る文書は取得していないため。
- ※7 防犯カメラの増設にあわせた標示Bから標示Aへの貼り替えにあたり、塗料がはがれるおそれのある一部支柱については貼り替えを行わなかったが、標示の趣旨はA、B共に同様であったことから、1及び2に該当する内容は特段文書等で記録していなかったため。
- ※8 本請求に係る文書は、作成していないため。
- ※9 本市市民からの犬・猫の多頭飼養に関する苦情相談に際し、保健衛生課において、大阪府の犬・猫の多頭飼育の届出制度に基づいて大阪府に提出されている本市市民の「犬・猫飼養届出書」の有無等について、大阪府に確認することはあるものの、当該届出書の提出が確認されない事例しかなく、本市保健衛生課における調査は、当該届出書に基づいて行われたものではないことから、当該請求にかかる文書は存在しないため。

- ※10 開成小学校以外に敷地内に屋外消火栓が設置されている小学校が存在しないため。
- ※11 請求内容に該当する文書については、現に保有しておらず、そもそも作成していないか、あるいは保存期間の満了に伴って廃棄したとみられるため。
- ※12 (1)(2)本請求において該当する電柱への取付手続き及びその許可の文書等は作成していないため。(3)の添付資料1、啓発看板等配布申込書については、保存期間が経過し廃棄したため。
- ※13 菅原生涯学習市民センター・菅原図書館の施行図面では、ご指摘の施設表示についての記載は確認できませんでした。また、図書館施設に関する文書を経った「図書館施設管理関係綴り」の現在保管されている簿冊を確認したところ、当該文書の発見に至りませんでした。なお、この簿冊の保存年限は5年間であり、保存年限の経過後は文書取扱規程に則り廃棄されます。
- ※14 本請求に係る文書を作成していないため。
- ※15 庁舎への旗・垂れ幕の設置にあたっては、数量や設置場所等について関係課と事前に協議を行ったうえで、市の内部事務のため依頼文という形で提出いただいており、申請書の取得及び許可書の作成をしていないため。
- ※16 本請求に係る看板設置に係る申請・許可に該当する文書、設置者、設置期に該当する文書は、作成又は取得していないため。
- ※17 口頭による指導を進めており、文書は作成していないため。
- ※18 当該事務については、取扱要領に基づいて事務を行っており、また学校教育法において学校教育上支障のない限り、学校の施設を社会教育や公共のために利用させることができますとしています。よって、本請求に係る「学校園のフェンス使用を原則禁止」を明記出来ない理由、根拠に該当する文書は、作成又は取得していないため。取扱要領の施行日以前にすでに掲出設置ある全ての看板等の撤去計画については、全ての看板等の撤去を計画しておらず文書を作成又は取得していないため。
- ※19 本請求に係る文書は作成していないため。
- ※20 請求のあった内容の数の集計結果を記した文書を作成していないため。
- ※21 請求に関するものを作成又は取得していないため。
- ※22 ①厚生労働省により請求のあった内容の文書を取得しておらず、市民に周知する文書を作成していないため。
②枚方市では、請求のあった内容を目標に接種推進を行っており、請求に係る文書を作成していないため。
- ※23 1に係る文書について、関係課との協議は主に口頭で行い、別途依頼文の提出を求めているもので、協議内容を公文書として作成していないため。
2の「旗・垂れ幕「社会を明るくする運動」の設置は「市の内部事務」とする根拠が判明する文書」について、「社会を明るくする運動」は枚方市が「社会を明るくする運動」は枚方市が「社会を明るくする運動実施委員会」の構成団体として参画しているため市の内部事務と認識しているが、その確認を協議にて行ったことにより、内部事務とする根拠を作成していないため。3に係る文書について、「社会を明るくする運動」団体にに関する資料を総務管理課で取得していないため。
- ※24 本請求に係る看板設置の手続きに該当する文書、設置期間に該当する文書、継続設置の理由に該当する文書を、作成又は取得していないため。なお、当該看板については、既に撤去されていることを確認している。
- ※25 該当校において、PTAの看板やプリント等を、教職員が設置したり、配布したりすることはあるものの、設置や配布等に当たって依頼文等の作成や収受は行わず、該当する文書は存在しないため。
- ※26 請求のあった文書を取得していないため。
- ※27 請求のあった文書を取得していないため。
- ※28 本請求に係る情報公開の請求にあった樹木に関する管理基準を定めていないため。
- ※29 本請求に係る所有者、管理者、設置目的が判明する文書を、作成又は取得していないため。なお、当該施設は教育委員会で設置し、管理を行っています。
- ※30 看板「トップワールド」は設置を許可できない物件であるため、口頭による指導を進めており、文書は作成又は取得していないため。
- ※31 本請求に関する文書は、作成又は取得していないため。
- ※32 本請求に関する文書を作成又は取得していないため。
- ※33 作成者については、本資料の作成者がわかる公文書を作成していないため。指導計画の根拠については、指導計画作成にあたり、インターネット上の資料を参考に行っており、根拠となる文書は作成又は取得をしていないため。実施された学校、日時などについては、実践を求めるものでなく、仮に実施された学校があったとしても、報告を求めているため。
- ※34 本請求に関する文書は、作成又は取得していないため。
- ※35 当該文書は、平成28年度の「工事請負契約関係書類」(保存期間5年)に編集しており、保存期間経過後、廃棄したため。
- ※36 該当する文書を作成していないため。
- ※37 本請求に係る文書は作成していないため。
- ※38 枚方市立各幼稚園において、単位PTAと枚方市学校園安全共済会の掛金徴収及び手続き事務代行に係る契約についての文書を作成していないため。
- ※39 下記の理由から、事務局として請求内容に該当する文書は保有していません。
請求書別紙については、自主防犯の普及及び啓発宣伝活動を枚方市防犯協議会に委託しており、ご指摘ののぼり旗については、過去に地域の防犯活動を周知・啓発するため必要であると判断されたことから、製作・配布しているものですが、当時の意思決定に関する文書は保存期間が経過し、廃棄したため。
請求書別紙のうち「～使用(配分)までのルートが判明する文書」については、旗を必要とする地域に対して、要望があればその都度お渡ししているため。
請求書別紙3については、地域の自主防犯活動であることから市は記録の作成・取得を行っていないため。
- ※40 請求に該当する文書を作成していないため。
- ※41 掲示いただいた看板Bについては、過去に避難所の周知・啓発するため必要であると判断されたことから、製作・設置しているものですが、当時の意思決定に関する文書等は保存期間が経過し、廃棄したため。
- ※42 本請求に係る看板掲出の根拠、設置時期が判明する文書、申請手続きに該当する文書を、作成又は作成していないため。
- ※43 請求に係る文書を取得又は作成していないため。
- ※44 請求者本人が求める、市立幼稚園としてマスクの着脱及び黙食の実施の有無によって、新型コロナウイルス感染拡大防止に効果があるかという観点での統計と比較等に係る文書を作成及び取得していないため。
- ※45 本請求に係る看板設置場所の根拠、製作・設置の目的、用途が判明する文書を、作成又は取得していないため。
- ※46 請求に該当する公文書を作成していないため。
- ※47 本請求に係る看板の製作、目的の根拠文書、設置者、管理者、設置期間、設置許可に該当する文書は、作成又は取得していないため。
- ※48 請求内容1及び3については、同保育所敷地内のフェンスに設置している製作物は、保育の一環として実施している、在園児による卒園製作物であり、請求に係る文書を作成又は取得していないため。請求内容2及び3については、市立桜丘北保育所に面する市道禁野春日線において、車の交通量が非常に多いことから、同保育所の園児の送園時・散歩時の安全を守るため、注意喚起を促す啓発用の看板を同保育所のフェンスに設置したものであり、請求に係る文書を作成又は取得していないため。
- ※49 枚方市〇〇における排水設備計画確認申請関係の書類を取得していないため。
- ※50 枚方市教育委員会文書取扱規程に基づく保存期間が経過し、廃棄したため。
- ※51 本請求に係る看板の掲出許可に該当する文書は、作成又は取得していないため。
- ※52 本請求において該当する柵に取付する法的根拠及び許可の文書等は作成していないため。
- ※53 枚方市立各幼稚園及び園長より枚方市学校園安全共済会に対し、令和元年度以降、加入対象について要望書を提出していないため。
- ※54 請求に内容に係る建築基準法に基づく建築物除却届の届出がないため。
- ※55 請求内容に係る建築物に建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建築物に係る解体工事の届出書の届出がないため。
- ※56 1については、厚生労働省が定める保育所保育指針に基づき、卒業制作を実施する場合は、年間の保育計画の中で定めているが、請求の対象である看板絵と壁絵に係る保育計画については、昭和61年に作成したもので、現在は廃棄しているため。
2及び3(ロ)については、請求に係る文書を作成していないため。
3(イ)については、製作した当初に請求に係る文書が作成されたかは不明だが、現に保有していないため。
- ※57 当時該当する文書を作成又は取得したかどうかは不明だが、現に保有する文書の中に存在しないため。
- ※58 下記の理由から、枚方市防犯協議会事務局として請求内容に該当する文書は保有していません。
請求書別紙1については、枚方市防犯協議会は自主防犯の普及及び啓発宣伝活動を目的として「のぼり旗」を製作し、提供した住民に対しては地域の効果的な場所に掲示し、管理していただくよう口頭で説明しており、枚方市防犯協議会では文書として設置に関する根拠・理由等を定めているものではないため。
請求書別紙2については、「のぼり旗」設置は住民の自主防犯活動であり、枚方市防犯協議会として記録の作成・取得を行っていないため。
請求書別紙3については、「のぼり旗」設置は住民の自主防犯活動であり、枚方市防犯協議会として決定していないため。
- ※59 本請求に係る看板の設置者、管理者、設置期間に該当する文書は、作成又は取得していないため。
- ※60 下記の理由から、枚方市防犯協議会事務局として請求内容に該当する文書は保有しておりません。
請求書別紙X1及びX2について、枚方市防犯協議会は自主防犯の普及及び啓発宣伝活動を目的として「のぼり旗」を製作し、住民に提供しており、「防犯パトロール」や「年末年始特別警戒」及びそれに係るのぼり旗の設置は住民の自主防犯活動であり、その活動内容・実施(のぼり旗設置含む)機関について枚方市防犯協議会において文書として定めたものではなく、また住民から活動に係る報告書も取得していないため。
- ※61 本請求に係る文書を作成していないため。
- ※62 枚方市立総合スポーツセンター及び伊加賀スポーツセンターについては、植栽計画図及び植栽詳細図を作成していないため。枚方市立渚市民体育館については植栽計画図を作成していないため。
- ※63 請求のあった「固定資産評価審査委員会議事録作成業務委託にかかる業務委託契約書に記載のある契約金額内訳書、工程表(第3条)、業務の処理状況についての報告書(第8条)、監督職員の氏名を記載した通知書(第9条)、業務関係者に対する措置請求に関する文書(第10条)」については、以下の理由により保有情報が存在しないため。
(1)契約金額内訳書、工程表(第3条)：受注者から取得できていないため。
(2)業務の処理状況についての報告書(第8条)：業務の処理状況の報告を求める必要がないため。
(3)監督職員の氏名を記載した通知書(第9条)：受注者へ通知ができていたため。
(4)業務関係者に対する措置請求に関する文書(第10条)：業務関係者に対する措置請求を行う必要がないため。
- ※64 本請求において、該当する文書の作成又は、取得をしていないため。
- ※65 本請求に係る文書は作成していないか、又は保存期間を経過して廃棄したため。
- ※66 本請求に係る看板掲出期間、許可が判明する文書を、作成又は取得していないため。
- ※67 下記の理由から、枚方市防犯協議会事務局として請求内容2～4に該当する文書は保有していません。
当該看板を含め、同種の看板の作製及び設置は住民の自主防犯活動であることから、枚方市防犯協議会において文書として作成したものはなく、また、設置に係る事案も含め住民から当該活動に係る報告書についても取得していないため。
- ※68 当該看板の設置について道路占用許可は行っていないため。
- ※69 屋外広告物に関する許可文書は、当該看板について許可申請されていないため、保有していません。
- ※70 「枚方市駅付近の路上喫煙禁止区域」内の路面標示シートの設置箇所が判明できる文書については、保存期間が経過していたため。路面標示シートの管理基準書(維持管理内容方法が判明する文書)については、その根拠となる文書を作成していないため。
- ※71 本請求に関する文書は、作成又は取得していないため。
- ※72 本請求に関する文書は、作成又は取得していないため。
- ※73 本請求に関する文書は、作成又は取得していないため。
- ※74 市長部局において、公費で政党機関紙を購読していないため。政党機関紙を職員個人が購読することに関する通達を発していないため。
- ※75 教育委員会において、請求に係る政党機関紙等を公費で購入していないため。
- ※76 1枚方市上下水道局各課において、政党機関紙を公費で購読していないため。
2政党機関紙の配達、集金に関する申請の受付及び許可行為を行っていないため。
- ※77 公費で購読していないため。市立枚方病院においては申請書の取得又は許可書の作成をしていないため。
- ※78 政党機関紙の購読履歴はございません。また、市役所本館4階における政党機関紙の集金や配達に関する申請書や許可書を取得又は作成した事実はございません。
- ※79 当該政党機関紙を購入した実績がないため。
- ※80 監査委員による、政党機関紙の公費での購読は行っていないため。
- ※81 公平委員会による、政党機関紙の公費での購読は行っていないため。
- ※82 公費で政党機関紙を購入していないため。
- ※83 請求のあった政党機関紙等を公費で購読していないため。

- ※84 職員が個人で政党機関紙を購読することに関して市として把握していないため。政党機関紙を個人が購読することに関する行政文書を作成していないため。
- ※85 総務管理課が管理権を有する、市庁舎本館・別館、分館、第2分館、輝きプラザきらら、サブリ村野及びサンプラザ3号館410号室においては、政党機関紙の配達・集金にあたって申請書の取得及び許可書の作成は行っていないため。
- ※86 政党機関紙の配達・集金に関する申請の受付及び許可行為を行っていないため。
- ※87 政党機関紙の配達・集金に関する申請の受付及び許可行為を行っていないため。
- ※88 政党機関紙の配達・集金に関する申請の受付及び許可行為を行っていないため。
- ※89 市立小中学校について、請求に係る許可の申請がなかったため。
- ※90 学校給食共同調理場について、請求に係る許可の申請がなかったため。
- ※91 図書及び図書館分室について、請求に係る許可の申請がなかったため。
- ※92 教育文化センターにおいて、請求に係る許可の申請がなかったため。
- ※93 留守家庭児童会室について、請求に係る許可の申請がなかったため。
- ※94 津田支所、北部支所、香里ヶ丘支所、枚方市パスポートセンター、枚方市駅市民サービスセンターにおいて、配達・集金に関する申請書の受理及び許可書の発行を行っていないため。
- ※95 消費生活センターにおいては、購読している事実がないため。
- ※96 請求のあった「3政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可文書の有無 ある場合は、その写し。令和4年度分」については、当該が管理している枚方市サンプラザ生涯学習市民センター、枚方市立南部生涯学習市民センターにおいて該当する書類の取得が行われていないため。
- ※97 市史資料室・旧田中家鎗物民俗資料館・山田分室においては、政党機関紙の配達・集金に関しての申請書の受理及び許可書の作成をしていないため。
- ※98 枚方市立サブリ村野スポーツセンター及び枚方市野外活動センターにおいて、政党機関紙の配達又は集金に関する申請がないため。
- ※99 楽寿荘において、政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可書を作成又は取得していないため。
- ※100 保健センターにおいては、政党機関紙の配達・集金に関しての申請書と許可書を作成又は取得していないため。
- ※101 保健所においては、政党機関紙の配達・集金に関しての申請書を受理していないため。
- ※102 枚方公園青少年センターにおいては、申請を受理しておらず、これらに関する書類を取得又は作成していないため。
- ※103 公立保育所においては、申請を受理しておらず、これらに関する書類を取得又は作成していないため。
- ※104 公立幼稚園においては、申請を受理しておらず、これらに関する書類を取得又は作成していないため。
- ※105 市立ひらかた子ども発達支援センターにおいては、申請を受理しておらず、これらに関する書類を取得又は作成していないため。
- ※106 穂谷川清掃工場(管理棟)において、当該申請を受理していない。
- ※107 これまで 穂谷川清掃工場(工場棟)においては、本申請書に係る申請書を受理しておらず、許可証の作成を行っていない。
- ※108 東部清掃工場において、「3政党機関紙の配達・集金に関しての申請書」について、申請の受理は行っていないため。
- ※109 希釈放流センターにおいて、「政党機関紙の配達・集金に関しての申請書」について、申請の受理は行っていないため。
- ※110 枚方市役所分室においては、本請求に係る申請、許可が判明する文書を、取得又は作成していないため。
- ※111 中部別館においては、本請求に関する内容について、請求がないため許可書の作成をしていないため。
- ※112 現在、庁内連携運用課にて運用ルールを検討中であり、公文書は作成していないため。
- ※113 請求に係る文書を取得又は作成していないため。
- ※114 枚方市のごみ置き場の管理はごみを排出される市民により行っているところであり、集積カゴ設置及び管理にかかる文書の提出も求めているため、本請求内容に該当する文書は保有しておりません。
- ※115 道路使用許可は警察が行うものであるため。また、道路占用許可は本請求に係る文書を作成していないため。
- ※116 請求に係る文書を作成していないため。
- ※117 請求に係る文書を作成又は取得していないため。
- ※118 本請求に係る届出については提出されていないため。
- ※119 本請求に係る看板の設置期間に該当する文書は、作成又は取得していないため。
- ※120 請求内容1の文書は申請されておらず、請求内容2の文書は作成していないため。

却下の理由

- ※1 令和4年(2022年)8月9日までに本市ホームページで公開されたことにより、枚方市情報公開条例第21条第2項の規定により同条例の規定が適用されないこととなったため。

2. 保有情報公開の申出の内容等

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等(注)	備考
1	R4. 4. 4	R4. 4. 12	・食品営業施設一覧 ・美容所届出施設一覧 ・理容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
2	R4. 4. 14		金入り設計書 ・高度浄水施設粒状活性炭入替整備委託の金入り設計書	上下水道局 上下水道部 上水道室 浄水課		取下げ
3	R4. 4. 14	R4. 4. 21	・美容所届出施設一覧 ・理容所届出施設一覧 ・クリーニング業届出施設一覧 ・旅館業許可施設一覧 ・食品営業施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	部分公開 5-1	
4	R4. 4. 18	R4. 4. 26	食品営業施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
5	R4. 4. 20	R4. 5. 6	施術所台帳	健康福祉部 保健所 保健医療課	公開	
6	R4. 4. 21	R4. 4. 28	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び附近見取図 ※個人情報及び印影を除く。	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
7	R4. 4. 21	R4. 4. 28	・食品営業施設一覧 ・美容所届出施設一覧 ・理容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
8	R4. 4. 27	R4. 5. 10	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く。	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
9	R4. 5. 6	R4. 5. 16	・食品営業施設一覧 ・美容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
10	R4. 5. 9	R4. 5. 20	枚方市立やすらぎの杜の、直近の指定管理公募時に選定された団体が提出した事業計画書 ＜対象文書＞ 事業計画書	環境部 環境政策課	部分公開 5-1 5-3 5-5	
11	R4. 5. 10		金入り設計書 ・牧野長尾線(6工区)歩道橋設置工事の金入設計書	土木部 道路河川整備課		取下げ
12	R4. 5. 11		金入り設計書 ・藤阪元町地区雨水管整備実施設計委託	上下水道局 上下水道部 下水道室 雨水整備課		取下げ
13	R4. 5. 18		金入り設計書 ・藤阪元町地区雨水管整備実施設計委託	上下水道局 上下水道部 下水道室 雨水整備課		取下げ
14	R4. 5. 19	R4. 6. 1	令和元年9月1日執行の市長選挙 市長候補者の収支報告書のコピー	選挙管理委員会 事務局	公開	
15	R4. 5. 20		金入り設計書 ・藤阪元町地区雨水管整備実施設計委託	上下水道局 上下水道部 下水道室 雨水整備課		取下げ
16	R4. 5. 20		金入り設計書 ・公共下水道樋之上町地区汚水施設改築実施設計委託	上下水道局 上下水道部 下水道室 汚水整備課		取下げ
17	R4. 5. 20	R4. 6. 1	診療所台帳	健康福祉部 保健所 保健医療課	公開	
18	R4. 5. 24	R4. 6. 1	・食品営業施設一覧 ・美容所届出施設一覧 ・理容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等(注)	備考
19	R4. 5. 25	R4. 5. 30	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図、中高層建築物等建築行為等協議書 ※個人情報及び印影を除く。	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
20	R4. 5. 30	R4. 6. 6	食品営業施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
21	R4. 5. 31	R4. 6. 14	確認番号第〇〇号の確認申請書内の造成平面図とコンクリート擁壁配筋構造図 (確認事項変更届の書類を含む。) 個人情報及び印影を除く。	都市整備部 開発指導室 審査指導課	公開	
22	R4. 6. 1	R4. 6. 7	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図、中高層建築物等建築行為等協議書 ※個人情報及び印影を除く。	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
23	R4. 6. 2	R4. 6. 13	金入り設計書 ・黒田川ポンプ場耐震診断調査業務委託 ほか	上下水道局 上下水道部 下水道室 雨水整備課	部分公開 5-7	
24	R4. 6. 3		食品衛生に関する情報 環境衛生に関する情報 医務薬事衛生に関する情報	健康福祉部 保健所 保健医療課		取下げ
25	R4. 6. 3		食品衛生に関する情報 環境衛生に関する情報 医務薬事衛生に関する情報	健康福祉部 保健所 保健衛生課		取下げ
26	R4. 6. 3	R4. 6. 14	・食品営業施設一覧 ・美容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
27	R4. 6. 3	R4. 6. 15	・措置の完了報告書 平成〇〇年〇〇月〇〇日環指第〇〇号 ・土壌汚染状況調査結果報告書平成〇〇年〇〇月〇〇日環公第〇〇号 その他、地歴を追えるもの ＜対象文書＞ 1. 措置の完了報告書(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け 環指第〇〇号) 2. 土壌汚染状況調査結果報告書(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け 環公第〇〇号) 3. 形質変更時要届出区域台帳(形-〇〇号)	環境部 環境指導課	部分公開 5-1 5-3	
28	R4. 6. 6	R4. 6. 10	旅館業許可施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
29	R4. 6. 7		金入り設計書 ・楠葉雨水貯留管整備工事(ポンプ設備)	上下水道局 上下水道部 下水道室 雨水整備課		取下げ
30	R4. 6. 8		金入り設計書 ・藤阪元町地区雨水管整備実施設計委託	上下水道局 上下水道部 下水道室 雨水整備課		取下げ
31	R4. 6. 15	R4. 6. 28	有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設が設置されている工場若しくは事業場名簿の一覧 ※項目の内訳 1. 事業場等の名称 2. 事業場等の所在地 ※令和3年度末までの情報 ＜対象文書＞ 1. 有害物質使用特定施設等台帳(令和4年3月31日現在) 2. 有害物質貯蔵指定施設情報(令和4年3月31日現在)	環境部 環境指導課	公開	
32	R4. 6. 16		市立ひらかた病院における現在契約中の「入院セット提供事業」に係る契約書	病院事務局 経営管理室 経営企画課		取下げ
33	R4. 6. 17	R4. 7. 1	・食品営業施設一覧 ・美容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
34	R. 6. 17	R4. 7. 1	令和4年6月7日付けで校長会の資料として出された文書 「今後の支援教育について」	教育委員会 学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課	公開	
35	R4. 6. 22	R4. 7. 6	開発調整課の回議書 都調第〇〇号に関する全部	都市整備部 開発指導室 開発調整課	部分公開 5-1	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等(注)	備考
36	R4. 6. 23	R4. 7. 6	住居表示台帳	市民生活部 市民室 市民課	公開	
37	R4. 6. 23	R4. 6. 30	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図、中高層建築物等建築行為等協議書※個人情報及び印影を除く。	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
38	R4. 6. 24	R4. 7. 6	社会福祉法人朋の会 「平成30年度仮決算書(資金収支内訳表・事業活動内訳表・貸借対照表内訳表)」	健康福祉部 福祉指導監査課	公開	
39	R4. 6. 29	R4. 7. 13	・食品営業施設一覧 ・美容所届出施設一覧 ・理容所届出施設一覧 ・クリーニング業届出施設一覧 ・旅館業許可施設一覧 ・公衆浴場業許可施設一覧 ・興行場業許可施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
40	R4. 6. 30	R4. 7. 6	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図、中高層建築物等建築行為等協議書※個人情報及び印影を除く。	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
41	R4. 6. 30	R4. 7. 12	以下事業所に関する 1. 土壌汚染状況調査計画書 平成〇〇年〇〇月〇〇日付 環公セ第〇〇号 2. 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書 平成〇〇年〇〇月〇〇日付 環公第〇〇号 3. 土地の利用履歴等調査結果報告書 平成〇〇年〇〇月〇〇日付 環公第〇〇号 ※2及び3については届出書の鑑のみ 事業所名：〇〇株式会社 人事総務本部 総務グループ(旧〇〇) 所在地：枚方市〇〇(住居表示)	環境部 環境指導課	部分公開 5-1 5-3	
42	R4. 7. 5	R4. 7. 15	以下路線の平面図と位置図 都市計画道路中振交野線整備事業 令和〇〇年〇〇月〇〇日現在に、枚方市ホームページに掲載されている整備済区間の工事竣工図面(仮設を除く)PDF形式 <対象文書> 都市計画道路中振交野線道路整備工事に係る次の文書 ・中振交野線道路整備工事(その6)工事場所位置図 ・中振交野線道路整備工事(その6)計画平面図(1) ・中振交野線道路整備工事(その6)計画平面図兼 路面標示工平面図兼道路付属施設工 ・中振交野線道路整備工事(その2)位置図 ・中振交野線道路整備工事(その2)計画平面図 ・中振交野線道路整備工事(その1)工事場所位置図 ・中振交野線道路整備工事(その1)変更平面図	土木部 道路河川整備課	部分公開 5-1	
43	R4. 7. 7	R4. 7. 19	食品営業施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
44	R4. 7. 8	R4. 7. 22	開発調整課の回議書 都調第〇〇号に関する全部 <対象文書> 都調第〇〇号に関する回議書	都市整備部 開発指導室 開発調整課	部分公開 5-1	
45	R4. 7. 12	R4. 7. 21	食品営業施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
46	R4. 7. 15	R4. 7. 28	枚方市自転車駐車場(町楠葉自転車駐車場など全21箇所) 現指定管理者の応募時の事業計画及び直近の事業計画 <対象文書> 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け 土交第〇〇号 株式会社〇〇 事業計画書(様式第〇〇号)	土木部 交通対策課	部分公開 5-3	
47	R4. 7. 19	R4. 7. 29	住居表示台帳	市民生活部 市民室 市民課	公開	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等(注)	備考
48	R4. 7. 21	R4. 8. 4	1. 平成〇〇年〇〇月〇〇日頃、総務省から都道府県市町村税担当課担当者宛に送信された「不動産鑑定士協会に対する鑑定業務の依頼について」と題するメールに関し大阪府から入手したメール等 2. 平成30年度固定資産標準宅地の評価替えに係る平成28年度の鑑定評価等業務及び付随業務に関する次の書面等 (1) 不動産鑑定業者等に配布等した応募要領等(鑑定等の対象地点数を記載した書類を含む) (2) 入札又は随意契約によることを決定した決裁書 (3) 入札又は見積の開札結果表一式(見積りの場合は契約相手の見積書を含む) (4) 契約書、仕様書、実施要領等 (5) 完了報告書及び請求書 (6) 支出命令書(委託先が個人業者の場合には源泉徴収金額の記載のあるもの及び個人番号提出の依頼文を含む) 3. 令和3年度固定資産標準宅地の評価替えに係る令和元年度(平成31年度)の鑑定評価等業務及び付随業務に関する2の(1)～(6)の書面等のうち、3(2)及び(5)(請求書を除く。) ＜対象文書＞ ・「令和3年度固定資産税(土地)の評価替えにおいて活用する標準宅地の鑑定評価業務(財資第〇〇号)」回議書一式 ・完了届(令和3年度固定資産税(土地)の評価替えにおいて活用する標準宅地の鑑定評価業務)	市民生活部 税務室 資産税課	部分公開 5-1 5-3	
49	R4. 7. 21	R4. 8. 4	1. 平成〇〇年〇〇月〇〇日頃、総務省から都道府県市町村税担当課担当者宛に送信された「不動産鑑定士協会に対する鑑定業務の依頼について」と題するメールに関し大阪府から入手したメール等 2. 平成30年度固定資産標準宅地の評価替えに係る平成28年度の鑑定評価等業務及び付随業務に関する次の書面等 (1) 不動産鑑定業者等に配布等した応募要領等(鑑定等の対象地点数を記載した書類を含む) (2) 入札又は随意契約によることを決定した決裁書 (3) 入札又は見積の開札結果表一式(見積りの場合は契約相手の見積書を含む) (4) 契約書、仕様書、実施要領等 (5) 完了報告書及び請求書 (6) 支出命令書(委託先が個人業者の場合には源泉徴収金額の記載のあるもの及び個人番号提出の依頼文を含む) 3. 令和3年度固定資産標準宅地の評価替えに係る令和元年度(平成31年度)の鑑定評価等業務及び付随業務に関する2の(1)～(6)の書面等のうち、1、2(1)、2(2)、2(5)(請求書を除く。)及び3(1)	市民生活部 税務室 資産税課	不存在 ※1	
50	R4. 7. 21	R4. 8. 4	1. 平成〇〇年〇〇月〇〇日頃、総務省から都道府県市町村税担当課担当者宛に送信された「不動産鑑定士協会に対する鑑定業務の依頼について」と題するメールに関し大阪府から入手したメール等 2. 平成30年度固定資産標準宅地の評価替えに係る平成28年度の鑑定評価等業務及び付随業務に関する次の書面等 (1) 不動産鑑定業者等に配布等した応募要領等(鑑定等の対象地点数を記載した書類を含む) (2) 入札又は随意契約によることを決定した決裁書 (3) 入札又は見積の開札結果表一式(見積りの場合は契約相手の見積書を含む) (4) 契約書、仕様書、実施要領等 (5) 完了報告書及び請求書 (6) 支出命令書(委託先が個人業者の場合には源泉徴収金額の記載のあるもの及び個人番号提出の依頼文を含む) 3. 令和3年度固定資産標準宅地の評価替えに係る令和元年度(平成31年度)の鑑定評価等業務及び付随業務に関する上記2の(1)～(6)の書面等 なお、実施要領等の重複及び評価書等の様式は不要です。また、対象地点数が仕様書等に明記されている場合には標準宅地の一覧表も不要です。 のうち、2(2)～(4)及び3(3)及び(4)のうち契約書 ＜対象文書＞ (1) 「平成30年度固定資産税(土地)の評価替えにおいて活用する標準宅地の鑑定評価業務」に係る業者選定決裁文書一式及び契約締結決裁文書一式のうち次の文書 ・業務実施回議書 ほか (2) 「令和3年度固定資産税(土地)の評価替えにおいて活用する標準宅地の鑑定評価業務」に係る契約締結決裁文書一式のうち次の文書 ・執行調書 ほか	総務部 契約課	部分公開 5-3	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等(注)	備考
51	R4. 7. 21	R4. 7. 29	平成30年度固定資産標準宅地の評価替えに係る平成28年度の鑑定評価等業務及び付随業務に関する次の書面等 ・完了報告書及び請求書のうちの請求書 ・支出命令書(委託先が個人業者の場合には源泉徴収金額の記載のあるもの及び個人番号提出の依頼文を含む) 令和3年度固定資産標準宅地の評価替えに係る令和元年度(平成31年度)の鑑定評価等業務及び付随業務に関する次の書面等 ・完了報告書及び請求書のうちの請求書 ・支出命令書(委託先が個人業者の場合には源泉徴収金額の記載のあるもの及び個人番号提出の依頼文を含む) ＜対象文書＞ 1. 支出命令書「平成30年度固定資産税(土地)の評価替えにおいて活用する標準宅地の鑑定評価業務」平成〇〇年〇〇月〇〇日起票請求書、契約書(写) 2. 支出命令書「令和3年度固定資産税(土地)の評価替えにおいて活用する標準宅地の鑑定評価業務」令和〇〇年〇〇月〇〇日起票請求書、契約書(写)	会計課	部分公開 5-3	
52	R4. 7. 21	R4. 8. 4	・食品営業施設一覧 ・美容所届出施設一覧 ・理容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
53	R4. 7. 25	R4. 8. 2	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図、中高層建築物等建築行為等協議書 ※個人情報及び印影を除く。	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
54	R4. 8. 4	R4. 8. 15	令和4年度自治会等代表者名簿 郵便番号、住所、電話番号は除く (申出日までの更新分) ＜対象文書＞ 令和4年度自治会等代表者名簿 令和〇〇年〇〇月〇〇日発行分(郵便番号、住所、電話番号は除く)	市長公室 市民活動課	公開	
55	R4. 8. 5	R4. 8. 19	共同住宅等の建築に伴う協議書受付簿の受付番号、受付年月日、協議種別、申請地番及び敷地面積の情報(令和〇〇年度分)	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
56	R4. 8. 5	R4. 8. 16	指定管理の貴市各自転車駐車場毎の年別の利用料金額と利用台数をご教示願います。 ※対象期間は3年程度でお願いします。 ※一時使用と定期使用を分けて表示願います。 ※定期は一般利用と学生利用を分けて表示願います。 ＜対象文書＞ 〇〇年度 駐車場別売上明細表	土木部 交通対策課	公開	
57	R4. 8. 5		指定管理の貴市自転車駐車場の年別の下記項目(計6点)の費用をご教示願います。 ※上記同様、対象期間は3年程度でお願いします。 ※可能であれば駐輪場毎が希望ですが、本項は全体でも結構です。 ・人件費：現指定管理者の現場毎の勤務シフト ・委託費：内容、業者、金額 ・賃借料：内容、金額 ・修繕費：内容、業者、金額 ・租税公課：内容、金額 ・保守費、研修、減価償却：内容(内訳)、金額	土木部 交通対策課		取下げ
58	R4. 8. 10	R4. 8. 15	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図、中高層建築物等建築行為等協議書 ※個人情報及び印影を除く。	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
59	R4. 8. 19	R4. 8. 31	・食品営業施設一覧 ・美容所届出施設一覧 ・理容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
60	R4. 8. 23	R4. 9. 2	危機管理室がJTと接触の際に作成・取得した文書 ＜対象文書＞ 1. 防災に関するご相談 2. 防災啓発POPの活動(中間報告) 3. 防災POP(案) 4. 広報ひらかた11月号への記事掲載依頼	危機管理部 危機管理対策推進課	部分公開 5-3	
61	R4. 8. 25	R4. 8. 29	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図、中高層建築物等建築行為等協議書 ※個人情報及び印影を除く。	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
62	R4. 8. 26	R4. 9. 6	診療所台帳	健康福祉部 保健所 保健医療課	公開	
63	R4. 9. 13	R4. 9. 27	枚方市〇〇他3筆における、事業主から提出された工作物に関する事前協議書 ＜対象文書＞ 建築行為等に伴う事前協議第〇〇号に関する書類	都市整備部 開発指導室 開発調整課	部分公開 5-1	
64	R4. 9. 13	R4. 9. 27	R元年9月1日執行 枚方市長選挙 選挙運動費用収支報告書 閲覧申請書	選挙管理委員会 事務局	部分公開 5-1	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等(注)	備考
65	R4. 9. 13	R4. 9. 22	・食品営業施設一覧 ・美容所届出施設一覧 ・理容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
66	R4. 9. 14	R4. 9. 21	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図、中高層建築物等建築行為等協議書 ※個人情報及び印影を除く。	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
67	R4. 9. 16	R4. 9. 26	・食品営業施設一覧 ・美容所届出施設一覧 ・理容所届出施設一覧 ・クリーニング業届出施設一覧 ・旅館業許可施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	部分公開 5-1	
68	R4. 9. 16	R4. 9. 29	・歯科技工所台帳 ・助産所台帳 ・施術所台帳	健康福祉部 保健所 保健医療課	公開	
69	R4. 9. 20	R4. 9. 30	枚方市〇〇 ・下水道法の設置・変更・廃止に係る書類一式 ・水質汚濁防止法の特定施設設置(使用)届出書、変更届出書、廃止届出書(鑑のみ)及び施設の設置場所が分かるもの ・土壤汚染対策法第3条第1項ただし書きの確認申請書 ・ダイオキシン類対策特別措置法の設置・変更・廃止に係る書類一式 ・【大阪府】条例対象施設に関する届出書 ・土壤汚染対策法に基づく調査報告書等一式 のうち、水質汚濁防止法の特定施設設置(使用)届出書、変更届出書、廃止届出書(鑑のみ)及び施設の設置場所が分かるもの ＜対象文書＞ ・特定施設使用届出書(令和〇〇年〇〇月〇〇日付け 環公審第〇〇号) ・配置図	環境部 環境指導課	部分公開 5-3	
70	R4. 9. 20	R4. 9. 30	枚方市〇〇 ・下水道法の設置・変更・廃止に係る書類一式 ・水質汚濁防止法の特定施設設置(使用)届出書、変更届出書、廃止届出書(鑑のみ)及び施設の設置場所が分かるもの ・土壤汚染対策法第3条第1項ただし書きの確認申請書 ・ダイオキシン類対策特別措置法の設置・変更・廃止に係る書類一式 ・【大阪府】条例対象施設に関する届出書 ・土壤汚染対策法に基づく調査報告書等一式 のうち、「水質汚濁防止法の特定施設設置(使用)届出書(鑑のみ)及び施設の設置場所が分かるもの」以外の文書	環境部 環境指導課	不存在 ※2	
71	R4. 9. 20		次の各入札案件に係る1入札説明書及び2入札結果報告書 1. 対象期間：〇〇年度～〇〇年度 2. 案件の名称・内容：中宮浄水場高度浄水施設 ほか向けに納入する粒状活性炭の調達を目的とする案件一切	総務部 契約課		取下げ
72	R4. 9. 26	R4. 9. 30	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図、中高層建築物等建築行為等協議書 ※個人情報及び印影を除く。	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
73	R4. 10. 11	R4. 10. 18	食品営業施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	部分公開 5-1	
74	R4. 10. 7	R4. 10. 21	医療機関台帳	健康福祉部 保健所 保健医療課	公開	
75	R4. 10. 11	R4. 10. 20	・食品営業施設一覧 ・美容所届出施設一覧 ・理容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
76	R4. 10. 19	R4. 10. 28	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図、中高層建築物等建築行為等協議書 ※個人情報及び印影を除く。	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
77	R4. 10. 25	R4. 11. 2	枚方市指令都査第〇〇号 宅地造成に関する工事の完了検査申請書(都査第〇〇号) 土地利用計画平面図 造成計画平面図 造成計画断面図(1、2) 間知ブロック積擁壁構造図 ※個人情報及び印影を除く。	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等(注)	備考
78	R4. 10. 27	R4. 11. 7	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図、中高層建築物等建築行為等協議書 ※個人情報及び印影を除く。	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
79	R4. 10. 27	R4. 11. 2	枚方市 市民公益活動災害補償保険についての下記文書 ・令和4年度契約の保険証券(補償内容の記載してある面のみ) ＜対象文書＞ ・賠償責任保険証券 ・賠償責任保険(市民活動総合保険特約条項付)特約明細書	市長公室 市民活動課	公開	
80	R4. 10. 28	R4. 11. 11	「光善寺駅西地区」「枚方市駅周辺地区」の市街地再開発事業について、国交省に提出した社会資本整備総合交付金の事業量調査(予算要望調査)(最新のもの(事業が終了している場合は終了年度の最新のもの)地区の詳細がわかる資料、添付資料を含む) ＜対象文書＞ ・事業量調査書様式A(枚方市駅周辺地区) ・事業量調査書様式1(枚方市駅周辺地区)及び参考図(枚方市駅周辺地区)	市駅周辺まち活性化部	公開	
81	R4. 10. 28	R4. 11. 9	「光善寺駅西地区」「枚方市駅周辺地区」の市街地再開発事業について、国交省に提出した社会資本整備総合交付金の事業量調査(予算要望調査)(最新のもの(事業が終了している場合は終了年度の最新のもの)地区の詳細がわかる資料、添付資料を含む) ＜対象文書＞ ・事業量調査書様式A(光善寺駅西地区) ・事業量調査書様式1(光善寺駅西地区)及び参考図(1～13)(光善寺駅西地区)	都市整備部 市街地整備室 市街地開発課	公開	
82	R4. 11. 8	R4. 11. 22	伊加賀スポーツセンター、渚市民体育館、総合スポーツセンターの現指定期間の指定管理者公募時に現指定管理者が提出した、事業計画書及び収支計画書 ※事業計画に係る資料のうち、「別添1 事業計画 確認事項一覧」は除く。 ※事業計画書内添付書類のうち、経営計画、内部規程である就業規程、エコマネジメントプラン、KES・環境マネジメントマニュアル、情報公開規程、サービス向上マニュアル、危機管理マニュアル、(事故・苦情処理・トラブル)報告・それに伴う是正処置表、契約事務取扱規程、倫理規程、個人情報保護取扱規程、個人番号及び特定個人情報取扱規程は除く。	観光にぎわい部 スポーツ振興課	部分公開 5-1 5-3	
83	R4. 11. 8	R4. 11. 14	・食品営業施設一覧 ・美容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
84	R4. 11. 10	R4. 11. 21	公共・公益施設移管帰属寄付申請書 提出日：平成〇〇年〇〇月〇〇日 下管第〇〇号 「排水施設平面図(雨水)」	上下水道局 上下水道部 下水道室 下水道管理課	部分公開 5-1	
85	R4. 11. 14	R4. 11. 28	令和2年4月1日以降、本書受理日までに提出された、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項(建設リサイクル法)の規定による解体等の届出書(様式第一号)のうち、別紙「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。なお、「対象住所一覧」の全てにおいて届出書が提出されているとは限りません。届出のあるものを請求するものです。また、対象物件の「工事の種類」は全て、「建築物の解体」です。公開請求の対象は様式第一号の「届出書」、いわゆる頭紙のA4用紙1枚です。付随する別表や様式第2号の工程表などは不要です。 ＜対象文書＞ 建設リサイクル法に基づく届出書 ・枚方市〇〇(令和〇〇年〇〇月〇〇日付け収受環指第〇〇号)	環境部 環境指導課	部分公開 5-1 5-3	
86	R4. 11. 18	R4. 12. 1	枚方市総合文化芸術センターの指定管理者公募の際に提出された現指定管理者の事業提案書 収支予算書も含む(事業計画書については本体のみ)	観光にぎわい部 文化生涯学習課	部分公開 5-1 5-3	
87	R4. 11. 18	R4. 12. 1	枚方市立総合スポーツセンターの指定管理者公募の際に提出された現指定管理者の事業提案書 収支予算書も含む(事業計画書については本体のみ)	観光にぎわい部 スポーツ振興課	部分公開 5-1 5-3	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等(注)	備考
88	R4. 11. 24	R4. 12. 2	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図、中高層建築物等建築行為等協議書※個人情報及び印影を除く。	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
89	R4. 11. 24	R4. 12. 2	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図、中高層建築物等建築行為等協議書※個人情報及び印影を除く。	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
90	R4. 11. 28	R4. 12. 7	枚方市全域土地地番図 令和4年現在最新のものを希望 (シェープデータ等GISエンジンで読み込み可能な形式を希望) ＜対象文書＞ 土地参考図shapeデータ(令和4年(2022年)1月1日時点)	市民生活部 税務室 資産税課	公開	
91	R4. 12. 5	R4. 12. 19	枚方市所管 水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、下水道法、府条例で届けられた特定施設(事業場)の台帳、又は、一覧表の最新版(令和4年3月31日現在) ・事業場名称 ・所在地 ・特定施設の主な種類 ・有害物質使用の有無 ・有害物質の種類 ・適用法令 ・産業分類	環境部 環境指導課	公開	
92	R4. 12. 5	R4. 12. 14	・食品営業施設一覧 ・美容所届出施設一覧 ・理容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
93	R4. 12. 9	R4. 12. 21	牧野長尾線(6工区)道路整備工事の舗装工平面図・区画線工平面図及び牧野長尾線(6工区)安全対策工事の区画線工平面図 ＜対象文書＞ ・牧野長尾線(6工区)道路整備工事 舗装工平面図1～5 ・牧野長尾線(6工区)道路整備工事 区画線工平面図1～4 ・牧野長尾線(6工区)安全対策工事 区画線工平面図1～3	土木部 道路河川整備課	部分公開 5-1	
94	R4. 12. 15	R4. 12. 28	枚方市〇〇 上記の建物(施設)について水質汚濁防止法に係る特定施設の届出書(鑑のみ) ＜対象文書＞ ・特定施設設置届出書(昭和〇〇年〇〇月〇〇日付け生公審第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け環公セ第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け環公第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け環指第〇〇号、令和〇〇年〇〇月〇〇日付け環指第〇〇号) ・特定施設変更届出書(昭和〇〇年〇〇月〇〇日付け生公審第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け環公審第〇〇号、令和〇〇年〇〇月〇〇日付け環指第〇〇号) ・特定施設使用廃止届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け環公セ第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け環公第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け環指第〇〇号、令和〇〇年〇〇月〇〇日付け環指第〇〇号)	環境部 環境指導課	部分公開 5-1 5-3	
95	R4. 12. 21	R4. 12. 28	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図、中高層建築物等建築行為等協議書※個人情報及び印影を除く。	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
96	R4. 12. 21	R4. 1. 4	診療所台帳	健康福祉部 保健所 保健医療課	公開	
97	R4. 12. 21	R4. 12. 27	定数内講師を含めた枚方市立学校に勤務する教職員の名前、ふりがな、性別のわかる資料。 ＜対象文書＞ 令和4年度教職員名簿(氏名、ふりがな、性別に限る。)	教育委員会 学校教育部 学校教育室 教職員課	部分公開 5-1	
98	R5. 1. 4	R4. 1. 12	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図、中高層建築物等建築行為等協議書※個人情報及び印影を除く。	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
99	R5. 1. 4		枚方市自転車駐車場指定管理者募集 1. 事業計画書(様式第2号) 2. 収支予算書(様式第3号)及び収支予算内訳書(感染症対策費)、収支予算書(様式第3号の2) 3. 事業計画要求事項一覧(別紙) 上記について、下記団体のもの ・株式会社〇〇 ・一般財団法人〇〇	土木部 交通対策課		取下げ

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等(注)	備考
100	R5. 1. 11	R5. 1. 18	・食品営業施設一覧 ・美容所届出施設一覧 ・理容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
101	R5. 1. 17		枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立渚市民体育館 指定管理者募集にかかる資料 ・仕様書 ・建築図面	観光にぎわい部 スポーツ振興課		取下げ
102	R5. 1. 25	R5. 1. 31	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図、中高層建築物等建築行為等協議書※個人情報及び印影を除く。	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
103	R5. 1. 30	R5. 2. 13	診療所台帳	健康福祉部 保健所 保健医療課	公開	
104	R5. 1. 31	R5. 2. 7	・美容所届出施設一覧 ・理容所届出施設一覧 ・クリーニング業届出施設一覧 ・旅館業許可施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	部分公開 5-1	
105	R5. 1. 31	R5. 2. 7	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図、中高層建築物等建築行為等協議書※個人情報及び印影を除く。	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
106	R5. 2. 8	R5. 2. 17	令和6年度固定資産(土地)評価替えに係る令和4年度の標準宅地の鑑定評価業務に関する次の書面等 (1)不動産鑑定業者の募集方法及び契約方法を決定した決裁書(入札又は随意契約、募集要領、見積依頼等の内容を含む。) (2)予定価格に関する決裁書 (3)契約相手方を決定した決裁書(入札又は見積の開札結果一式、契約相手の見積書等を含む) (4)契約締結に関する決裁書 (5)締結した契約書、仕様書、実施要領等(名称が異なるもの(請書等)を含む) (6)標準宅地等の一覧表(対象地点数が仕様書又は請求書等に明記されている場合には不要です。) ＜対象文書＞ (1)について 随意契約承認決裁 回議書 ほか (2)について 予定価格決定決裁 回議書 ほか (3)について 専決契約手続何決裁(回議書・財務会計システム回議書) ほか (4)について 契約締結決裁(回議書・財務会計システム回議書) ほか (5)について 実施要領、契約書及び約款 ※仕様書は、(1)4で公開しているものです。 (6)について R06標準宅地一覧表	市民生活部 税務室 資産税課	部分公開 5-3	
107	R5. 2. 8	R5. 2. 17	令和6年度固定資産(土地)評価替えに係る令和4年度の標準宅地の鑑定評価業務に関する次の書面等 報酬支払に関する決裁書(中間金等に関する完了届、請求書、支出命令書等を含む)	市民生活部 税務室 資産税課	不存在 ※3	
108	R5. 2. 8	R5. 2. 20	・食品営業施設一覧 ・美容所届出施設一覧 ・理容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
109	R5. 2. 10	R5. 2. 17	金入り設計書 ・令和2年度枚方市橋梁長寿命化修繕計画改定業務委託	土木部 みち・みどり室 道路公園管理課	部分公開 5-7	
110	R5. 2. 15	R5. 3. 1	墓地・納骨堂一覧(ただし宗教法人に限る) 以下の項目を含む。墓地の名称・経営主体・経営者・墓地所在地・許可年月日・代表者。 ＜対象文書＞ ・墓地一覧 ・納骨堂一覧 ・廃止墓地一覧 ・廃止納骨堂一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等(注)	備考
111	R5. 2. 16		〇〇年度における、枚方市を所轄庁とするNPO法人に対する過料事件通知等の行政処分及び報告徴収等及び行政指導(文書によるものに限る)の件数並びにそれらの内容がわかる資料	市長公室 市民活動課		取下げ
112	R5. 2. 17	R5. 3. 3	産業廃棄物管理票交付等状況(令和4年度提出分) ・報告者 ・排出事業 ・品目 ・排出量 ・処理業者 ＜対象文書＞ 令和4年度排出事業場別処理一覧	環境部 環境指導課	部分公開 5-1	
113	R5. 2. 22	R5. 3. 1	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図、中高層建築物等建築行為等協議書※個人情報及び印影を除く。	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
114	R5. 2. 24	R5. 3. 1	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図、中高層建築物等建築行為等協議書※個人情報及び印影を除く。	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
115	R5. 3. 2	R5. 3. 13	・食品営業施設一覧 ・美容所届出施設一覧 ・理容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
116	R5. 3. 6	R5. 3. 14	牧野長尾線(6工区)道路整備工事の舗装工平面図と区画線工平面図及び牧野長尾線(6工区)安全対策工事の区画線工平面図 ＜対象文書＞ ・牧野長尾線(6工区)道路整備工事 舗装工平面図1～5 ・牧野長尾線(6工区)道路整備工事 区画線工平面図1～4 ・牧野長尾線(6工区)安全対策工事 区画線工平面図1～3	土木部 道路河川整備課	部分公開 5-1	
117	R5. 3. 7	R5. 3. 14	枚方市開発事業等の手続等に関する条例に基づく土地の利用に係る基準 第8. 駐車場の確保の基準 1. 自動車駐車場 (2)設置基準 ア. 住宅 『市長が支障がないと認める場合は別途協議する数値とすることができる。』の別途協議する数値の根拠となる内規 ＜対象文書＞ ・「枚方市開発事業等の手続等に関する条例」第9条第1項第7号の運用基準について ・開発緩和協議フロー	土木部 交通対策課	公開	
118	R5. 3. 10		時期：最終提出分 内容：消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書 「別記様式第24総合点検(その1・その2・その3)」の記載内容と添付資料 施設：別添一覧表のとおり (ただし、消防用設備点検の非対象施設は除く)	総務部 コンプライアンス 推進課		取下げ
119	R5. 3. 10	R5. 3. 15	牧野長尾線(6工区)道路整備工事の舗装工平面図と区画線工平面図及び牧野長尾線(6工区)安全対策工事の区画線工平面図 ＜対象文書＞ ・牧野長尾線(6工区)道路整備工事 舗装工平面図1～5 ・牧野長尾線(6工区)道路整備工事 区画線工平面図1～4 ・牧野長尾線(6工区)安全対策工事 区画線工平面図1～3	土木部 道路河川整備課	部分公開 5-1	
120	R5. 3. 10	R5. 3. 24	ひらかた市新型コロナワクチン接種業務委託 〇〇年度業務委託契約書及び仕様書	健康福祉部 新型コロナワクチン接種対策室	部分公開 5-3	
121	R5. 3. 16	R5. 3. 29	〇〇株式会社 住居表示：大阪府枚方市〇〇 地番：大阪府枚方市〇〇 公害関係法令届出一式	環境部 環境指導課	不存在 ※4	
122	R5. 3. 20	R5. 3. 27	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図、中高層建築物等建築行為等協議書※個人情報及び印影を除く。	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
123	R5. 3. 22	R5. 3. 27	中高層建築物の建築にかかる標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図、中高層建築物等建築行為等協議書※個人情報及び印影を除く。	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等(注)	備考
124	R5. 3. 27	R5. 4. 10	診療所台帳	健康福祉部 保健所 保健医療課	公開	
125	R5. 3. 29	R5. 4. 6	産業医科大学からの〇〇年度都道府県庁、県庁所在市、政令市、中核市(候補市を含む)、23特別区の受動喫煙対策の調査への回答に係る文書(起案決裁文書を含む。) 健康増進法及び大阪府受動喫煙防止条例の通報への対応内容を記録した文書(一覧にしたものがあれば、それでよい。) 喫煙可能室設置施設の台帳	健康福祉部 保健所 保健医療課	部分公開 5-1	

(注)5-〇は、枚方市情報公開条例第5号各号に規定する次の非公開情報に準じて、公開されなかった部分があることを示しています。

- 5-1…第5条第1号 個人に関する情報
- 5-2…第5条第2号 法令秘情報
- 5-3…第5条第3号 法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報
- 5-4…第5条第4号 任意提供情報
- 5-5…第5条第5号 公共の安全等に関する情報
- 5-6…第5条第6号 審議、検討等情報
- 5-7…第5条第7号 事務又は事業に関する情報

不存在の理由

- ※1 1について、当課で使用している業務用端末内のメールボックス及び管理フォルダの中に当該メールを保管していないため。
2(1)(2)(5)(請求書を除く。)については、「固定資産税(土地)の評価替えにおいて活用する標準宅地の鑑定評価業務」に関連する書類を綴っている「契約関係書類」の保存期間が5年となっており、令和4年4月に廃棄処分しているため。
3(1)については、本業務が随意契約であり、当初から不動産鑑定業者等に配布する応募要領等を作成していないため。
- ※2 本請求に係る文書は取得していないため。
- ※3 「令和6年度固定資産(土地)評価替えに係る令和4年度の標準宅地の鑑定評価業務」は現在履行期間中のため、報酬の支払いを行っておらず、文書も発生していないため。また、中間金に関する書類も存在しないため。
- ※4 本件申出に係る文書は取得していないため。

3. 保有個人情報開示等の請求の内容等

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定内容等	備考
1	R4. 4. 4	R4. 4. 13	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 市民課	開示	
2	R4. 4. 4	R4. 4. 13	要介護認定結果等再通知書	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課	開示	
3	R4. 4. 5	R4. 4. 19	ケース記録	健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課	部分開示 15-1-2	
4	R4. 4. 6	R4. 5. 2	要介護認定に係る調査票 主治医意見書	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課	開示	決定期間 延長決定 R4. 4. 20
5	R4. 4. 11	R4. 4. 25	認定調査票 主治医意見書 要介護認定経過等再通知書	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課	部分開示 15-1-4	
6	R4. 4. 12	R4. 4. 19	家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳	市民生活部 税務室 資産税課	開示	
7	R4. 4. 12	R4. 4. 19	家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳	市民生活部 税務室 資産税課	開示	
8	R4. 4. 14	R4. 4. 27	保護決定調書	健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課	部分開示 15-1-4	
9	R4. 4. 18	R4. 4. 28	認定調査票 主治医意見書 要介護認定経過等再通知書	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課	開示	
10	R4. 5. 2	R4. 5. 24	固定資産評価審査意見陳述調書 固定資産評価審査議事調書	固定資産評価審査委員 会事務局	開示	
11	R4. 5. 6	R4. 5. 19	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 市民課	部分開示 15-1-4	
12	R4. 5. 6	R4. 5. 18	DV相談記録	市長公室 人権政策室	開示	
13	R4. 5. 10	R4. 5. 19	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 市民課	部分開示 15-1-2 15-1-4	
14	R4. 5. 16	R4. 5. 27	障害支援区分認定調査票、市町村審査会資料	健康福祉部 福祉事務所 障害支援課	開示	
15	R4. 5. 20	R4. 5. 26	要介護認定結果等再通知書 介護保険負担割合証	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課	開示	
16	R4. 5. 23	R4. 5. 30	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 地域サービス課	不存在 ※1	
17	R4. 5. 23	R4. 6. 6	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 市民課	部分開示 15-1-2	
18	R4. 5. 23	R4. 6. 6	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 市民課	不存在 ※2	
19	R4. 5. 25	R4. 5. 27	市長への提言はがき	市長公室 広聴相談課	開示	
20	R4. 5. 27	R4. 6. 10	ケース記録	健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課	部分開示 15-1-2 15-1-4	
21	R4. 6. 3	R4. 6. 13	住民票の写し等交付請求書 戸籍分	市民生活部 市民室 市民課	不存在 ※3	
22	R4. 6. 3	R4. 6. 7	住民票の写し等交付請求書 戸籍分	市民生活部 市民室 地域サービス課	不存在 ※4	
23	R4. 6. 9	R4. 6. 20	物件一覧表(固定資産課税台帳)	市民生活部 税務室 資産税課	開示	
24	R4. 6. 9	R4. 6. 21	防犯カメラ画像	危機管理部 危機管理政策課	非開示 15-1-6 15-1-8	
25	R4. 6. 13	R4. 6. 22	DV相談記録	市長公室 人権政策室	開示	
26	R4. 6. 10	R4. 6. 21	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 市民課	部分開示 15-1-4	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定内容等	備考
27	R4. 6. 16	R4. 6. 24	介護給付費通知書 要介護認定に係る調査票 高額介護サービス費支給決定通知書	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課	開示	
28	R4. 6. 17	R4. 7. 1	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 市民課	部分開示 15-1-4	
29	R4. 6. 20	R4. 6. 22	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 地域サービス課	部分開示 15-1-2 15-1-4	
30	R4. 6. 21	R4. 6. 24	要介護認定結果等再通知書	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課	開示	
31	R4. 6. 28	R4. 7. 5	申請、提出、第3者照会及び取得申請の有無 (印鑑証明、住民票、健康保険の履歴、生活保護、障害福祉、保健所)	市民生活部 市民室 地域サービス課	不存在 ※5	
32	R4. 6. 28	R4. 7. 11	申請、提出、第3者照会及び取得申請の有無 (印鑑証明、住民票、健康保険の履歴、生活保護、障害福祉、保健所)	市民生活部 市民室 市民課	部分開示 15-1-2 15-1-4	
33	R4. 6. 28	R4. 7. 8	申請、提出、第3者照会及び取得申請の有無 (印鑑証明、住民票、健康保険の履歴、生活保護、障害福祉、保健所)	市民生活部 国民健康保険室 国民健康保険課	開示	
34	R4. 6. 28	R4. 7. 27	申請、提出、第3者照会及び取得申請の有無 (印鑑証明、住民票、健康保険の履歴、生活保護、障害福祉、保健所)	健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課	部分開示 15-1-2 15-1-8	決定期間 延長決定 R4. 7. 12
35	R4. 6. 28	R4. 7. 12	申請、提出、第3者照会及び取得申請の有無 (印鑑証明、住民票、健康保険の履歴、生活保護、障害福祉、保健所)	健康福祉部 福祉事務所 障害支援課	部分開示 15-1-2	
36	R4. 6. 28	R4. 7. 12	申請、提出、第3者照会及び取得申請の有無 (印鑑証明、住民票、健康保険の履歴、生活保護、障害福祉、保健所)	健康福祉部 保健所 保健医療課	部分開示 15-1-2 15-1-8	
37	R4. 6. 28	R4. 7. 1	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 市民課	部分開示 15-1-2 15-1-4	
38	R4. 6. 29	R4. 7. 11	相談内容記録	健康福祉部 健康寿命推進室 母子保険課	開示	
39	R4. 7. 5	R4. 7. 11	DV相談記録	市長公室 人権政策室	開示	
40	R4. 7. 7	R4. 7. 14	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 市民課	部分開示 15-1-2 15-1-4	
41	R4. 7. 7	R4. 7. 21	障害支援区分認定調査票 市町村審査会資料	健康福祉部 福祉事務所 障害支援課	開示	
42	R4. 7. 11	R4. 7. 28	固定資産評価審査実地調査調査書	固定資産評価審査委員会事務局	開示	
43	R4. 7. 13	R4. 7. 25	高額介護サービス費の支給履歴	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課	開示	
44	R4. 7. 13	R4. 7. 28	固定資産評価審査申出書 閲覧申請書 固定資産評価審査議事調査ほか	固定資産評価審査委員会事務局	開示	
45	R4. 7. 21	R4. 7. 26	要介護認定結果等再通知書	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課	開示	
46	R4. 7. 28	R4. 8. 19	相談内容記録	健康福祉部 健康寿命推進室 母子保健課	部分開示 15-1-2 15-1-8	
47	R4. 7. 28	R4. 8. 12	相談内容記録	子ども未来部 子どもの育ち見守り室 子ども相談課	部分開示 15-1-8	
48	R4. 7. 22	R4. 8. 5	FAXのやり取りの写し	都市整備部 開発指導室 開発調整課	開示	
49	R4. 8. 9	R4. 8. 10	物件一覧表(固定資産課税台帳)	市民生活部 税務室 資産税課	開示	
50	R4. 8. 9	R4. 8. 23	介護保険業務にかかる郵送物送付先住所変更申出書(本人申請分は除く)	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課	部分開示 15-1-2	
51	R4. 8. 9	R4. 8. 18	本人の印鑑登録証にかかる再発行申請書類	市民生活部 市民室 地域サービス課	部分開示 15-1-2	
52	R4. 8. 12	R4. 8. 30	収受・発送簿	固定資産評価審査委員会事務局	開示	
53	R4. 8. 17	R4. 8. 25	面接記録票 ケース記録表 保護決定調査書 ほか	健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課	開示	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定内容等	備考
54	R4. 8. 26	R4. 9. 6	要介護認定結果等再通知書 認定調査票 主治医意見書	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課	開示	
55	R4. 8. 29	R4. 9. 12	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 市民課	部分開示 15-1-2 15-1-4	
56	R4. 8. 31	R4. 9. 6	要介護認定結果等再通知書	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課	開示	
57	R4. 9. 2	R4. 9. 13	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 市民課	部分開示 15-1-2 15-1-4	
58	R4. 9. 9	R4. 9. 26	収受発送簿の共用、回覧、修正、削除、追加、異議などに係る文書	固定資産評価審査委員会事務局	不存在 ※6	
59	R4. 9. 9	R4. 9. 15	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 地域サービス課	部分開示 15-1-2	
60	R4. 9. 14	R4. 9. 26	DV相談記録	市長公室 人権政策室	開示	
61	R4. 9. 15	R4. 9. 27	休職に係る決裁及び添付書類 復職に係る決裁及び添付書類	農業委員会事務局	開示	
62	R4. 9. 16	R4. 9. 26	DV相談記録	市長公室 人権政策室	開示	
63	R4. 9. 22	R4. 9. 30	DV相談記録	市長公室 人権政策室	開示	
64	R4. 9. 28	R4. 10. 14	新型コロナウイルス感染症陽性者相談対応記録表	健康福祉部 保健所 保健予防課	開示	
65	R4. 9. 29	R4. 10. 6	認定調査票 主治医意見書 要介護認定経過等再通知書	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課	開示	
66	R4. 9. 30	R4. 10. 12	介護保険高額介護サービス費の支給履歴	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課	開示	
67	R4. 10. 5	R4. 10. 7	DV相談記録	市長公室 人権政策室	開示	
68	R4. 10. 17	R4. 10. 20	要介護認定結果等再通知書 介護保険負担割合証	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課	開示	
69	R4. 10. 18	R4. 10. 25	〇〇の相続人調査を目的とした戸籍謄本等(戸籍の附票)(枚方市が 公用で取得したもの)	健康福祉部 福祉事務所 健康福祉総合相談課	開示	
70	R4. 10. 19	R4. 10. 28	住民票の写し等交付請求書 住民票、戸籍の附表分	市民生活部 市民室 地域サービス課	不存在 ※7	
71	R4. 10. 19	R4. 10. 31	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 市民課	部分開示 15-1-2 15-1-4	
72	R4. 10. 19	R4. 10. 28	要介護認定結果等再通知書 認定調査票 主治医意見書	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課	開示	
73	R4. 10. 26	R4. 12. 9	自身による問い合わせに対し、〇〇小学校または教育委員会が弁護士に確認したことがわかるもの また上記に係る弁護士からの回答	教育委員会 学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課	部分開示 15-1-2 15-1-8	決定期間 延長決定 R4. 11. 9
74	R4. 10. 26	R4. 11. 2	自身が「要回答」として問い合わせることに対し、「回答しなくてよい」と判断したことがわかるもの また上記の判断を指示したもの	総務部 コンプライアンス推進課	開示	
75	R4. 10. 26	R4. 11. 9	自身が「要回答」として問い合わせることに対し、「回答しなくてよい」と判断したことがわかるもの また上記の判断を指示したもの	教育委員会 総合教育部 教育政策課	不存在 ※8	
76	R4. 10. 26	R4. 11. 9	自身が「要回答」として問い合わせることに対し、「回答しなくてよい」と判断したことがわかるもの また上記の判断を指示したもの	教育委員会 学校教育部 教育支援室 学校支援課	不存在 ※9	
77	R4. 10. 26	R4. 11. 9	自身が「要回答」として問い合わせることに対し、「回答しなくてよい」と判断したことがわかるもの また上記の判断を指示したもの	教育委員会 学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課	不存在 ※10	決定期間 延長決定 R4. 11. 9

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定内容等	備考
78	R4. 10. 26	R4. 11. 9	自身が「要回答」として問い合わせことに対し、「回答しなくてよい」と判断したことがわかるもの また上記の判断を指示したもの	教育委員会 学校教育部 学校教育室 教職員課	開示	
79	R4. 10. 26	R4. 11. 9	自身が「要回答」として問い合わせことに対し、「回答しなくてよい」と判断したことがわかるもの また上記の判断を指示したもの	教育委員会 学校教育部 学校教育室 教育指導課	不存在 ※11	
80	R4. 10. 26	R4. 11. 9	法律（弁護士）相談申込票	市長公室 広聴相談課	部分開示 15-1-8	
81	R4. 10. 28	R4. 11. 9	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 市民課	部分開示 15-1-2 15-1-4	
82	R4. 10. 28	R2. 12. 2	令和〇〇年〇〇月〇〇日枚方市固定資産評価審査委員会の音声データ（請求者の意見陳述部分）	固定資産評価審査委員会事務局	開示	
83	R4. 10. 31	R4. 11. 2	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 市民課	部分開示 15-1-2 15-1-4	
84	R4. 10. 31	R4. 11. 9	住民票の写し等交付請求書（戸籍分）	市民生活部 市民室 地域サービス課	不存在 ※12	
85	R4. 10. 31	R4. 11. 14	住民票の写し等交付請求書（戸籍分）	市民生活部 市民室 市民課	部分開示 15-1-2 15-1-4	
86	R4. 11. 4	R4. 11. 15	鑑定評価書 標準宅地の時点修正準表 路線価算定表 ほか	市民生活部 税務室 資産税課	部分開示 15-1-2 15-1-4	
87	R4. 11. 9	R4. 11. 21	本籍地変更のすべての情報・書類・郵便	市民生活部 市民室 市民課	開示	
88	R4. 11. 9	R4. 11. 21	本籍地変更のすべての情報・書類・郵便	市民生活部 市民室 市民課	不存在 ※13	
89	R4. 11. 9	R4. 11. 22	自身に関する情報・文書・書類・郵便などのすべて	健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課	部分開示 15-1-2 15-1-4 15-1-8	決定期間 延長決定 R4. 11. 22
90	R4. 11. 15	R4. 11. 21	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 市民課	部分開示 15-1-2 15-1-4	
91	R4. 11. 18	R4. 11. 28	DV相談記録	市長公室 人権政策室	開示	
92	R4. 11. 21	R4. 11. 22	要介護認定結果等再通知書	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課	開示	
93	R4. 11. 25	R4. 11. 29	物件一覧表（固定資産課税台帳）	市民生活部 税務室 資産税課	開示	
94	R4. 11. 30	R4. 12. 1	物件一覧表（固定資産課税台帳）	市民生活部 税務室 資産税課	開示	
95	R4. 12. 2	R4. 12. 6	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室	部分開示 15-1-2 15-1-4	
96	R4. 12. 5	R4. 12. 14	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 市民課	部分開示 15-1-2	
97	R4. 12. 6	R4. 12. 14	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 市民課	部分開示 15-1-2 15-1-4	
98	R4. 12. 8	R4. 12. 14	審査申出人〇〇〇〇の意見陳述内容について、音声起こしの業者の仕様書、粗起こし、逐語録など	固定資産評価審査委員会事務局	開示	
99	R4. 12. 14	R4. 12. 19	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 市民課	部分開示 15-1-2 15-1-4	
100	R4. 12. 14	R4. 12. 19	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 市民課	部分開示 15-1-2 15-1-4	
101	R4. 12. 19	R4. 12. 26	精神障害者保健福祉手帳の交付日、更新日及び等級が記載された資料	健康福祉部 福祉事務所 障害支援課	開示	
102	R4. 12. 21	R4. 12. 28	家庭児童相談記録	子ども未来部 子どもの育ち見守り室 子ども相談課	開示	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定内容等	備考
103	R4. 12. 23	R5. 1. 4	要介護認定結果等再通知書	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課	開示	
104	R4. 12. 26	R5. 1. 5	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 市民課	部分開示 15-1-4	
105	R4. 12. 26	R5. 1. 5	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 市民課	部分開示 15-1-2 15-1-4	
106	R4. 12. 27	R4. 12. 28	物件一覧表(固定資産課税台帳)	市民生活部 税務室 資産税課	開示	
107	R4. 12. 28	R4. 12. 28	物件一覧表(固定資産課税台帳)	市民生活部 税務室 資産税課	開示	
108	R5. 1. 5	R5. 1. 10	要介護認定結果等再通知書	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課	開示	
109	R5. 1. 11	R5. 1. 23	認定調査票 主治医意見書 要介護認定経過等再通知書	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課	開示	
110	R5. 1. 13	R5. 1. 18	枚方市緊急通報装置利用申込書	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課	部分開示 15-1-2	
111	R5. 1. 16	R5. 1. 27	収支報告書	選挙管理委員会事務局	開示	
112	R5. 1. 17	R5. 1. 27	レシートに記載の証明書等に係る申請書	市民生活部 市民室 地域サービス課	不存在 ※14	
113	R5. 1. 17	R5. 1. 26	レシートに記載の証明書等に係る申請書	市民生活部 市民室 地域サービス課	部分開示 15-1-2	
114	R5. 1. 17	R5. 1. 27	レシートに記載の証明書等に係る申請書	市民生活部 市民室 地域サービス課	不存在 ※15	
115	R5. 1. 17	R5. 1. 27	レシートに記載の証明書等に係る申請書	市民生活部 市民室 地域サービス課	不存在 ※16	
116	R5. 1. 24	R5. 3. 10	いじめについて中学校と枚方市教育委員会が保有している情報	教育委員会 学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課	部分開示 15-1-2	決定期間 延長決定 R5. 2. 7
117	R5. 1. 31	R5. 2. 2	固定資産評価審査議事調書 固定資産評価審査意見陳述調書等の供覧文書	固定資産評価審査委員会事務局	開示	
118	R5. 1. 31	R5. 2. 14	障害区分(変更)認定調査票 医師意見書	健康福祉部 福祉事務所 障害支援課	開示	
119	R5. 2. 1	R5. 2. 15	職務の執行に対する意見、要望等記録表	市長公室 広聴相談課	開示	
120	R5. 2. 1	R5. 2. 15	人事異動に関する決定文書 広聴相談課から連絡あった後の放課後子ども課内での対応がわかる文書	教育委員会 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	部分開示 15-1-2	
121	R5. 2. 7	R5. 2. 21	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 市民課	部分開示 15-1-2 15-1-4	
122	R5. 2. 10	R5. 4. 7	いじめ事案の詳細	教育委員会 学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課	部分開示 15-1-2 15-1-8	延長有
123	R5. 2. 13	R5. 2. 27	介護保険負担限度額認定の取消しにかかる口座情報について	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課	部分開示 15-1-2 15-1-4	
124	R5. 2. 13	R5. 2. 15	都市計画道路長尾杉線整備事業に係る補償算定資料のうち、移転雑費に関する資料	土木部 用地課	開示	
125	R5. 2. 14	R5. 2. 21	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 市民課	部分開示 15-1-4	
126	R5. 2. 14	R5. 2. 20	介護給付費通知書	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課	開示	
127	R5. 2. 27	R5. 3. 8	介護保険負担限度額認定の取消しにかかる口座情報について	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課	部分開示 15-1-2 15-1-4	
128	R5. 2. 27	R5. 3. 9	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 市民課	部分開示 15-1-4	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定内容等	備考
129	R5. 2. 27	R5. 3. 1	要介護認定結果等再通知書 介護保険負担割合証	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課	開示	
130	R5. 3. 1	R5. 3. 9	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 市民課	部分開示 15-1-2 15-1-4	
131	R5. 3. 3	R5. 3. 9	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 市民課	部分開示 15-1-4	
132	R5. 3. 6	R5. 3. 14	事故報告書	健康福祉部 福祉指導監査課	開示	
133	R5. 3. 7	R5. 3. 20	いじめの状況調査	教育委員会 学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課	開示	
134	R5. 3. 7	R5. 3. 20	いじめに関する教育委員会への報告内容	教育委員会 学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課	不存在 ※17	
135	R5. 3. 7	R5. 3. 14	DV相談記録	市長公室 人権政策室	開示	
136	R5. 3. 14	R5. 3. 28	ケース記録 自身の開示請求に係る回議書	健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課	部分開示 15-1-2 15-1-4 15-1-8	
137	R5. 3. 14	R5. 3. 15	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 市民課	部分開示 15-1-2 15-1-4	
138	R5. 3. 20	R5. 3. 24	ケース記録	健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課	開示	
139	R5. 3. 22	R5. 3. 31	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 市民課	部分開示 15-1-4	
140	R5. 3. 23	R5. 4. 3	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 市民課	部分開示 15-1-2 15-1-4	
141	R5. 3. 27	R5. 3. 30	要介護認定結果等再通知書	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課	開示	
142	R5. 3. 27	R5. 3. 28	物件一覧表(固定資産課税台帳)	市民生活部 税務室 資産税課	開示	
143	R5. 3. 28	R5. 4. 5	介護保険料還付通知書 高額介護サービス費支給決定通知書	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課	開示	
144	R5. 3. 29	R5. 4. 12	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 市民課	部分開示 15-1-2 15-1-4	
145	R5. 3. 30	R5. 4. 12	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室 市民課	部分開示 15-1-2 15-1-4	
146	R5. 3. 30	R5. 4. 12	任用、勤務シフトに係る書類	教育委員会 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	部分開示 15-1-2	
147	R5. 3. 30	R5. 4. 12	電話相談記録	教育委員会 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	不存在 ※18	
148	R5. 3. 31	R5. 4. 17	ハラスメントに係る書類	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援課	部分開示 15-1-2	
149	R5. 3. 31	R5. 4. 14	ハラスメントに係る書類	教育委員会 学校教育部 教職員課	不存在 ※19	

(注) 15-1-○は、枚方市個人情報保護条例第15条第1項各号に規定する次の非開示情報に該当するとして、開示されなかった部分があることを示しています。

15-1-1…第15条第1項第1号 開示請求者に関する情報
15-1-2…第15条第1項第2号 開示請求者以外の個人に関する情報
15-1-3…第15条第1項第3号 法令秘情報
15-1-4…第15条第1項第4号 法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報
15-1-5…第15条第1項第5号 任意提供情報
15-1-6…第15条第1項第6号 公共の安全等に関する情報
15-1-7…第15条第1項第7号 審議、検討等情報
15-1-8…第15条第1項第8号 事務又は事業に関する情報
15-1-9…第15条第1項第9号 公益的非開示情報

不存在の理由

- ※1 各支所及び枚方市駅市民室サービスセンターにおいては、対象期間内に開示請求者以外の者からの住民票及び戸籍の写しの請求がなかったため。
- ※2 対象期間内において証明発行履歴のある令和元年（2019年）8月9日付戸籍証明書交付申請書は、保有個人情報の開示請求に伴い、保管場所等をくまなく探索するが、当該文書を確認することができず、現に保有していないため。
- ※3 市庁舎本館窓口においては、対象期間内に戸籍の写しの請求がなかったため。
- ※4 各支所及び枚方市駅市民室サービスセンターにおいては、対象期間内に開示請求者以外の者からの住民票及び戸籍の写しの請求がなかったため。
- ※5 各支所及び枚方市駅市民室サービスセンターにおいては、対象期間内に開示請求者以外の者からの住民票及び戸籍の写しの請求がなかったため。
- ※6 令和3年度・令和4年度固定資産評価審査委員会関係書類にかかる収受、発送簿については、供用、回覧、修正、削除、追加、異議に係る文書は作成していないため。
- ※7 各支所及び枚方市駅市民室サービスセンターにおいては、対象期間内に戸籍の写しの請求がなかったため。
- ※8 該当する文書を作成していないため。
- ※9 該当する文書を作成していないため。
- ※10 本請求に係る文書を作成していないため。
- ※11 該当する文書を作成していないため。
- ※12 各支所及び枚方市駅市民室サービスセンターにおいては、対象期間内に開示請求者以外の者からの住民票及び戸籍の写しの請求がなかったため。
- ※13 平成28年度から令和2年度の「住民異動届綴」「照会・依頼・回答綴」は、いずれも保存期間1年により廃棄処理済のため。
- ※14 本請求に係る請求者本人の保有個人情報が存在しないため。
- ※15 本請求に係る請求者本人の保有個人情報が存在しないため。
- ※16 本請求に係る請求者本人の保有個人情報が存在しないため。
- ※17 請求に係る情報を保有又は取得していないため。
- ※18 相談を受けた事実はあるが、請求内容に係る公文書を作成していないため。
- ※19 本請求に係る文書は存在していないため。

4. 審議会への諮問及び答申の内容等

諮問第641号

情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項に関する諮問

諮問事項	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に係る特定個人情報ファイルの評価書について		
審議日	令和4年(2022年)7月21日	実施機関	市長
答申	妥当であると認められる		

1 目的

本市では、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において法第2条第9項の特定個人情報ファイルを保有しています。

今般、国は、接種記録に係る証明書交付の利便性向上に関する対応として、令和4年(2022年)7月をめぐりに、コンビニエンスストア等における自動交付の実施を予定しています。これに伴い、当該特定個人情報ファイルに規則第11条に規定する重要な変更を加えることとしました。

つきましては、規則第7条第1項の規定に基づき、法第28条第1項に規定する評価書を公示し、広く住民の意見を求めるとともに、規則第7条第4項の規定により、当該評価書について、次の2つの観点から意見を求めます。

- ① 規則第1条の特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか。
- ② 規則第1条の特定個人情報保護評価指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか。

2 特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を聴く評価書

別添のとおり【別添省略】

3 関係規定の条文

別紙のとおり【別紙省略】

諮問第642号

枚方市個人情報保護条例第13条ただし書(電子計算機の電気通信回線による接続)の規定による諮問

諮問事項	療養者情報システムの電気通信回線による接続について		
審議日	令和4年(2022年)7月21日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		

1 目的

新型コロナウイルス感染症の患者を円滑に療養開始につなげることを目的に、大阪府が構築した「療養者情報システム(以下「同システム」といいます。)」を利用し、枚方市が療養先の調整等を行うに当たり、同システムと実施機関が使用する電子計算機を電気通信回線により接続することについては、既に令和3年(2021年)7月20日付け諮問第637号により貴審議会に諮問し、異論はない旨の答申を得ています。

その後、大規模な感染拡大が継続して医療提供体制及び保健所業務がひっ迫し、患者情報の把握等に時間を要する事態となったことを踏まえ、医療機関との入院調整及び入院後の患者情報の共有を迅速に行えるよう、同システムの機能の拡充が図られました。

本諮問は、実施機関の使用する電子計算機と実施機関以外の者が使用する電子計算機を電気通信回線により接続することにより、新たに医療機関が実施機関の使用する電子計算機に記録された保有個人情報を随時取得し得ることとなることに対応するものです。

2 電子計算機の接続により実施機関以外の者が随時取得し得る保有個人情報の項目

別紙のとおり【別紙省略】

3 電子計算機の接続により実施機関の使用する電子計算機に記録された保有個人情報を新たに随時取得し得る者

医療機関(受入候補医療機関を含む。)

4 個人情報の保護体制

情報システムに係る個人情報保護基準のとおり

諮問第643号

情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項に関する諮問

諮問事項	個人情報保護法の改正に対応するための本市条例の整備について		
審議日	令和4年（2022年）7月21日 令和4年（2022年）8月3日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
令和3年（2021年）5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）が改正され、地方公共団体に係る改正部分については、令和5年（2023年）4月1日から施行することとなりました。これにより、従来、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体について、それぞれ分かれていた個人情報保護に関する規律が、法に一律的に規定され、全国的な共通ルールが整備されることになります。 本市においても、法が直接適用されることとなり、一部の事項を除くほかは、条例で個人情報保護に関する規律を規定することができなくなりますが、現行の条例と同じ取扱いを維持できるものは維持するという考えの下、条例の整備を検討しています。 つきましては、枚方市附属機関条例別表1の表枚方市情報公開・個人情報保護審議会の項担任事務の欄第2号（情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項に関する調査審議）の規定に基づき貴審議会の意見を聴くため、同条例第1条第2項の規定により下記のとおり諮問いたします。 記 諮問事項 別紙のとおり			

諮問第644号

枚方市個人情報保護条例第13条ただし書(電子計算機の電気通信回線による接続)の規定による諮問

諮 問 事 項	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関するオンライン申請に係る電子計算機の電気通信回線による接続について		
審 議 日	令和4年（2022年）10月24日	実 施 機 関	市 長
答 申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的 本市では、ふるさと納税制度を活用した寄附金を募るため、返礼品の品目のホームページへの掲載及び寄附金の収受に関する事務を株式会社さとふるに委託しており、同社が運営するポータルサイトに係る電子計算機の接続については、平成28年（2016年）5月23日付け諮問第518号により貴審議会に諮問し、異論はない旨の答申を得ています。 今般、同社が、寄附者が確定申告をしなくても当該寄附金に係る税額控除が受けられる制度（以下「ふるさと納税ワンストップ特例」といいます。）の利用をオンラインで申請することができるサービス（以下「本サービス」といいます。）を開始し、本市においても導入を予定しています。本サービスは、寄附者がマイナンバーカード及びその暗証番号を使用して、ふるさと納税ワンストップ特例の利用申請を行うことが可能となるとともに、当該申請の実施の有無を随時確認できるものです。 本諮問は、実施機関の使用する電子計算機と実施機関以外の者が使用する電子計算機を電気通信回線により接続することにより、実施機関以外の者が実施機関の使用する電子計算機に記録された保有個人情報を随時に取得し得ることとなることに対応するものです。 2 電子計算機の接続により実施機関以外の者が随時に取得し得る保有個人情報の項目 ふるさと納税ワンストップ特例の利用申請の実施の有無 3 電子計算機の接続により実施機関の使用する電子計算機に記録された保有個人情報を随時に取得し得る者 寄附者（自己の情報に限る。） 4 個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり			

諮問第645号

枚方市個人情報保護条例第13条ただし書（電子計算機の電気通信回線による接続）の規定による諮問

諮問事項	施設型給付費等支給事務のクラウドシステムにおける電子計算機の電気通信回線による接続について		
審議日	令和4年（2022年）10月24日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的 市内の教育・保育施設を運営する事業者（以下「事業者」といいます。）に、利用している児童数及び従事している職員数等から算定した給付額を支給する施設型給付費等支給事務を効率的に実施するため、必要な情報を一括で管理する施設型給付費等支給事務のクラウドシステム（以下「本システム」といいます。）の導入を検討しています。 当該支給事務については、事業者から給付の請求書の提出を受けるまでに、職員情報等を収集し、給付額を算定する必要があります。現在は紙、電話、メール等による情報共有を行っていますが、本システムを導入することにより、当該給付を受ける事業者（本システムの登録者）と本市職員は、本システム上で一元的に情報共有できるため、煩雑さが解消され、正確かつ迅速な事務処理が可能となります。 本諮問は、実施機関の使用する電子計算機と実施機関以外の者が使用する電子計算機を電気通信回線により接続することにより、実施機関以外の者が実施機関の使用する電子計算機に記録された保有個人情報を随時に取得し得ることとなることに対応するものです。 2 電子計算機の接続により実施機関以外の者が随時に取得し得る保有個人情報の項目 職員情報：氏名、役職、職名、資格種類、雇用形態、勤務形態、兼務の情報、1日当たりの勤務時間、1月あたりの勤務日数、各月の1月当たり勤務時間数、勤務開始日（雇上日）、勤務終了日（退職日）、他施設での勤務歴、配置クラス・役割等、非常勤職員を常勤換算する際に用いる所定労働時間、身体障害者・知的障害者・精神障害者・母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦の別 3 電子計算機の接続により実施機関の使用する電子計算機に記録された保有個人情報を随時に取得し得る者 本システムの登録者（自施設の職員の職員情報に限る。） 4 個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり			

諮問第646号

枚方市個人情報保護条例第13条ただし書（電子計算機の電気通信回線による接続）の規定による諮問

諮問事項	次期感染症サーベイランスシステムの電気通信回線による接続について		
審議日	令和4年（2022年）10月24日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的 現在、感染症に関する情報を管理し、国等へ報告するシステムとして、厚生労働省が構築した感染症サーベイランスシステム（NESID）を利用しており、当該システムに係る電子計算機の接続については、平成26年（2014年）2月18日付け諮問第442号により貴審議会に諮問し、異論はない旨の答申を得ています。 しかし、当該システムでは新型コロナウイルス感染症に関する情報の管理に多くの課題があったため、新型コロナウイルス感染症については、全国の情報を一元的に収集・共有するために厚生労働省が構築したシステムである HER-SYS を利用しており、その電子計算機の接続については、令和2年（2020年）7月16日付け諮問第622号により貴審議会に諮問し、異論はない旨の答申を得ています。 今般、厚生労働省が、2つのシステムを一本化し、全ての感染症の感染者等に関する全国の情報を一元的に収集・共有し、保健所等における業務効率の向上及び情報共有・把握の迅速化を図るため、（仮称）次期感染症サーベイランスシステム（以下「本システム」といいます。）を構築し、その運用が全国で開始される予定であるため、枚方市においてもこれを利用するものです。 本諮問は、実施機関の使用する電子計算機と実施機関以外の者が使用する電子計算機を電気通信回線により接続することにより、本システムの登録者及び厚生労働省等が実施機関の使用する電子計算機に記録された保有個人情報を随時に取得し得ることとなることに対応するものです。 2 電子計算機の接続により実施機関以外の者が随時に取得し得る保有個人情報の項目 別紙1のとおり【別紙省略】 3 電子計算機の接続により実施機関の使用する電子計算機に記録された保有個人情報を随時取得し得る者 厚生労働省、国立感染症研究所、都道府県、地方感染症情報センター、地方衛生研究所、保健所、医療機関、検査センター、宿泊療養施設、健康フォローアップ機関、感染者、接触者、健康観察対象者 4 個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり			

諮問第647号

情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項に関する諮問

諮問事項	住民基本台帳事務に係る特定個人情報ファイルの評価書について		
審議日	令和4年（2022年）10月24日	実施機関	市長
答申	妥当であると認められる		

1 目的

本市では、住民基本台帳事務において法第2条第9項の特定個人情報ファイルを保有しており、特定個人情報保護評価を実施しています。

特定個人情報保護評価については、規則第15条及び特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）において、5年ごとに評価を再実施することとされており、今般、前回の評価実施から5年が経過したため、同条の規定により、当該事務について、再び特定個人情報保護評価を実施します。

地方公共団体の機関は、法第28条第1項の規定により、同項各号に掲げる事項を評価した結果を記載した評価書を公示し、広く市民の意見を求める（以下「意見公募」といいます。）とともに、規則第7条第4項の規定により、意見公募により得られた意見を十分考慮した上で当該評価書に必要な見直しを行い、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関の意見を聴くものとされています。

このたび、住民基本台帳事務に係る特定個人情報ファイルの評価書を作成するとともに、意見公募を完了しましたので、当該評価書について、次の2つの観点から意見を求めます。

① 特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか。

② 特定個人情報保護評価指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか。

2 特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を聴く評価書
別添のとおり【別添省略】

3 関係規定の条文
別紙のとおり【別紙省略】

諮問第648号

情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項に関する諮問

諮問事項	個人住民税事務に係る特定個人情報ファイルの評価書について		
審議日	令和4年(2022年)10月24日	実施機関	市長
答申	妥当であると認められる		

1 目的

本市では、個人住民税事務において法第2条第9項の特定個人情報ファイルを保有しており、特定個人情報保護評価を実施しています。

特定個人情報保護評価については、規則第15条及び特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）において、5年ごとに評価を再実施することとされており、今般、前回の評価実施から5年が経過したため、同条の規定により、当該事務について、再び特定個人情報保護評価を実施します。

地方公共団体の機関は、法第28条第1項の規定により、同項各号に掲げる事項を評価した結果を記載した評価書を公示し、広く市民の意見を求める（以下「意見公募」といいます。）とともに、規則第7条第4項の規定により、意見公募により得られた意見を十分考慮した上で当該評価書に必要な見直しを行い、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関の意見を聴くものとされています。

このたび、個人住民税事務に係る特定個人情報ファイルの評価書を作成するとともに、意見公募を完了しましたので、当該評価書について、次の2つの観点から意見を求めます。

① 特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか。

② 特定個人情報保護評価指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか。

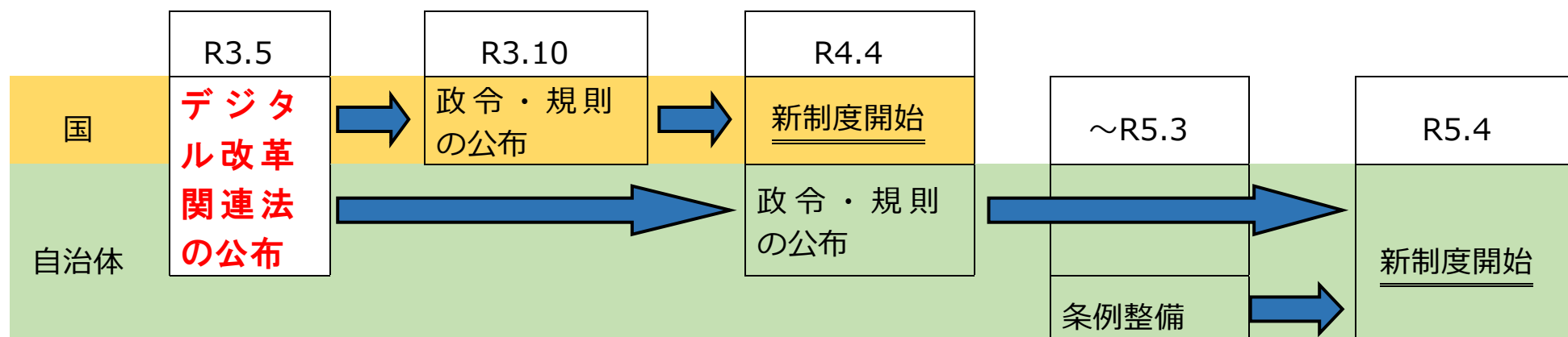
2 特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を聴く評価書
別添のとおり【別添省略】

3 関係規定の条文
別紙のとおり【別紙省略】

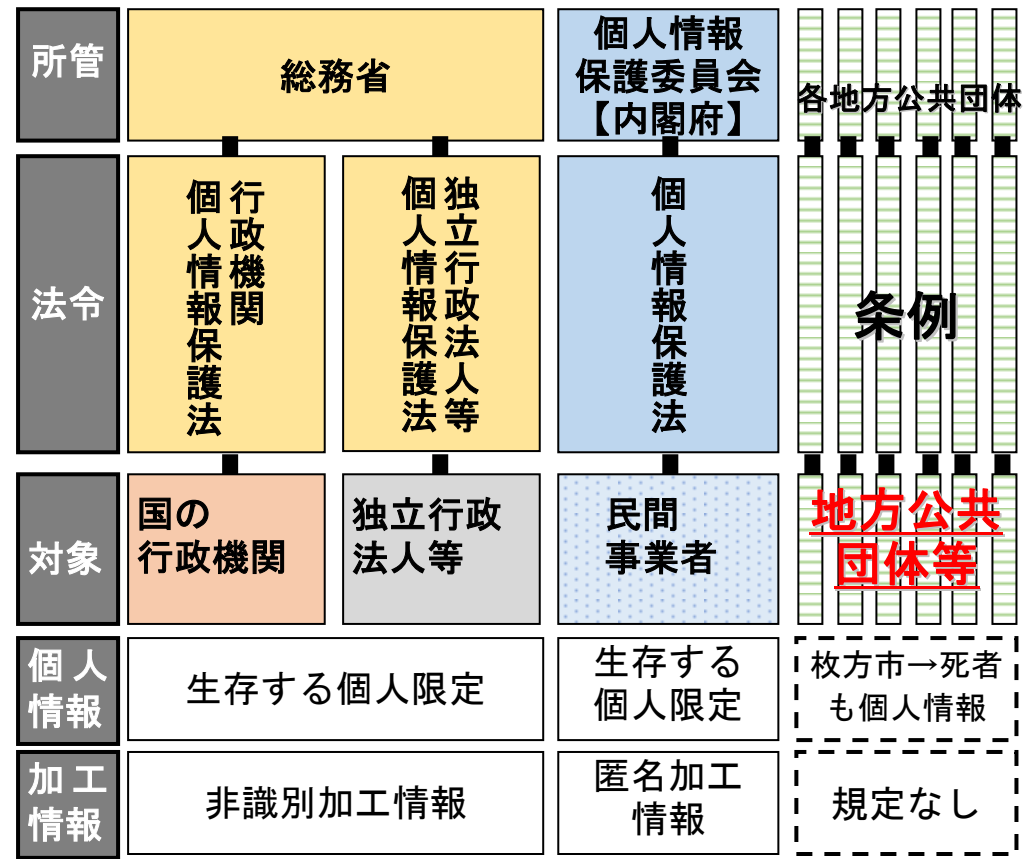
個人情報保護制度見直しの概要・条例整備スケジュール

1 個人情報保護制度見直しの概要

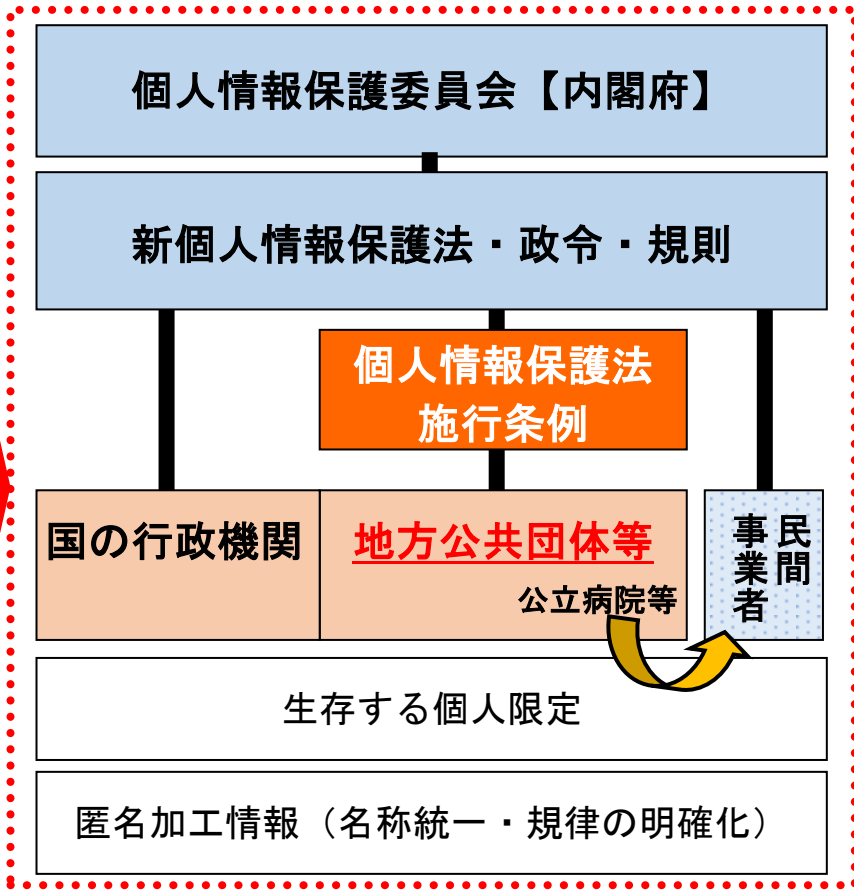
- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の**3本の法律を1本の法律に統合**するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定**し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律**を適用。
- ③ **個人情報等の定義を国・民間・地方で統一**するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。



【現行】



【法改正後】



2 条例整備スケジュール

令和4年(2022年)									令和5年(2023年)
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4月
ガイドライン公表			審議会【諮問】	審議会【答申】	パブコメ実施(審議会)	パブコメ公表		議会へ提案	施行

別紙 2 主な変更点

	改正法による変更点	現在
個人情報の定義	・生存する個人に関する情報に限定 ・照合の「容易性」が要件	・死者に関する情報も含む ・照合の「容易性」なし
要配慮個人情報の定義	変更なし	
収集の制限	なし	・本人外収集の禁止 ・要配慮個人情報の収集原則禁止
個人情報ファイル簿	1,000 人以上の個人情報を扱う場合に作成・公表が義務付け	人数にかかわらず、作成・公表が義務付け
任意代理人による開示請求	全面的に可能	限定的に許容
不開示情報	変更なし	
開示請求の決定の期限	請求があった日から 30 日以内 延長する場合の期間は 30 日以内 著しく情報が大量→相当期間	請求があった日から 14 日以内 延長期間 30 日以内 著しく情報が大量の場合の規定なし
訂正請求・利用停止請求	開示決定を事前に受け、その日から 90 日以内に請求することが必要	制限なし
手数料	条例で規定（実費の範囲内において条例で定める額）	手数料は無料 写しの作成費用・郵送料は実費徴収
行政機関等匿名加工情報の提供	提案募集の義務付け ※中核市は、当分の間、任意	規定なし

	改正法による変更点	現在
オンライン結合	制限は認められない	制限規定あり（例外は限定的）
審議会への諮問	取得、利用、提供等の可否について諮問は不要 ※これら以外で特に必要である場合のみ諮問	例外的な取得、利用、提供、オンライン結合等については諮問が義務付け
運用状況の作成・公表	委員会→行政機関 施行状況の報告の求め 委員会→国民 概要の公表	主体的に運用状況を作成・公表

個人情報保護委員会 HP（法令・ガイドライン等掲載場所）

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>

別紙3 諮問事項

委員会が示す法と条例の関係性は次のとおりであり、本市では、現行の取扱いを維持できるものは、維持していくという考えの下、条例整備を検討しています。

【条例に規定されることが想定されるもの】

諮問①本人開示等請求における手数料

諮問②行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料

【条例に規定が置かれることが許容されるもの】

諮問③「条例要配慮個人情報」の内容

諮問④個人情報ファイル簿その他これに類する帳簿（個人情報取扱事務登録簿）に係る事項

諮問⑤本人開示等請求における不開示情報の範囲（情報公開条例との整合性）

諮問⑥本人開示請求等の手続

諮問⑦個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問

諮問⑧その他（内部の手続など個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項）

【条例に規定が置かれることが許容されないもの】

- ・個人情報の定義に死者に関する情報を含める規定
- ・改正法の規律に加えて、要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定
- ・オンライン結合に特別の制限を設ける規定
- ・目的外利用・提供を行う場合に審議会等の諮問を要する旨の規定
- ・開示請求等の手続について、改正法の規定よりも処理期間を延長する規定
- ・個人情報取扱事業者等による個人情報の取扱い等に関する独自の規制

—条例に規定されることが想定されるもの—

諮問①本人開示等請求における手数料

●説明

開示請求をする者は、請求を行う場合には手数料を納めなければならないとされており、その額は、地方公共団体において実費の範囲内で条例で定めることとされています。

●現行条例の取扱い（条例第27条、規則第14条・別表）

・手数料は、無料

・写しの作成に要する費用は、次の表のとおり

なお、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、写しの作成に要する費用を減額し、又は免除することとしている。

交付する写しの区分	費用の額
用紙に複写し、印刷し、又は出力したもの	日本産業規格A列0番の用紙1枚につき50円
	日本産業規格A列1番の用紙1枚につき30円
	日本産業規格A列2番の用紙1枚につき20円
	日本産業規格A列3番の用紙1枚につき10円
	日本産業規格A列4番の用紙1枚につき10円
	日本産業規格B列4番の用紙1枚につき10円
	日本産業規格B列5番の用紙1枚につき10円
光ディスクに複写したもの	光ディスク1枚につき100円

・送付に要する費用は、日本郵便株式会社が定めた郵便料金に相当する額

●条例整備の方向性

改正後も現行と同様の取扱いとするよう条例で規定します。

●判断の理由

開示等請求の趣旨である自己情報のコントロール権の保障という点を踏まえて、手数料は無料としてきた経過があることと情報公開制度との整合性の観点から、改正後も同様の取扱いとすることが望ましいと考えます。なお、一般的に実費徴収に関しては、条例で規定する事項ではありませんが、経済的困難な事情がある方に対しては、減免とすることも継続しますので、条例で定めることとします。

●参考情報

・国の手数料

国の行政機関は、行政文書1件につき300円、オンラインによる請求は200円

・国の見解

個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）（令和4年4月更新）
（関係部分のみ抜粋）

Q 5－7－1

開示請求の手数料は、国と異なる手数料を定めることは可能か。

A 5－7－1

実費の範囲内であれば、従量制の開示手数料を定めることが可能であり、また、手数料を無料とすることも妨げられません。

Q 5－7－2

開示請求の手数料とは別に、開示文書の写しの交付に要する費用を実費として徴収することはできるか。

A 5－7－2

コピー代や記録媒体の費用等の実費について、開示請求の手数料とは別に徴収することは可能です。なお、法第89条第2項の規定により、地方公共団体の機関における開示請求の手数料は実費の範囲内において条例で定める額とされているところ、実費相当額を重複して徴収することがないように留意する必要があります。

Q 5－7－3

開示請求に係る手数料について、条例で減免について規定することはできるか。

A 5－7－3

地方公共団体の判断により、条例で手数料の減免について規定することは妨げられません。

諮問②行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料

●説明

行政機関等匿名加工情報の提供に関する契約を締結する者が納めるべき手数料は、条例で定めることとなっています。

本市	提案者	本市	提案者	本市
募集	提案	審査 結果通知	契約締結申込 手数料納付	契約締結 作成・提供

●現行条例の取扱い

なし

●条例整備の方向性

行政機関等匿名加工情報に係る提案募集の体制整備が完了次第、条例改正を行い、規定します。

●判断の理由

これまで本市では、匿名加工情報その他これに類する情報の取扱いは行っておらず、また全国的にも提案募集制度の導入を行っているところはごく少数という現状にある。一方で、経済・産業の発展に資するためのデータの利活用という本制度の趣旨を踏まえる必要があることから、提案募集実施に向けた調査検討を行い、体制整備ができた段階で手数料に係る規定を条例で設けることとします。

●参考情報

・国の手数料の例

- ①基本事務（審査事務等）に対応する金額として21,000円
- ②行政機関等匿名加工情報の作成の時間（職員の工数）1時間まで毎に3,950円
- ③行政機関等匿名加工情報の作成を委託した場合に、当該委託を受けた者に対して支払う実費

—条例に規定を置かれることが許容されるもの—

諮問③「条例要配慮個人情報」の内容

●説明

改正法第60条第5項※により、既存の要配慮個人情報に加えて、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報を条例で定めることが可能です。

●改正法と現行条例の比較（改正法第2条、条例第2条）

人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、心身の機能の障害があること等、改正法と現行条例の内容は一致しています。

●条例整備の方向性

条例で規定しません。

●判断の理由

改正法と現行条例で差異がないため。

※第60条第5項

この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

諮問④個人情報ファイル簿その他これに類する帳簿（個人情報取扱事務登録簿）に係る事項

諮問⑧内部の手續など個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項

●説明

法第75条第5項により、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿に追加して、個人情報取扱事務登録簿を作成し、公表することも可能とされています。

また、単なる内部の手續に関する規律にすぎない事項など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、条例で独自の規定を置くことが可能とされています。

●現行条例の取扱い（条例第11条）

	改正法	現行条例
個人情報ファイル簿	作成・公表義務付け →対象人数1,000人以上	制限なし
個人情報取扱事務登録簿	作成が許容	作成なし

●条例整備の方向性

個人情報取扱事務登録簿の作成は不要とし、対象人数が1,000人未満の個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿の作成・公表の義務付けの対象とするよう条例で規定します。

●判断の理由

改正法が個人情報取扱事務登録簿の作成を許容した趣旨は、個人情報ファイル簿に代わるものとして作成している自治体に配慮したことにあります。事務登録簿の作成がなくとも、行政における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、開示等請求権の行使など本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することを実現するという立法目的は達成できるため、事務登録簿についての規定は不要と考えます。また、個人情報ファイル簿の作成について、改正法が1,000人未満を対象外とした趣旨は、個人のプライバシー等への権利利益に与える影響が小さいという判断に基づきますが、自治体においてこの考え方をそのまま採用することは従来の本市の保護水準を低下させるおそれがあり、立法目的の達成のためにも、従来どおり、1,000人未満の個人情報ファイルについてもファイル簿を作成していくことが適当であると考えます。

●参考情報

・国の見解

個人情報の保護に関する法律についての Q & A（行政機関等編）（令和 4 年 4 月更新）

（関係部分のみ抜粋）

Q 4－2－1 本人の数が政令で定める数未満の個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成することは可能か。

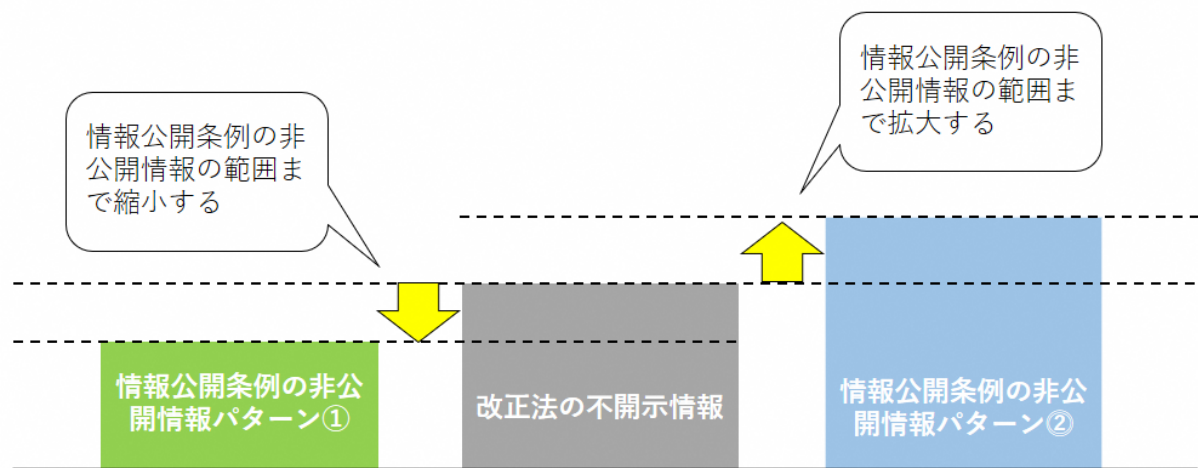
A 4－2－1 本人の数が 1,000 人未満の個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿の作成・公表義務の対象外とされていますが（法第 74 条第 2 項第 9 号、第 75 条第 2 項第 1 号及び政令第 20 条第 2 項）、本人の数や個人情報ファイルに含まれる保有個人情報の性質等を踏まえて個人情報ファイル簿を作成・公表することで特定の個人が識別される場合など、法の趣旨に反しない限り、本人の数が政令で定める数未満の個人情報ファイルについて、作成・公表を行うことは妨げられません。

諮問⑤本人開示等請求における不開示情報の範囲（情報公開条例との整合性）

●説明

地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における情報公開は、情報公開条例に基づき行われるものであるところ、①法が定める不開示情報に該当するものであっても情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは不開示情報から除外するとともに、②行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものについては、不開示情報とすることとして、情報公開条例の規定との整合を図ることを可能とされています。

<表><情報公開条例との整合イメージ>



●改正法と現行条例の比較（改正法第78条、情報公開条例第5条）

改正法	現行情報公開条例	
	非公開とすべき情報	公開すべき情報
【開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報】	—	—
—	【法令秘情報】 法令等の規定により、公にすることができない旨が明示されている情報	

改正法	現行情報公開条例	
	非公開とすべき情報	公開すべき情報
【開示請求者以外の個人に関する情報】 開示請求者以外の個人に関する情報（<u>事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。</u>）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外特定の個人を識別することができるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 ロ 略 ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する<u>行政執行法人の職員を除く。</u>）、<u>独立行政法人等の職員</u>、地方公務員法第2条に規定する地方公務員及び<u>地方独立行政法人の職員をいう。</u>）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、<u>当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</u>	【個人に関する情報】 個人に関する情報（<u>法人その他の団体の役員及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。</u>）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの	ただし、次に掲げる情報を除く。 イ 法令若しくは条例の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報 ロ 略 ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する<u>行政執行法人の役員及び職員を除く。</u>）、<u>独立行政法人等の役員及び職員</u>、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに<u>地方独立行政法人の役員及び職員をいう。</u>）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、<u>当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分</u>

改正法	現行情報公開条例	
	非公開とすべき情報	公開すべき情報
【法人等・任意提供情報】 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。 ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。 イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの	【法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報】 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。 【任意提供情報】 個人又は法人等に関する情報のうち実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。	ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。 ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するた

改正法	現行情報公開条例	
	非公開とすべき情報	公開すべき情報
		め、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
【審議、検討等情報】 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	【審議、検討等情報】 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの	
【事務又は事業に関する情報】 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安	【事務又は事業に関する情報】 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げる支障を及ぼすと認められるものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの	

改正法	現行情報公開条例	
	非公開とすべき情報	公開すべき情報
全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に<u>支障を及ぼすおそれ</u> ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を<u>困難にするおそれ</u> ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を<u>不当に害するおそれ</u> ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するお	【公共の安全等に関する情報】 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に<u>支障を及ぼすと認められる情報</u> 【事務又は事業に関する情報】 イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を<u>困難にすること</u>。 ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を<u>不当に害すること</u>。	

改正法	現行情報公開条例	
	非公開とすべき情報	公開すべき情報
それ ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に<u>支障を及ぼすおそれ</u> ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の<u>正当な利益を害するおそれ</u>	ハ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に<u>著しい支障を及ぼすこと。</u> ニ 独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の<u>正当な利益を著しく害すること。</u>	

●条例整備の方向性

条例で規定しません。

●判断の理由

条文の表現に違いがあるものの、実質的に内容は一致していると考えられることから、改正法と現行条例で差異がないため。

諮問⑥本人開示請求等の手続

●説明

改正法第108条※の規定により、開示請求等のあった場合の改正法に定める決定期限について、条例において短縮することが可能です。また、訂正請求・利用停止請求の手続に係る要件を緩やかにすることが可能です。

●改正法と現行条例の比較（改正法第83条・第84条・第90条・第98条、条例第19条・第24条）

改正法	現行条例
（決定期限） ・当初の期限は、<u>30日（初日不算入）</u> ・事務処理上、困難な場合の延長期間は、<u>30日</u> ・請求に係る保有個人情報著しく大量の場合は、<u>相当の期間内に決定</u> （開示請求前置主義） ・訂正請求・利用停止請求の対象となる保有個人情報は、改正法又は他の法令に基づき、<u>開示を受けたものに限定</u> ・開示を受けた日から<u>90日以内に請求</u>しなければならない	（決定期限） ・当初の期限は、<u>15日（初日算入）</u> ・事務処理上、困難な場合の延長期間は、<u>30日</u> ・請求に係る保有個人情報著しく大量の場合の<u>特例なし</u> （開示請求前置主義） <u>制限なし</u>

●条例整備の方向性

改正後も現行と同様の取扱いとするよう条例で規定します。

●判断の理由

決定期限については、改正法どおりに運用するとなると、市民サービスの低下を招くこととなるため。また、過去の実績※を踏まえても、当初の決定期限内に処理が完了しない案件は多くなく、現行と同様の取扱いとして支障はないと考えます。

国は、開示請求を事前に行い、対象となる保有個人情報を明確にすることで制度の安定的運用の図る観点から開示請求前置主義を採用しています。しかし、本市においては、これまで円滑に制度を運用しており、仮にこれを必須要件としてしまうことで、例えば、開示請求を行わずに本人が手に入れた保有個人情報に誤りがあった場合（給付金の支給決定通知書が送付されたような場合）においても、既に手元にある給付金の支給決定通知書を再度手に入れる必要が生じ、過度に請求者へ負担をかけることになります。したがって、現行どおり

制限なく手続ができる制度が望ましいと考えます。

●参考情報

・国の見解

個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）（令和4年4月一部改正）

条例に規定することにより開示決定等を行う期限を30日より短い日数とすることが可能である。この場合には、当該日数以内に開示決定等を行う必要がある。

条例に規定することにより延長できる日数を30日より短い日数とすることができる。この場合には、当該日数以内に限り（※）その期限を延長することができる。

（※）開示決定を行う期限を、法が定める30日より短い日数として定めている場合であっても、条例の定めにより延長することができる日数は、30日を超えることができない。

個人情報の保護に関する法律についてのQ & A（行政機関等編）（令和4年4月更新）

（関係部分のみ抜粋）

Q 5－8－2

法は、訂正請求や利用停止請求の対象となる保有個人情報について、本人が法の開示決定に基づき開示を受けたもの又は法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたものに限っているところ（法第90条第1項及び第98条第1項）、法施行条例で規定することにより、本人が開示を受けていない保有個人情報についても訂正請求や利用停止請求の対象とすることはできるか。

A 5－8－2

法は、対象となる保有個人情報の範囲を明確にし、訂正請求及び利用停止請求の制度の安定的運用を図るため、これらの制度について開示を受けた保有個人情報を対象としています。他方、法第108条は、訂正及び利用停止の手続に関する事項について、法第5章第4節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができることとしているところ、開示を受けていない保有個人情報について訂正請求及び利用停止請求の対象とすることは、これらの請求の前提となる手続に関するものであり、訂正及び利用停止の手続に関する事項に含まれるため、訂正請求や利用停止請求の制度の運用に支障が生じない限りにおいて、そのような法施行条例を規定することは妨げられません。

※法第108条

この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるもので

諮問第643号 諮問事項 別紙

はない。

※過去の実績（直近3年分）

令和3年度：開示請求に係る決定数：101 延長数：10

令和2年度：開示請求に係る決定数：98 延長数：10

令和元年度：開示請求に係る決定数：104 延長数：6

諮問⑦個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問 <附属機関条例>

●説明

改正法において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、条例で規定することで審議会へ諮問することが可能となります。

●現行条例の取扱い（附属機関条例別表1の表枚方市情報公開・個人情報保護審議会の項）

本人外収集、要配慮個人情報の収集、目的外利用、目的外提供、オンライン結合の実施に係る例外的な取扱いについて、本審議会への諮問を要件とするよう定めています。

●条例整備の方向性

条例改正などの重要事項や特定個人情報保護評価の第三者点検等について、引き続き諮問を行う必要があることから、諮問することが可能となるよう条例で規定します。

●判断の理由

改正法施行後においては、現行条例のような諮問を要件とすることは許容されず、個人情報保護委員会が示す改正法の解釈運用基準に則って実施機関が判断することとなります。これに伴い、本審議会の担当事務の範囲は小さくなりますが、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合には、今後も審議会の意見を聴く必要があると考えます。また、実施機関の制度運用の透明性を確保する観点からも審議会の設置を継続することが望ましいと考えます。

●参考情報

・国の見解

個人情報の保護に関する法律についてのQ & A（行政機関等編）（令和4年4月更新）

（関係部分のみ抜粋）

Q 7-1-1

法第129条で規定する「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるとき」とは具体的にどのような場面を想定しているのか。

A 7-1-1

「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるとき」とは、単に諮問をする必要があるというだけでなく、例えば、以下の場合が想定されます。

- ・定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合

- ・地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合

- ・法施行条例の改正（法に委任規定のあるもの等）に当たり、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合なお、いわゆる「オンライン結合制限」や目的外利用制限などに関する規律として、個別案件における個人情報の取扱いについて、類型的に審議会等への諮問を行うべき旨を法施行条例で定めることは認められません。一方で、特定個人情報保護評価に関する規則第 7 条第 4 項に基づき審議会等に意見を聴く場合等、法第 129 条の規定に関わらず、個人情報保護法以外の法令に基づき、審議会等に対し意見を聴くことは妨げられません。

諮問⑧内部の手續など個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項

●説明

単なる内部の手續に関する規律に過ぎない事項など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、条例で独自の規定を置くことが可能とされています。

●現行条例の取扱い（条例第32条）

毎年度、個人情報ファイルの届出の状況や開示等請求及び開示決定等の状況など制度の運用状況を作成・公表しています。

●条例整備の方向性

改正後も現行と同様の取扱いとするよう条例で規定します。

●判断の理由

運用状況の作成・公表により、制度運用の透明性が確保され、また、市民への積極的な情報提供のツールとなり得るため。また情報公開制度においても、運用状況の作成・公表を条例において規定しており、これと整合を保つことが望ましいと考えるため。

●参考情報

・国の見解

個人情報の保護に関する法律についてのQ & A（行政機関等編）（令和4年4月更新）
（関係部分のみ抜粋）

Q 8－1－1

法第165条第2項に基づき、委員会が行う法の施行の状況の公表と別に、地方公共団体独自の措置として、例えば、年度単位で個人情報保護制度に係る運用状況の公表を行うことは差し支えないか。

A 8－1－1

地方公共団体が自発的に行う住民向け情報公開として、そうした制度を設けることは妨げられません。

情報システムに係る個人情報保護基準

◎ 情報セキュリティ対策

情報資産を脅威から保護するため、次に定める情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

(1) 物理的セキュリティ対策

情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産への損傷・盗難等から保護するために施設整備等の物理的な対策を講ずる。

(2) 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関する権限や責任を定めるとともに、全ての職員等に情報セキュリティポリシーを周知徹底するための教育を実施する等、必要な対策を講ずる。

(3) 技術的セキュリティ対策

情報資産を不正なアクセス等から適切に保護するため、情報資産へのアクセス制御、コンピュータウイルス対策ソフト導入等の技術面における対策を講ずる。

(4) 運用

外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講ずる。

◎ 物理的セキュリティ対策

(1) サーバ等の管理

① サーバ等の機器の取付けを行う場合は、火災、水害、埃、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取り外せないよう適切に固定する等、必要な措置を講じなければならない。

② サーバ室から外部に通ずるドアは必要最小限にし、施錠設備等によって許可されていない立ち入りを防止しなければならない。また、施錠設備に関連する鍵、ICカード等は適正に管理しなければならない。

③ 記録媒体を内蔵する機器を外部の事業者修理させる場合、内容を消去した状態で行わせなければならない。内容を消去できない場合は、修理を委託する事業者との間で、守秘義務契約を締結する等、秘密保持体制の確認などを行わなければならない。

④ 機器の廃棄等の場合は、機器内部の記憶装置から、すべての情報を消去の上、復元不可能な状態にする措置を講じなければならない。

(2) 記録媒体の管理

① 記録媒体は、サーバ室又は施錠可能な保管庫に保管するなどの盗難防止対策を講じなければならない。

② 記録媒体については、情報が保存される必要がなくなった時点で速やかに記録した情報を消去しなければならない。

③ スマートデバイス等、記録媒体におけるデータの暗号化等の機能を有効に利用しなければならない。

(3) その他の機器の管理

- ① 端末機は盗難防止のため、ワイヤーによる固定等の物理的措置を講じなければならない。
- ② スマートデバイスは盗難防止のため、施錠可能な保管庫に保管するなどの物理的措置を講じなければならない。
- ③ 端末機及びスマートデバイスには盗難や不正アクセス等に備え、端末認証を必要とするように設定しなければならない。
- ④ ネットワーク機器及びその他の機器については、不可抗力による損傷、破損、または意図的な情報の傍受等を防止するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

◎ 人的セキュリティ対策

(1) 個人認証カード等の取扱い

- ① 個人認証カードを職員等間で共有してはならない。
- ② 退席時等でパソコンを使用しない場合は、パソコンの操作ロックを行い、個人認証カードを放置してはならない。

(2) ID の取扱い

- ① 自己が利用している ID は、他人に利用させてはならない。
- ② 共用 ID を利用する場合は、共用 ID の利用者以外に利用させてはならない。
- ③ ID には必ずパスワードを設定し、他人に使用させてはならない。
- ④ 職員等は、パスワードが流出し、他人が不正使用した場合であっても、被害を最小限に抑えるため、システムごとに異なったパスワードを設定しなければならない。
- ⑤ システムを導入する場合においては、システム利用者が 8 桁以上のパスワード設定を必要とするようシステム設計しなければならない。

◎ 技術的セキュリティ対策

(1) バックアップの実施

サーバ等に記録された情報について、必要に応じて定期的にバックアップを実施しなければならない。

(2) アクセス管理

システムの各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、一定の期間保存しなければならない。

(3) ネットワークの接続制御

不正アクセスを防止するため、ネットワークに適切なアクセス制御を施さなければならない。

(4) 無線 LAN・広域無線通信の利用制限

- ① 災害時または、情報セキュリティ責任者 (CISO) が認めた場合を除き、無線 LAN 及び広域無線通信を利用してはならない。
- ② 無線 LAN 及び広域無線通信の利用を認める場合、解読が困難な暗号化等の必要な措置を義務付けなければならない。

(5) 特定個人情報に係るセキュリティ対策

インターネットに接続できる端末には、個人情報等の重要情報を保存してはならない。

(6) アクセス制御

ネットワーク又は情報システムごとにアクセスする権限のない職員等がアクセスできないように、システム上制限しなければならない。

(7) 利用者 ID の取扱い

利用者の登録、変更、抹消等の情報管理、職員等の異動、出向、退職に伴う利用者 ID の取扱い等の方法を定めなければならない。

(8) 特権を付与された ID の管理

① 管理者権限等の特権を付与された ID を利用する者を必要最小限にし、当該 ID のパスワードの漏えい等が発生しないよう、当該 ID 及びパスワードを厳重に管理しなければならない。

② 特権を付与された ID にて外部委託事業者が作業を行う場合は、職員等の立会いにより、作業内容の確認を行わなければならない。

③ 特権を付与された ID 及びパスワードについては、定期的な変更または入力回数制限等により、特にセキュリティ機能を強化しなければならない。

(9) パスワードに関する情報の管理

① 職員等のパスワードに関する情報を厳重に管理しなければならない。各情報システムにおいて、パスワード設定のセキュリティ強化機能がある場合は、これを有効に活用しなければならない。

② 特権によるネットワーク及び情報システムへの接続を必要最小限にしなければならない。

(10) システム開発・導入・保守等

① 情報システム開発、導入、保守等の調達にあたっては、調達仕様書に必要とする技術的なセキュリティ機能を明記しなければならない。

② システム開発の責任者及び作業者が使用する ID を管理し、開発完了後、開発用 ID を削除しなければならない。

③ システム開発の責任者及び作業者のアクセス権限を設定しなければならない。

④ システム開発及びテスト環境からシステム運用環境への移行について、システム開発計画の策定時に手順を明確にしなければならない。

(11) 不正プログラム対策

① 所管するサーバ等及び端末機等に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させなければならない。

② 不正プログラム対策ソフトウェアのパターンファイルを常に最新の状態に保たなければならない。

③ 不正プログラム対策のソフトウェアは、常に最新の状態に保たなければならない。

④ 業務で利用するソフトウェアは、プログラム更新やバージョンアップなどの開発元のサポートが終了していないソフトウェアを利用するよう努めなければならない。

◎ 運用

(1) 外部委託

① 外部委託先の選定にあたり、委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されることを確認しなければならない。

② ASP／クラウドによるシステムを利用する場合、委託事業者がサービス内容に応じた十分な情報セキュリティ対策を確保していることを確認しなければならない。

③ 情報システムの運用等を外部委託する場合には、委託する業務の内容に応じて、委託事業者との間で次の情報セキュリティ要件を規定した契約を締結しなければならない。

- ・ 情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守
- ・ 委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定
- ・ 通信速度及び安定性、システムの信頼性等の品質保証
- ・ 従業員に対するセキュリティ教育の実施
- ・ 提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止
- ・ 業務上知りえた情報の守秘義務
- ・ 再委託に関する制限事項の遵守
- ・ 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等
- ・ 委託業務の定期報告及び緊急時報告義務
- ・ 市による検査
- ・ 市による監査
- ・ 市による事故時等の公表
- ・ 情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等)

④ ASP／クラウドによるシステムを導入する場合は、委託契約項目に合わせて次の情報セキュリティ要件を規定した契約を締結しなければならない。

- ・ 本店所在地及びデータセンター、データバックアップ先が日本国内であること
- ・ データセンターは十分な情報セキュリティ対策、災害対策を確保していること

⑤ 個人情報を取扱う作業を委託する場合は、委託事業者に対し、必ず個人情報の保護に関する覚書を取り交わさなければならない。

⑥ 特定個人情報を取扱う委託契約における契約項目

特定個人情報を取り扱う委託契約を締結する場合は③の委託契約項目に示す内容に加え以下を規定しなければならない。

- ・ 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止
- ・ 漏洩事案等が発生した場合の委託先の責任
- ・ 特定個人情報を取り扱う従業員の明確化
- ・ 再委託先に対する監督義務及び当該監督の状況を市に報告する義務

<用語の定義>

- ・ スマートデバイス

情報処理端末（デバイス）のうち、スマートフォンやタブレット型端末など携行可能な多機能端末

- ・ 無線 LAN

電波等を利用してデータの送受信を行う構内通信網システム

- ・ 広域無線通信

電波等を利用してデータの送受信を行う、事業者が提供する広域向けの通信網システム

- ・ 情報セキュリティ責任者（CISO）

Chief Information Security Officer の略。本市の全ての情報資産、ネットワークにおける開発、設定の変更、運用、見直し及び情報セキュリティ対策の実施に関する権限及び責任を有する。また、情報資産に対する侵害が発生した場合又は侵害のおそれがある場合に、必要かつ十分な措置を行う権限及び責任を有する。

本市では、総合政策部長を情報セキュリティ責任者（CISO）としている。

- ・ 特定個人情報

マイナンバー（個人番号）やマイナンバーに対応する符号をその内容に含む個人情報

- ・ A S P／クラウド

庁外データセンター等でプログラムやデータベースを管理し、ネットワークを介してこれを利用する仕組みや概念

- ・ データセンター

耐震性に優れた建物にシステムを収容して高速な通信回線を引き込み、空調設備や入退室管理、カメラによる監視等のセキュリティ対策を施した施設

〔 最終改訂日 令和2年4月1日 〕

5. 審査会答申

情 個 審 答 申 第 6 8 号
令和4年（2022年）5月25日

枚方市長 伏 見 隆 様

枚方市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 佐 伯 彰 洋

審査請求に対する裁決について（答申）

令和4年（2022年）3月11日付け総コ推第330—15号により諮問のあった保有情報部分公開決定（令和3年（2021年）9月17日付け健ワ第880号）に対する審査請求について、次のとおり答申します。

第一 審査会の結論

枚方市長（事務所管は健康福祉部新型コロナワクチン接種対策室。以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第二 本件審査請求の経過

1 保有情報公開請求

令和3年（2021年）9月3日に受け付けた保有情報公開請求書により、審査請求人は、枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例40号。以下「公開条例」という。）4条1項の規定に基づき、実施機関に対し、「・予防接種後副反応疑い報告書（以下「本件請求情報」という。） ・マスクの着用が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に効果があるということを科学的に立証する文書 ・2021年7月8日にワクチン接種室の人が参加した会議の記録すべて ・飛沫防止のために窓口に設置されたビニールシートが新型コロナウイルスの感染拡大防止に効果があるということを科学的に立証する文書」の公開の請求を行った。

2 実施機関の決定

令和3年（2021年）9月17日、実施機関は、本件請求情報に該当するものとして「予防接種後副反応疑い報告書」（以下「本件文書」という。）を特定の上、以下の理由に基づき、その一部の公開をする決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（保有情報部分公開の理由）

・公開条例5条1号に該当

識別番号、個人の氏名、住所（都道府県名及び市町村名を除く）及び生年月日、報告者の氏名、住所及び印影、接種場所（以下「個人の氏名等の情報」という。）については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。また、家族歴、症状の概要（症状・徴候・臨床経過・診断・検査等）、症状の程度（重い場合の内容）、症状の転帰、報告者意見（以下「家族歴等の情報」という。）は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものであるため。

なお、1で掲げる保有情報公開請求のうち、本件請求情報以外の部分に対しては、別途保有情報不存決定が行われている。

3 審査請求

令和3年（2021年）10月18日、審査請求人は、本件処分を不服とし、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づく審査請求を提起した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件文書に係る保有情報の公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求書、弁明書に対する反論書及び再弁明書に対する再反論書の内容を総合すると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 他市町村では、予防接種後副反応疑い報告書の記載事項のうち、報告者、接種場所、接種の状況、症状の概要、症状の程度（重い場合の内容）、症状の転帰、報告者意見、右上の通し番号については公開されており、公開すべきである。
- 2 厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課による、コミナティ筋注に係る「審議結果報告書」において、承認条件として、「本剤の有効性及び安全性に係る最新の情報を、医療従事者及び被接種者が容易に入手可能となるよう必要な措置を講じること」と記載されている。
- 3 また、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（４．１版）」において、「国は（中略）ワクチンは最終的には個人の判断で接種されるものであることから、新型コロナワクチンの接種に当たっては、被接種者がリスクとベネフィットを総合的に勘案して接種の判断ができるよう、予防接種の有効性及び安全性、副反応のリスク及び副反応を防止するための注意事項等について情報提供を行う。」と記載されている。
- 4 さらに、「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱について」（平成２５年３月３０日付け健発０３３０第３号・薬食発０３３０第１号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知）において、「新型コロナワクチンについては、我が国において使用実績がないワクチンであることを踏まえ、これまでワクチン接種との因果関係が示されていない症状も含め、幅広く評価を行っていく必要がある。」と記載されている。
- 5 本件文書は、公開条例５条１号ただし書ロにおける、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、これらを秘匿することによる当該個人の利益より、公開することにより得られる被接種者の利益が大きく上回ると考えられる。少なくとも「症状の転帰」については、公にされても当該個人が精神的な苦痛を受けたり、当該個人の権利利益を害するとは考えにくく、公開すべきである。
- 6 実施機関は、「医学的な知見に基づく分析・評価を経ていない情報を徒に公開する事は、かえって、市民の不安を煽るとともに、市民の混乱を助長することにも繋がりがかねない」と主張する。しかし、厚生労働省は「新型コロナウイルス感染症患者の急変及び死亡時の連絡について」（令和２年６月１８日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、新型コロナウイルス感染症の陽性者であって、入院中や療養中に亡くなった方については、厳密な死因を問わず、死亡者数として全数を公表

することとしていることから、同様に、ワクチン接種後に亡くなった方についても、厳密な死因を問わず死亡者数として公開すべきである。

- 7 また、実施機関は、厚生労働省において新型コロナワクチンに係る情報が公表されているため公開を認めないと主張するが、地域での副反応疑いの状況を把握することは、ワクチン接種を検討するに当たり重要な情報となり得るため、公開すべきである。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の保有情報部分公開決定通知書、弁明書、再弁明書及び再々弁明を行わない旨の通知書の内容を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書は、医療機関において作成された新型コロナワクチンに係る予防接種後副反応疑い報告書で、独立行政法人医薬品医療機器総合機構を通じて実施機関が取得したものである。
- 2 本件文書のうち、個人の氏名等の情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であることから非公開としたが、この点については、審査請求人においても争いがない。
- 3 本件文書のうち、家族歴等の情報については、家族の状況やワクチン接種後の症状・予後を示す項目であり、その中には「死亡」や「障害」、「後遺症」、「後世代における先天性の疾病又は異常」といった一定期間以上の当該個人の状態を示すものも含まれる。これらの情報は、個人情報の中でも、特に秘匿性が要求される性質のものであり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものであることから非公開とした。
- 4 審査請求人は、本件文書が公開条例5条1号ただし書ロに規定する情報（「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」）に当たり、公開すべきと主張する。しかし、本件文書は、国（厚生労働省）において集約され、医学的な知見に基づく分析・評価を経て、新型コロナワクチンに係る情報として、ワクチンごとの情報、副反応についての情報、安全性の評価や有効性の評価に関する情報等が詳細に公開されているところであり、このような医学的な知見に基づく分析・評価を経ていない情報を徒に公開することは、かえって、市民の不安を煽るとともに、市民の混乱を助長することにも繋がりがねない。また、家族歴等の情報は、その記述のみでは、特定の個人を識別する、あるいは、一般的に入手することができる他の情報と照合することにより特定の個人を識別することはできないものの、当該個人にとっては、この情報が自己の情報であることは十分認識することができるものであり、これが公にされると、当該個人が精神的苦痛を受ける等、当該個人の権利利益を害するおそれがある。さらに、当該個人と特別の関係がある者が、自己の有する情報と組み合わせることで、当該個人が特定されることも十分考えられることから、本件処分によ

り非公開とした情報を秘匿することにより保護される当該個人の利益は極めて大きく、公開することによる利益がそれを超えることはないと考えられるため、公開条例5条1号ただし書ロに規定する情報には当たらない。

- 5 併せて、本件文書を公開条例5条1号ただし書ロの規定に基づき公開しようとする場合には、公開条例11条2項の規定により、本件文書の当事者に対する意見書の提出の機会の付与が求められるところ、新型コロナワクチンの副反応を呈し、病院又は診療所を受診した患者は、そのことにより肉体的、精神的に多大な負担を被ったことに鑑みると、当該求めをすること自体が現実的ではなく、手続面における適正性を確保することができないことから、公開条例5条1号ただし書ロの規定に基づく公開は認められない。

第六 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分の是非について、審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

- 1 本件審査請求は、公開条例5条1号の規定により本件文書の一部を非公開とした決定について提起されたものである。
- 2 審査請求人の主張から、本件処分により非公開となった部分が公開条例5条1号の個人に関する情報であるという点には争いがないと判断できるため、当審査会では、本件文書が、同号ただし書ロに規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、さらに当該情報を非公開とすることにより保護される当該情報についての本人の権利利益よりも、公にすることにより保護される「人の生命、健康、生活又は財産」が優越するものであるかを検討する。
- 3 当審査会において本件文書を見分したところ、家族歴等の情報は、症状の具体的な内容が記載されており、当該情報そのもののみでは特定の個人を識別することはできないものの、公にすることにより、当該情報についての本人が精神的苦痛を受ける等、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるから、特に秘匿性が求められる性質の情報であるという実施機関の主張には合理性が認められる。

また、新型コロナワクチンの副反応の疑いに関し、国（厚生労働省）が集約し、公開している情報は、医学的な知見に基づく分析・評価を経た情報であるのに対し、本件文書に記載された情報は、医学的な知見に基づく分析・評価を経ていない情報であり、新型コロナワクチンの接種と症状との因果関係が明らかになっていないものであるため、新型コロナワクチンの接種をするかどうかを判断するための有益な情報であるとまではいえず、家族歴等の情報を公開すれば、市民の不安を煽るとともに、市民の間に混乱を生じさせることも十分考えられる。

したがって、本件文書を非公開とすることにより保護される当該情報についての本人の権利利益を上回るものとは認められず、家族歴等の情報は、「人の生命、健康、生活

又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」であるとまではいえない。

4 以上のことから、当審査会は、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

5 なお、情報公開請求のあった保有情報の公開、非公開等の判断基準については、自治体ごとに定める条例に規定されていることから、他の自治体において家族歴等の情報に相当する情報が公開された事実をもって、本件処分が不当である理由とすることはできない。

第七 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年（2022年） 3月11日	諮問書の収受
令和4年（2022年） 3月24日	審査
令和4年（2022年） 5月25日	審査、答申

情 個 審 答 申 第 6 9 号

令和4年（2022年）5月25日

枚方市長 伏 見 隆 様

枚方市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

審査請求に対する裁決について（答申）

令和4年（2022年）5月13日付け総コ推第89号により諮問のあった保有情報部分公開決定（令和3年（2021年）10月15日付け健地保第2713号）に対する審査請求について、次のとおり答申します。

第一 審査会の結論

枚方市長（事務所管は健康福祉部地域健康福祉室母子保健担当（機構改革により令和4年度（2022年度）は健康福祉部健康寿命推進室母子保健課）。以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第二 本件審査請求の経過

1 保有情報公開請求

令和3年（2021年）9月27日に受け付けた保有情報公開請求書により、審査請求人は、枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号。以下「公開条例」という。）4条1項の規定に基づき、実施機関に対し、「・枚方市内で過去接種された全ワクチン（コロナワクチン以外）の副反応報告書または人数などの詳細が分かる文書（以下「本件請求情報」という。） 外17件」の公開の請求を行った。

2 実施機関の決定

令和3年（2021年）10月15日、実施機関は、本件請求情報に該当するものとして「予防接種後副反応疑い報告書」（以下「本件文書」という。）を特定の上、以下の理由に基づき、その一部の公開をする決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（保有情報部分公開の理由）

- ・公開条例5条1号に該当

識別番号、個人の氏名、住所（都道府県名及び市町村名を除く。）及び生年月日、報告者の氏名、住所及び印影、接種場所（以下「個人の氏名等の情報」という。）については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。また、出生体重、家族歴、症状の概要（症状・徴候・臨床経過・診断・検査等）、症状の程度（重い場合の内容）、症状の転帰、報告者意見（以下「出生体重等の情報」という。）は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものであるため。

なお、1で掲げる保有情報公開請求のうち、本件請求情報以外の部分に対しては、別途保有情報公開決定及び保有情報不存在決定が行われている。

3 審査請求

令和3年（2021年）11月8日、審査請求人は、本件処分を不服とし、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づく審査請求を提起した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件文書に係る保有情報の公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び弁明書に対する反論書の内容を総合すると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 他市町村では、予防接種後副反応疑い報告書の記載事項のうち、症状の概要（症状・徴候・臨床経過・診断・検査等）、症状の程度（重い場合の内容）、症状の転帰、報告者の意見が公開されており、公開すべきである。
- 2 「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱いについて」（平成25年3月30日付け健発0330第3号・薬食発0330第1号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知）において、「新型コロナワクチンについては、我が国において使用実績がないワクチンであることを踏まえ、これまでワクチン接種との因果関係が示されていない症状も含め、幅広く評価を行っていく必要がある。」と記載されている。
- 3 本件文書は、公開条例5条1号ただし書ロにおける、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、これらを秘匿することによる当該個人の利益より、公開することにより得られる被接種者の利益が大きく上回ると考えられるため、公開すべきである。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の保有情報部分公開決定通知書、弁明書及び再弁明書の内容を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書は、医療機関において作成された予防接種後副反応疑い報告書（新型コロナワクチンに係るものを除く。）で、独立行政法人医薬品医療機器総合機構を通じて実施機関が取得したものである。
- 2 本件文書のうち、個人の氏名等の情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であることから非公開としたが、この点については、審査請求人においても争いがないと考える。
- 3 本件文書のうち、出生体重等の情報については、家族の状況やワクチン接種後の症状・予後を示す項目であり、その中には「障害」、「障害につながるおそれ」といった一定期間以上の当該個人の状態を示すものも含まれる。これらの情報は、個人情報の中でも、特に秘匿性が要求される性質のものであり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものであることから非公開とした。
- 4 審査請求人は、本件文書が公開条例5条1号ただし書ロに規定する情報（「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」）に当たり、公開すべきと主張する。しかし、本件文書は、国（厚生労働省）において集約され、医学的な知見に基づく分析・評価を経て、定期の予防接種に係る情報と

して、定期の予防接種の種類ごとに副反応についての情報、安全性の評価や有効性の評価に関する情報等が公開されているところであり、このような医学的な知見に基づく分析・評価を経ていない情報を徒に公開することは、かえって、市民の不安を煽るとともに、市民の混乱を助長することにも繋がりがねない。また、出生体重等の情報は、その記述のみでは、特定の個人を識別する、あるいは、一般的に入手することができる他の情報と照合することにより特定の個人を識別することはできないものの、当該個人にとっては、この情報が自己の情報であることは十分認識することができるものであり、これが公にされると、当該個人が精神的苦痛を受ける等、当該個人の権利利益を害するおそれがある。さらに、当該個人と特別の関係がある者が、自己の有する情報と組み合わせることで、当該個人が特定されることも十分考えられることから、本件処分により非公開とした情報を秘匿することにより保護される当該個人の利益は極めて大きく、公開することによる利益がそれを超えることはないと考えられるため、公開条例5条1号ただし書ロに規定する情報には当たらない。

- 5 併せて、本件文書を公開条例5条1号ただし書ロの規定に基づき公開しようとする場合には、公開条例11条2項の規定により、本件文書の当事者に対する意見書の提出の機会の付与が求められるところ、定期の予防接種の副反応を呈し、病院又は診療所を受診した患者は、そのことにより肉体的、精神的に多大な負担を被ったことに鑑みると、当該求めをすること自体が現実的ではなく、手続面における適正性を確保することができないことから、公開条例5条1号ただし書ロの規定に基づく公開は認められない。

第六 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分の是非について、審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

- 1 本件審査請求は、公開条例5条1号の規定により本件文書の一部を非公開とした決定について提起されたものである。
- 2 審査請求人の主張から、本件処分により非公開となった部分が公開条例5条1号の個人に関する情報であるという点には争いがないと判断できるため、当審査会では、本件文書が、同号ただし書ロに規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、さらに当該情報を非公開とすることにより保護される当該情報についての本人の権利利益よりも、公にすることにより保護される「人の生命、健康、生活又は財産」が優越するものであるかを検討する。
- 3 当審査会において本件文書を見分したところ、出生体重等の情報は、症状の具体的な内容が記載されており、当該情報そのもののみでは特定の個人を識別することはできないものの、公にすることにより、当該情報についての本人が精神的苦痛を受ける等、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるから、特に秘匿性が求められる性質の情報であるという実施機関の主張には合理性が認められる。

また、定期の予防接種の副反応の疑いに関し、国（厚生労働省）が集約し、公開している情報は、医学的な知見に基づく分析・評価を経た情報であるのに対し、本件文書に記載された情報は、医学的な知見に基づく分析・評価を経ていない情報であり、定期の予防接種と症状との因果関係が明らかになっていないものであるため、定期の予防接種をするかどうかを判断するための有益な情報であるとまではいえず、出生体重等の情報を公開すれば、市民の不安を煽るとともに、市民の間に混乱を生じさせることが十分考えられる。

したがって、本件文書を非公開とすることにより保護される当該情報についての本人の権利利益を上回るものとは認められず、出生体重等の情報は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」であるとは認められない。

4 以上のことから、当審査会は、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

5 なお、情報公開請求のあった保有情報の公開、非公開等の判断基準については、自治体ごとに定める条例に規定されていることから、他の自治体において出生体重等の情報に相当する情報が公開された事実をもって、本件処分が不当である理由とすることはできない。

第七 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年（2022年） 5月13日	諮問書の収受
令和4年（2022年） 5月25日	審査、答申

情 個 審 答 申 第 7 0 号

令和4年（2022年）11月28日

枚 方 市 教 育 委 員 会

教育長 尾 川 正 洋 様

枚方市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

審査請求に対する裁決について（答申）

令和4年（2022年）9月15日付け教総政第812号により諮問のあった保有情報部分公開決定（令和4年（2022年）4月12日付け教総政第1530号）に対する審査請求について、次のとおり答申します。

第一 審査会の結論

枚方市教育委員会（事務所管は総合教育部教育政策課。以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第二 本件審査請求の経過

1 保有情報公開請求

令和4年（2022年）3月29日に受け付けた保有情報公開請求書により、審査請求人は、枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号。以下「公開条例」という。）4条1項の規定に基づき、実施機関に対し、「①令和3年度〇〇職員全員の総合評価3項目SAB評価がわかるもの、②令和3年度中に令和4年度再任用のために再試験を受けた〇〇職員の総合評価3項目SAB評価がわかるもの」の公開の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和4年（2022年）4月12日、実施機関は、本件請求のうち①に該当するものとして「令和3年度総合評価一覧表（各課用）（〇〇職員）」（以下「本件文書」という。）を特定の上、以下の理由に基づき、その一部の公開をする決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（保有情報部分公開の理由）

- ・公開条例5条1号に該当

職員番号、氏名、期末面談実施日、評価内容（以下「本件非公開情報」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。

- ・公開条例5条7号に該当

本件非公開情報は、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすと認められるものであるため。

なお、本件請求のうち②に該当する部分に対しては、別途保有情報不存在決定が行われている。

3 審査請求

令和4年（2022年）6月8日、審査請求人は、本件処分を不服とし、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づく審査請求を提起した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件非公開情報のうち、最終（二次）評価及び総合評価ランクに係る部分の公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求書並びに当審査会における口頭意見陳述及び質疑応答の内容を総合すると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件非公開情報のうち、所属、職員番号、氏名の欄に記載された情報が非開示であれば、特定の個人を識別することはできないため、最終（二次）評価と総合評価ランクの欄に記載された情報は公開すべきである。
- 2 ○○職員及び○○職員全体の総合評価ランクのランク（S、A及びB）毎の人数は、請求者本人への評価結果通知文への記載により公開されている。○○職員に限定した情報を公開したところで、人事管理に著しい支障は及ばないため、総合評価ランクの欄に記載された情報は公開すべきである。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の保有情報部分公開決定通知書及び弁明書並びに当審査会における口頭意見陳述及び質疑応答の内容を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書は、○○職員の総合評価に関する情報の一覧を、本件請求の内容に従って、○○以外の職にあるものに係る部分を除外したものである。
- 2 審査請求人は、被評価者の所属、職員番号、氏名を非公開にし、特定の個人を識別することができないようにすれば、評価内容を公開することはできると主張する。しかし、本件文書は、被評価者に関する情報を○○順に並べて記載しているものであり、○○しか配置されていないことから、実施機関の職員であれば特定の個人を識別することができるため、所属、職名称、職区分以外の情報を公開することはできない。
- 3 総合評価は、その内容に関する情報が第三者に公開されないことを前提に実施しているところ、○○職員の評価ランクに関する情報については、○○職員を含めた全体の概要として、ランク毎の人数を、被評価者への評価結果通知文に記載するほか、公にしている情報はない。○○職員や○○職員は、職種が多岐にわたるとともに、部署や年度による人数の変動幅が大きいと、特定の職種や所属の職員の評価ランクを公にすることは、特定の職員の評価ランクを公にすることに限りなく近い結果を招来することになる場合がある。そのような結果を招来しない場合に限り公開することは、該当する職員の多寡によって評価ランクが公にされるケースとされないケースが生じ、公平性を著しく欠く取扱いとなる。評価内容の公開は、人事評価に関わるものである以上、当然公平性が求められるものであるところ、○○という特定の職にある者に係る評価ランクを公開することは、人事評価業務に求められる信頼性を損ない、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすと認められる。

第六 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分の是非について、審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討

した結果、以下のように判断する。

- 1 本件審査請求は、公開条例5条1号及び7号ハの規定により本件文書の一部を非公開とした決定について提起されたものである。
- 2 本件文書は、〇〇を含む〇〇職員全体について記載された一覧表を、本件請求が〇〇に限定した情報の公開を求めるものであることに応じて〇〇以外の職の者に係る部分を除外したもので、その項目の名称は、所属、職名称、職区分、職員番号、氏名、期末面談実施日、自己評価、最終（二次）評価、総合評価ランク及び更新である。
- 3 条例5条1号の該当性について
 - (1) 当審査会において本件文書を見分したところ、〇〇について、所属、職名称、職区分、職員番号、氏名、期末面談実施日、自己評価、最終（二次）評価、総合評価ランク及び更新に係る情報が〇〇順に記載されていた。
 - (2) 審査請求人は、本件非公開情報のうち、所属、職員番号、氏名の欄に記載された情報を非公開とすれば特定の個人を識別することはできないため、評価の内容に係る情報は公開とすべきと主張する。
 - (3) 実施機関からの説明によると、実施機関において学校に係る文書を作成する場合には、〇〇順に記載することが通例となっているとのことである。
 - (4) 本件文書のように〇〇の職にある者のみが記載されている状態において、〇〇しか配置されていないという事実を鑑みると、実施機関の職員であれば特定の個人を識別することができるとする実施機関の主張には合理性が認められるため、本件非公開情報は公開条例5条1号に該当し、公開すべき情報とはいえない。
- 4 条例5条7号ハの該当性について
上記3のとおり、本件非公開情報は条例5条1号の非公開情報に該当することから、併せて同条7号ハの該当性についての判断までは行わない。
- 5 以上のことから、当審査会は、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

第七 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年（2022年） 9月26日	諮問書の収受
令和4年（2022年） 10月3日	審査庁からの事案説明、審査請求人からの口頭意見陳述、審査請求人から実施機関への質疑応答、当審査会から審査請求人への質疑応答、実施機関からの説明、当審査会から実施機関への質疑応答、審査
令和4年（2022年） 11月28日	審査、答申

情 個 審 答 申 第 7 1 号

令和5年（2023年）2月28日

枚 方 市 教 育 委 員 会

教育長 尾 川 正 洋 様

枚方市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

審査請求に対する裁決について（答申）

令和4年（2022年）9月15日付け教総政第811号により諮問のあった保有個人情報部分開示決定（令和4年（2022年）3月22日付け教総政第1412号）に対する審査請求について、次のとおり答申します。

第一 審査会の結論

枚方市教育委員会（事務所管は総合教育部教育政策課。以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった部分開示決定において部分開示とした回議書「〇〇職員（〇〇）採用試験の最終合格者（採用予定者）の決定について（令和３年〇〇月募集分）」（〇〇付け教育長決裁）のうち、「３．合格基準」の筆記試験及び面接試験の配点及び面接の採点方法に係る情報は、開示することにより、地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められないため開示すべきであるが、それ以外の判断は妥当である。

第二 本件審査請求の経過

１ 保有個人情報開示請求

令和４年（２０２２年）３月７日に受け付けた保有個人情報開示等請求書により、審査請求人は、枚方市個人情報保護条例（平成２９年枚方市条例第３９号。以下「条例」という。）２３条１項の規定に基づき、実施機関に対し、「令和３年〇〇月に実施した枚方市教育委員会〇〇職員採用試験（〇〇）の結果に関するプロセスの全資料」の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

２ 実施機関の決定

令和４年（２０２２年）３月２２日、実施機関は、本件請求に対し、①〇〇職員（〇〇）採用試験（以下「〇〇採用試験」という。）の最終合格者（採用予定者）の決定について（令和３年〇〇月募集分）（〇〇付け教育長決裁）、②採用試験結果、③採用試験の結果について（合格者用）、④採用試験の結果について（補欠合格者用）、⑤採用試験の結果について（不合格者用）、⑥提出物一覧表及び⑦合格者（採用予定者）の試験申込書の写し（履歴書）の７件の文書（以下「本件文書」という。）を特定の上、以下の理由に基づき、その一部の開示をする決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（保有個人情報部分開示の理由）

- ・条例１５条１項２号に該当

〇〇試験結果一覧及び採用試験の結果の通知に記載の開示請求者以外の個人の氏名、年齢、受験番号等は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。

- ・条例１５条１項８号に該当

試験の合格基準及び〇〇試験結果一覧の得点等については、実施機関の採用事務に関する情報であって、開示することにより、今後の試験内容や結果の推測につながり、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるものであるため。

なお、本件文書⑥については、上記のいずれにも該当しないとして全部の開示を行っている。

3 審査請求

令和4年（2022年）6月8日、審査請求人は、本件処分を不服とし、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づく審査請求を提起した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、総合評価制度による審査請求人本人のSAB評価又はSAB評価を数値化した情報の開示を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求書並びに当審査会における口頭意見陳述及び質疑応答の内容を総合すると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 ○○職員は、○○は勤務に対する評価によって任期の更新が行われており、○○採用試験においても総合評価制度における評価が合否の判定に当たり考慮されているはずであるので、開示請求者本人に係る当該評価に関する情報は開示すべきである。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の保有個人情報部分開示等決定通知書及び弁明書並びに当審査会における口頭意見陳述及び質疑応答の内容を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書①について、本件処分において非開示とした部分には試験の合格基準が記載されており、当該情報を開示することによって、今後実施する採用試験の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため開示することができない。
- 2 本件文書②は表形式となっており、記録項目は列によって、受験者の情報は行によって、それぞれまとめられている。本件処分において非開示とした列のうち、発番、受験番号、氏名、ふりがな、応募時年齢については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、開示することができない。また、受験番号列と最終合計列の間の列には、最終合計列に記録されている点数を決定するに当たって考慮した情報が記録されている。○○採用試験において、応募時点において同一の職種で勤務している受験者については面接試験を、それ以外の受験者については筆記試験及び面接試験を実施しているところ、最終合計点数の決定に当たりこれらのほかにいかなる情報を考慮しているかについては、これまで公にしておらず、今後もその予定はない。選考に当たり考慮している情報を開示請求に応じて特定の個人に対してのみ明らかにすることは、受験者間の公平の確保を困難とするものであり、職員の選考事務に著しい支障を生じるため、総合評価の結果に関する情報が本件文書②に記録されているかどうかを含めて、明らかにすることはできない。
- 3 本件文書③、④、⑤及び⑦について、本件処分において非開示とした部分は、開示請

求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、開示することができない。

第六 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分の是非について、審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

- 1 本件文書は、令和3年（2021年）〇〇月に募集を行った〇〇採用試験の合格者の決定に係る決裁文書（本件文書①）及びその添付資料（本件文書②～⑦）である。
- 2 実施機関は、本件文書①については条例15条1項8号に、本件文書②については同項2号及び8号に、本件文書③、④、⑤及び⑦については同項2号に該当するとして、それらの一部を非開示とする決定を行った。当審査会では、本件文書のそれぞれについて、上に掲げる非開示情報に該当するか検討する。
- 3 本件文書①を見分したところ、非開示とした部分には、〇〇採用試験の合格基準に係る情報が記載されていた。当該非開示部分のうち、筆記試験及び面接試験の配点に係る情報を非開示とした理由について、実施機関は、面接試験のみが課された受験者の最終合計点の算出方法を公表していない状況において、筆記試験及び面接試験の両方を課された受験者の配点に係る情報のみを開示することは、受験者間の公平を欠くこととなるとの説明があったが、合格基準を公にしないことの正当性を立証するまでの説明はなされなかった。試験科目ごとの配点は、他の地方公共団体の〇〇職員の採用試験において募集時に公表されている事例もあり、これを開示することにより、採用事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認めることはできない。よって、筆記試験及び面接試験の配点及び面接の採点方法に係る情報については開示すべきである。その他の部分については、採用事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすとする実施機関の主張には理由があると認められる。
- 4 本件文書②を見分したところ、非開示とした部分のうち、発番、受験番号、氏名、ふりがな及び応募時年齢の列には特定の個人が識別できる情報が記載されており、条例15条1項2号ただし書に規定する情報は含まれていないと認められた。また、非開示とした部分のうち、受験番号列と最終合計列の間の列には、最終合計列に記録されている点数を決定するに当たって考慮した情報が記録されていた。審査請求人は、〇〇採用試験において総合評価制度における評価が合否の判定に当たり考慮されているはずであり、それに該当する部分を開示すべきと主張する。これに対し、実施機関から、最終合計点数の決定に当たり筆記試験及び面接試験の結果以外にいかなる情報を考慮しているのかについては、これまで公にしておらず、今後もその予定はないとの説明があった。採用事務において、受験者にいかなる情報を公表するかについては一定の裁量が認められるところであり、最終合計列に記録されている点数を決定するに当たって考慮した情報を開示することにより採用事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすとも認められる。

- 5 本件文書③、④、⑤及び⑦を見分したところ、非開示とした部分には、文書番号、受験番号及び氏名のほか、不合格者にあつては得点及び順位、補欠合格者にあつては得点、順位及び補欠順位が記載されていた。これらの情報は、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものであり、条例15条1項2号に該当する情報と認められ、同号ただし書イ、ロ又はハに該当すると判断できる情報も含まれていないと認められる。
- 6 以上のことから、当審査会は、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

第七 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年（2022年） 9月26日	諮問書の収受
令和4年（2022年） 10月3日	審査庁からの事案説明、審査請求人からの口頭意見陳述、審査請求人から実施機関への質疑応答、当審査会から審査請求人への質疑応答、実施機関からの説明、当審査会から実施機関への質疑応答、審査
令和4年（2022年） 11月28日	審査
令和5年（2023年） 1月19日	審査
令和5年（2023年） 2月28日	審査、答申

情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況 令和4年度(2022年度)
令和5年(2023年)10月

編集・発行 枚方市総務部コンプライアンス推進課

〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号

電話 072-841-1294

FAX 072-841-3039

Eメール complan@city.hirakata.osaka.jp

<http://www.city.hirakata.osaka.jp>